276
159

始

トエ4G-47
276-159

海軍大臣男爵齋藤實閣下題辭
東北大學總長澤柳政太郎先生序文
東京高等師範學校教授永井道明先生序文
可野榮治新著

武德教科

劍道團隊教範

東京
大阪
鍾美堂發行

大正
1.11.14.
内交

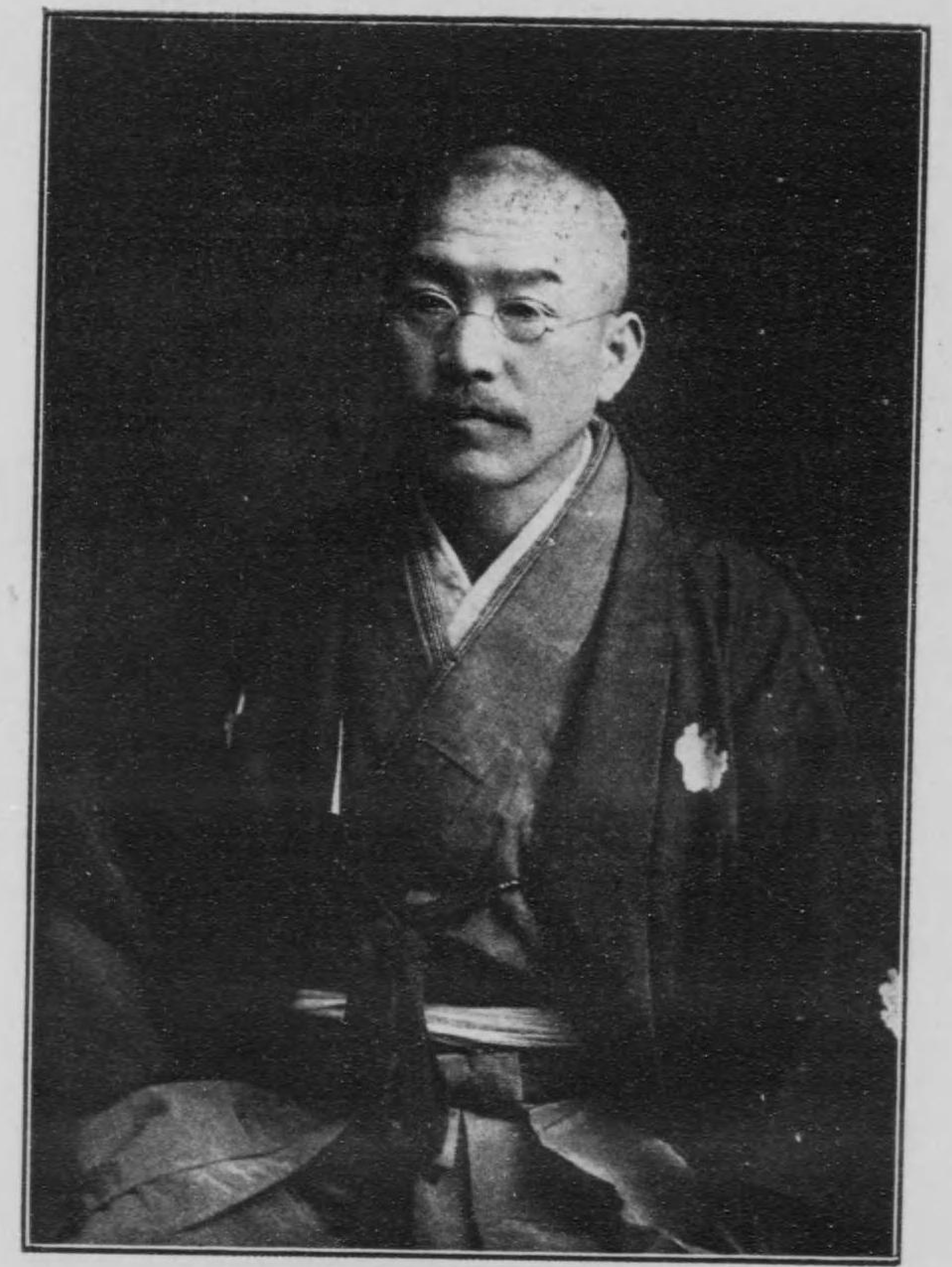

劍道師範　可野榮治　無念齋

神武

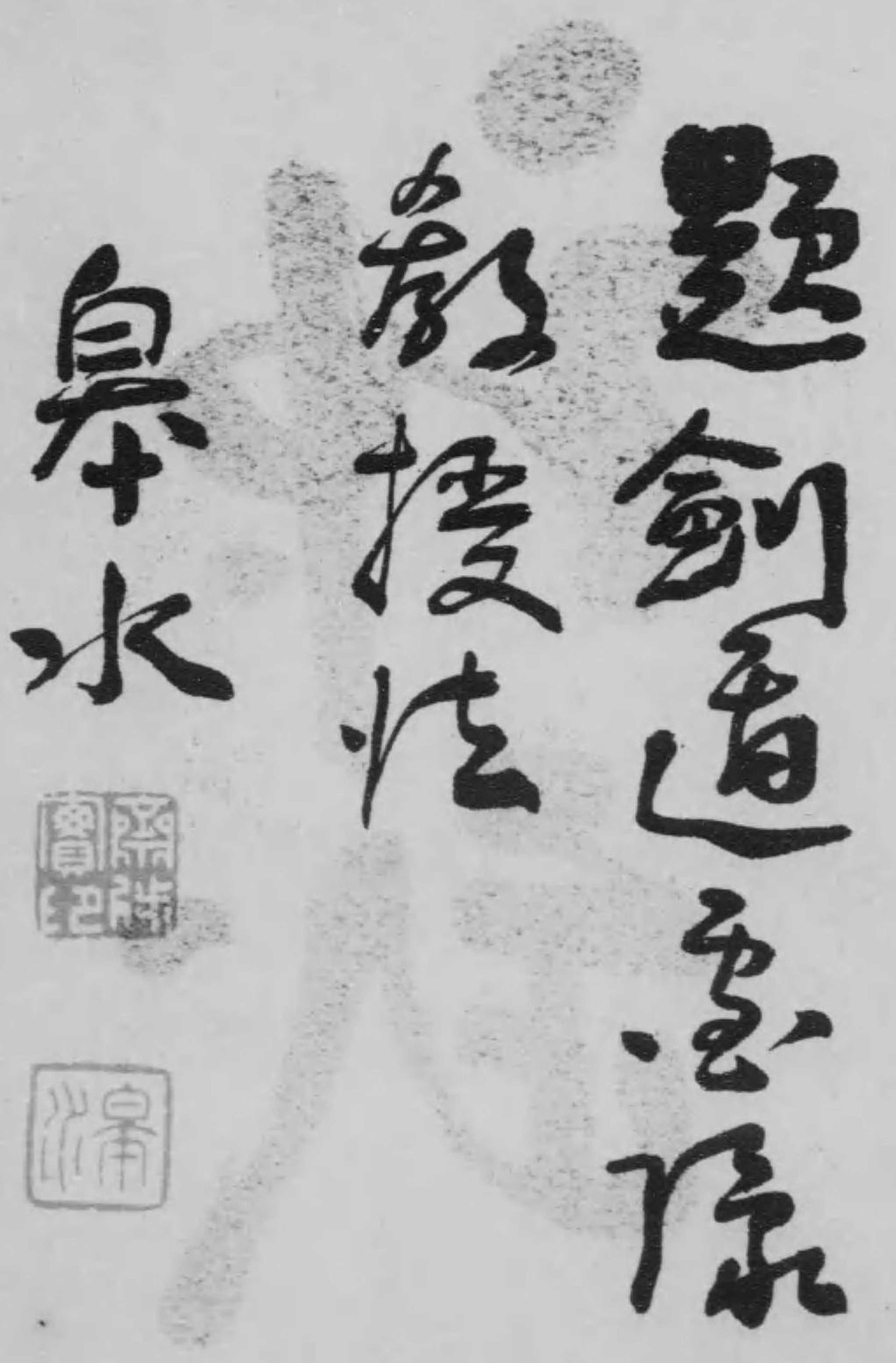

序

我が古來の武術たる劍道及び柔道を學校の教科に加へんとするには尙ほ幾多の研究を要するものあり。如何にせば激動に陷ることなく身體四肢の均齊的發育に資すべきかと云ふが如き工夫を別とするも、如何にせば今日の團體教授に適合せしむべきかの問題は必ず先づ解決せざるべからず。從來之を試みたる事の無きにあらざるも未だ實地に施して廣く是認せらるゝものあるを聞かず。可野榮治氏は劍道に堪能なる士なり。多年考案する所あり、遂に團體教範を編制するを得て、之を公にして世に問はんとす。予は劍道

序

剣道を教育上に利用するの方法は目下研究を要す可き我國の一問題にして、斯道に從事する者の奮つて考慮す可き事業なり。而して現時工夫上の二弊あり、曰く頑迷固陋にして武道の精神活用を勉めず徒に形式の踏襲を以て其本分と心得更に今日の進歩に適應せしむるの工夫なき其一なり。曰く輕佻浮薄にして皮相の形式を眞髓視し根底無き工夫を造出し其技をして俳優的武術にあらずんば動作遊技に類するに陷らしむるもの其二なり、共に斯道の發展に益なく或は反て害を爲す、深く戒むべき所なりとす。

に於て門外漢たるも夙に此種研究の必要を感ずること却つて世の頻りに劍道柔道を鼓吹する者よりも切なり。假令著者の工夫にして完しと云ふ能はざらんも其の他の考案を促すに至るや必せり。知るべし本書の我が學校體育に裨補あることを。即ち需に應じ喜んで一言を序す。

明治四十五年三月上浣

仙臺に於て

澤柳政太郎しるす

此時に方りて可野榮治氏の立案の如き其方法形式の適否は斯道大家の批判を竢ちて之を知る可く固より予輩の妄斷を許さゞる所なりと雖も其工夫の着眼に至りては蓋し前二者の弊を脫したるものなるを認む。余輩は此類の工夫が多々益〻天下に行はれ遂に斯道の光明を認むるに到らむことを切望して止まざるの至情より玆に一言を敍すと云爾

明治四十五年三月

永井道明

緒言

一、著者劍道を將校·下士·憲兵·警察官及び中學校其他諸學校等に教授すること玆に數十年、現に尙ほ其の任にありて專ら斯道の普及發達と其の教授の方法とを研究焦慮しつゝあり。私かに時勢に鑑みて謂へらく、多數の生徒に同一時間に教授せんには團隊教授に由らざるべからずと、考慮熟思すること多年遂に其の平素教授する處の刀法を團隊の教授に應用して昨春より之を一學校に實施し頗る見るべきの好成績を收めたり。然るに文部省は昨秋に至り令を下して劍道を中等諸學校の正科に編入するを得しめらる。是に於てか愈〻劍道團隊教授の必要を認むるに至れりと雖も未だ完全なる團隊教授の方法あるを聞かず、斯道の爲めに甚だ憾むべきの至りなり。此の時に際し其の方法を示せる本書の出版は幾分か此の缺點を補ふ所あるべきを信ず。

二、本教範は團隊に教授するを目的として創案せしものなりと雖も其の精髓とする處は劍道の神聖なる精神を發揮するにあるを以て、其の性質體操と全く其の趣きを異にし全然劍道の精神と心身鍛錬の趣旨とを以て多數を同一時間に教授し聊か文部省訓令の意に副はんことを期したり。

三、本教範は精神の修養意志の鍛錬元氣の涵養を目的として著述せしものなれば、總て劍道の古法に則り劍道修養に關する諸法を網羅し古より傳はる處の劍法の精髓は收めて此の一卷に在り。而して其の應用變化の如きは練習の功を積むに從つて自ら達し得べきものとす。

四、古より劍道には口授秘傳ありとして之が奥義に、關せる記錄は空しく之を筐底に藏めて容易に他に示さゞりしが、現今に至りても尚ほ其弊を承けて所謂口授秘傳を口にして得々たる者あるは陋も亦

甚し。之が爲めに其の學ぶものをして力能く及ぶべからずと爲し中途にして挫折する者あるに至らしむるは實に遺憾の極みなり。故に本書は力めて此の弊を救濟せんとし其の奥義と雖も言說の及ぶ所は之を此に收め以て斯道の本末を謬らざらしめんことを期したり。

五、物に本末あり、事に終始あり、刀法を學習するに當りては先づ刀の拔き方納め方より學習せざるべからず。從來の劍道修業に於ては之を輕視せるの嫌あり、實に一大缺點なり。故に本書は先づ之を第一節に收め以下各節に及ぼしたり。

六、腹力を養成し呼吸の旺盛血液の順調を圖り諸關節を統一的に回轉自在ならしめんが爲に、特に前立截斷を編入せり。

七、本教範を中等諸學校の各學年に配當するには第一節より第十六節まで及び第二十五節と前立截斷とを第一學年に課し第十七節よ

り第二十五節まで及び前立截斷とを第二學年に課し、又高等小學校に課するには中學校第一學年と同樣にすべきものとす。

八、近時運動遊戯の勃興するに連れ劍道をも之と同一視して演技の末に趨り唯勝負にのみ腐心するの傾向あり、是れ抑も劍の德を瀆し劍道の精神を愆るの甚しきものなり。何事に於ても然るが如く特に劍道に於ては其精神より入らざるべからず。劍道は運動遊戯と異り武士的精神の修養意志の鍛錬を主眼とするものなれば之を學ぶに志すもの必ず此の敎範を座右に備へ日夕誦讀玩味し以て其の精神を識得し徒らに其の末に趨らざらんことを要す。

國の爲め盡す心のふかければ
　學びし道を世にぞ知らする

人問はゞ逢うてかたらむ斯道を
　盡す心に二つなければ

明治四十五年三月

著者誌

凡例

一、本敎範は主として中學程度の學生に課するを目的として編纂したるものなれども少しく斟酌するときは壯幼男女何れの學校にも適用し得べし。

二、演習を反復する回數は訓練と年齡とに應じて其數を增減す即ち初年級年少者には操練の度數を少くし進むに從つて漸次度數を增して課すべきものとす。

三、演術中己がめつけは常に對抗者の眼及び動作と武器の活動とに注ぎ、決して緩慢の擧動あるべからず。

四、本書に説明する處の動作は一節毎に一種又は二種以上の寫眞版を以て示したれば略ぼ其次第を了解し得べしと雖も、其精細なる點は各節に於て懇切に説明しあるを以て心して讀むときは初學者と雖もよく其の動作の如何を了解し得べし。

五、踏込む幅及び高さ等は習熟するに從ひて增加すべし。

六、演術中の發聲は高聲に且つ活潑に唱ふべきものとす。

七、生徒實演中に於ける掛け聲は「彌」「鬪」「得」の三つにして「彌」は截攻まんとするときの發聲「鬪」は鎬凌ぐ時の發聲「得」は截斷の時の發聲なり。而して(右左彌)と示せるは左翼隊も右翼隊も共に「彌」と掛聲し(左鬪)と示せるは左翼隊のみ「鬪」と掛聲すべきものなり。

武德教科 劍道團隊教範

目次

第一　誓示……一
第二　集合、整列、及び排列……二
第三　禮式……二
第四　姿勢と動作……三
第五　蹲踞……四
第六　身構……四
第七　手の內……六

第八　拳……七
第九　足構……七
第十　間合……八
第十一　心氣體……九
第十二　氣合……九
第十三　目付……一一
第十四　發聲……一二
第十五　稽古の心得……一二
第十六　團隊劍術型……一七
○整列の事……一七

○蹲踞型　自第一節至第二節……二〇
○起立の型　自第三節至第廿五節……二八
○附前立截斷……七一
第十七　附說……七四
一　劍道の沿革……七四
二　日本刀・木太刀・竹刀各部の稱呼……八一
三　試合心得……八五
四　審判心得……八六
五　澤庵和尚の柳生但馬守に與へたる劍道の要訣……八九

目次終

武徳教科 劍道團隊教範

第一 誓示

第一 忠君愛國の大義は武道の本領なり平素心身を鍛錬し義勇奉公の修養を怠るべからず

第二 節義廉耻は吾人の生命なり。苟も怯懦背信の行爲あるべからず

第三 禮義慈愛は武道の精華なり苟も長を凌ぎ少を侮り他を侮蔑するの行爲あるべからず

第四 質素は剛健の因にして浮華は惰弱の源なり互

に相切磋し輕佻淫靡の行爲あるべからず

第五　師範に對しては禮義を盡し其指揮命令に服從し決して規律節制に背く等のことある可からず

第二　集合、整列、及び排列

集合整列及び排列等の準備的動作はすべて普通體操法に據るものにして唯だ排列をなすに當り左右の間隔及び前後の距離を廣く取り動作を十分ならしむる樣すべし。

第三　禮式

太刀を携へ敬禮を行ふには、先づ直立不動の姿勢を執り左手を以て太

刀の鍔下を握り甲を外にして其握りを左股に着け。約四十五度に正しく之を保持し右手の指は並べて輕く伸し右股に着け中指を袴(ヅボン)の縫目に當て。體の上部を約十五度前に傾け受禮者に注目す。

第四　姿勢と動作

體を正しくし顔は俯かず傾かず歪まず額及び眉間に皺を寄せず眼球を動かさず瞬きせず目を少しくすくめる心地にて朗かに對抗者の胸部を見る、鼻筋を直に少しく頤を引く心地にて頸筋を直にして徐ろに力を入れ兩肩を落す心地にて脊筋を直ぐに腰を据ゑ臀部を出さず腰を屈せざる樣に兩膝より足の指先迄徐ろに力を入れ心氣力を臍下丹田に込め心廣く體胖に變化開展屈伸自在に機に臨み變に應じ敏捷の動作を爲し得る樣すべし。體に偏曲なく手足の動作は其輕重宜しきを得て始めて眞正なる業表はる。姿勢動作は表面に表はるゝものな

る故、最も正しく且つ遅滞なく機敏なるを要す。初に惡しき形に染みなば其惡癖容易に直り難し眞に注意すべきことなり。

第五　蹲踞

太刀を體に直角にして輕く體驅に添へ、兩足を約六十度に開きて爪立て踵を離さず上體を屈反することなく膝を屈して身體をかゞめ、兩膝頭を約六十度に開き臀部を兩踵に輕く載せ體重を兩足先にて平均に保つ、頭は眞直にして前面を直視し心氣力を臍下丹田に込め其力を腰に及ぼし完全に之を据うるものとす。（第一節甲圖參照）

第六　身構

イ、　晴眼構。　太刀を双手にて持ち兩肘を張ることなく、對抗者の兩眼と鼻の間に太刀先を向け左手の握りを己れの臍の邊に据え構へ、太刀

を少しく前に出すと同時に左足を少しく退け兩踵を少しく浮かし指先に力を入れ輕く踏み體を支へて構へ、前後左右自在に進退し得る樣腰と足にて釣合を取り、頤を引き手足及び身體を輕く保持し心氣力を臍下丹田に込め其力を腰部に及ぼし、氣合を發し臨機應變千變萬化開展自在なるべし。　則ち目にて見るに非ずして心眼を以て視るが故に晴眼と云ふなり。

ロ、　上段構。　八相上段(左右)は直立の姿勢にして體を少しく右斜に太刀を頭上に右斜に冠り、對抗者の構の變動に應じ或は進み或は退き虚に乘じて斜に踏み出し構ふ。　即ち左手の握りを前にして構ふる際には太刀を頭上に左斜に冠り、左足を左斜に踏み出し兩踵を浮かし指先に力を入れ輕く踏み體を支へ。　稍々前掛りとなり或は直立或は體の上部を左右上下大形に搖り、臨機應變自在に進退し得る樣腰と足とにて釣合を取るなり。　眞向上段は直立の姿勢にして體を眞向に太刀を

も眞向斜に冠り構へ、右手を右へ開き或は左足を左へ開き踵を浮かし指先に力を入れ、恰も一線上にあるが如くにして體を支へ其上部を反らし胸を張り腰に力を込め、進退懸引き轉變自在に出來得る樣に腰と足にて釣合を取るべし。

中段下段の姿勢構へ方は大體晴眼構に同じ、其異なる要點は下の如し。

太刀先を對抗者の臍の上又は下へ向け左手の握りを己の臍の邊に据ゑ構ふ、但し此構は平素の試合に多く用ゐず、兩刀或は薙刀小太刀槍銃槍等と試合の場合に多く試むる構なれば平素修業鍛練すること肝要なり。

第七 手の内

手の内は恰も兩手にて手拭を絞る心地にて、兩手の小指と藥指に力を入れて太刀の柄を握る。（殊に左手の小指と藥指に力を入れて握る）右

手の内は寛ろげ兩腕及肩胛關節部を凝らざる樣太刀を精神にて持つと心得輕く和らかに握ることも忘るべからず。

第八 拳

太刀先に力味を持たせるは拳に基因するが故に截斷鎬凌等に際しては必ず拳に力を入れ懸待を要とすべし。左右反動を受くれば拳回轉自在に働き或は應じ或は乘じ或は激して對抗者の虛透を截斷するの工夫を怠るべからず。尙手の内は勿論姿勢・身構・足構・心氣體・氣合稽古の心得等を參照すべし。（懸とは截り攻む態度。待とは對抗者の截り攻むを待ちて鎬凌ぐ態度をいふなり）

第九 足構

普通徒歩の動作にて踵を浮かし、兩足の關節を和らげ指先に力を入れ

輕く踏み、前後左右進退自在に開展し得らるゝ様中心を取り體を支へて構へ立つべし。

第十 間合

間合は現實の間數にあらず、心に描きたる間數なれば對抗者に覺られぬ間數をいふなり。截り合の際双方の太刀先合はざる程度に位置を占め截合截攻鍔競合となることあり其際は速かに離るべし。併しながら離るゝ際空しく退くに於ては其虚に乘じ截斷せらるゝが故に離るゝ際必對抗者の虚を截りて退くか或は業を出さしめず太刀を拂ひて退くか、何れ進退懸引自在にして敵に乘ぜられぬ樣に心を配るべし總じて勝負を決するの機は實に此の間合にあるものと知るべし。

此の間合のことは心氣體氣合の項を參照して充分研究すべし。然る時は一尺二寸の小太刀にて九尺柄の長槍或は薙刀銃槍等に向ふ際に

於てもこれ等と我が太刀先合はざる程度より尚ほ離れて間合を取るの心得自然に出來、刀の長短一味にして差別あることなきに至るべし。

第十一 心氣體

「氣は心」といふ諺もある如く心は氣に隨ひて動くものにして心は水の如く氣は風の如し。然れば心氣相通ずるや水は風に從つて活動し千波萬波起伏窮極する處なく。此活動は體に波及して其勇勢を喚起するものなり。即ち體は心氣の刺擊に因りて始めて活動を現ずるなり。されば心を寛く且つ強く氣を靜かに且つ剛にして、而かも心に功意を抱かず氣を着實に體を胖にし以て緩急度を失することなく、能く事の大小を識別して以て管より天を覗ふが如き誤なきを要す。

第十二 氣合

氣合とは心氣力を臍下丹田に收め腹力を增し體力を養ひ空虛なく心力を用ゐずして心力の敵に徹する處なり。天明無私の境に入りて眞如の月影淸く無念無想を觀ずれば氣位を生ず。氣位は無象なり己が氣品を高きに置き低きを見下すが如し。陽に居て陰を制する如く公明正大の氣象を養ひ精神沈着にして如何なる紛雜の場合に際しても恐懼せず侮慢せず憤躁せず機に乘じ聲を發して氣と氣の間を截斷するを眞の氣合といふなり。尙ほ其の心得要點を摘記すれば左の如し。

一、氣を總身に充滿せしめ敵の意氣の弛みたる呼吸を量り截攻み敵の意氣の拔けたるにつけ込むべし。

二、敵の焦つてつけ込み飛び込み來る場合は其呼吸を量り體を反り外づし或は體を展らき或は退くべし最も熟練を要する處とす。

三、敵と意氣の衝突を求めざる樣心を用ゐ泰然自若として敵の氣の拔けたる處を利用すること肝要なり。

四、氣を以て截斷するは双互精神上の爭なれば勝は精神鍛錬の多寡に依りて決するものと知るべし。

第十三　目付

目付には觀と見との二あり。觀は廣く深く大なる目付なり。見は狹く淺く小なる目付なり。觀は心眼力强くして人の精神を觀破し見は地形實況間取りを見此兩者を以て對抗者の全體を見渡し睛覘を胸部に廣く付け遠近長短の間合を量り管見せず全體を見下ろすなり。之を遠山の目付と云ふ。眼は心に從ひ臆病の氣味あり。故に肉眼を以て見ず心眼を以て見るを要す。是れ精神鍛錬の素なり。目は物に移り易く心を迷はしめ色に附き色に隨ふといふ。色には附くべからず眞の心眼力兵法の智德を以て進退屈伸變化自在なるを要す。是必勝眞の位なり。但し初めは色に附き易きものなれば深く注意し鍛錬其

の功を積み色に隨ひ心を迷はさざる樣心掛くること實に根本の意義なりとす。

第十四　發聲

發聲は氣合の先驅なるが故に勝負の際必初めに於て「彌」鎬凌く時は「鬪」截斷には「得」と發聲することを忘るべからず。

第十五　稽古の心得

武術の修業は禮に始まり禮に終るを原則とす。先つ心を正し行動を愼み心寛く體胖に悠然として心氣力を臍下丹田に收め其力を腰に及ぼして體の据りを完全にし、一擧一動間髮を容れざる眞劍勝負と心得、姿勢を正し間合を量り睛覘を外づさず對抗者の動作に注目し、決して油斷せず輕擧せず機に乘じ變に應し。總身固まらずして愼重の態

度を以て元氣旺盛に且つ烈しく稽古すべきものとす。若し常に此心懸なく法を守らず唯打勝をのみ目的とするに於ては、如何に修業年月の多きを累ぬとも決して上達するものにあらず。故に平素の稽古に於て法を守り刀背打平打を戒め面籠手胴等を賴みとせず。常に心に甲冑を裝ひ心氣を皷舞して恐れず屈せず鐵身以て兩腕を伸し、充分踏み出し肉を截りて骨に至るの元氣と覺悟とを以て稽古を勵み、精神の修養と意志の鍛錬とを主とするを必要とす。斯の如くすれば素面素籠手の勝負の際心氣引け臆病となり。對抗者より追込截攻追廻はされ敗を取るの憂なし。且つ此心掛にて立合はゞ强者と見て懼れず弱者と見て侮らず、如何なる場合に遭遇するも悠揚迫らざるの態度現はるゝや必せり。尙ほ其心得と注意の要點とを摘記すれば次の如し。

稽古の際心得べき要點

一、見眼の稽古は眼に觸れたる行動を電光の如く腦裏に收むる

にあり。

二、心　心の稽古は眼より送り來る業を考慮して之を手足に及ぼすにあり。

三、手足　手足の稽古は心より移し來れる業を手足にて實施し自然に體に及ぼすにあり。

四、體　以上の業は皆之を體に及ぼすが故に心氣力を臍下丹田に收め。其力を腰に及ぼし體の動作は業に隨從して自然に行はるゝ樣にすべきものとす。

稽古の際注意すべき要點

一、專心一意疑心なく剛直にして所作の柔和なること。

二、心身凝滯なく兩肩を和かにし擊は正確に冴のあるを要す。

三、所作に大調子小調子の二あり。足は手に隨從するものなれば腰を据ゑ足運び輕く進退自在轉變自由なるを要とす。此處工夫

專一に執行すること根本なり。

四、病氣を去ること必要なり。こは數年の修業執行を積みて種々の念着心及び諸慾を制し心氣正しく一物なく眞直に行くを之れをこれ病氣を去るとはいふなり。

五、無念なること必要なり。すべて人の心は移り易きものなれば對抗者の色に動かされず胸中更に一物なきをば無念とはいふなり。凡そ念あれば形を生じ無念なれば形なし形なき處即ち本心の正體棒心の位なり

六、三本勝負の時の心得を擧ぐれば初め一本負くるも後の二本勝たば勝負は勝となる。故に初め一本負くるも力を落さず焦らず迫らず愼重の態度を以て立合ふべし。

七、惡しき所作左に

一、藏なまりの事　一、足を引きずる事

一、所作急く事

一、手の内寛む事

一、截拍子の事

一、腰かゝむ事

一、力の入れ處をあやまる事

一、我と敵と見合ふ事

一、敵の心を疑ふ事

一、危ぶむ事

一、肩を差す事

一、身をつくろふ事

八、善き所作左に

一　截の離るゝ事

一　截大きくなる事

一　心指一筋なる事

一　身に力味なき事

一　肩を落す事

一　力を能く遣ふ事

一　足遣り輕き事

一　所作の勇しかるべき事

一　截疑なき事

一　突立ちたる身位の事

一　撃拍子截拍子の無き事

一　心の固まらぬ事

よしあしと思ふ心の二筋を

よくわきまへる身となりてみよ

第十六　團隊劍術型

○整列の事

動作の順序　次の號令を用ゐて整列の動作を終始す。

一　初めの動作

二列横隊に集まれ（此號令にて師範の前に集まる）

右へ準へ　直れ

番號（普通體操の如く番號を唱ふ）

敬禮（師範に對して敬禮を行ふ）

前列九歩前へ進め　廻れ右

禮

右手間隔に開け（必要に應し右又は左或は中間等を標準に展開す）

兩列三步前へ進め

二 終りの動作

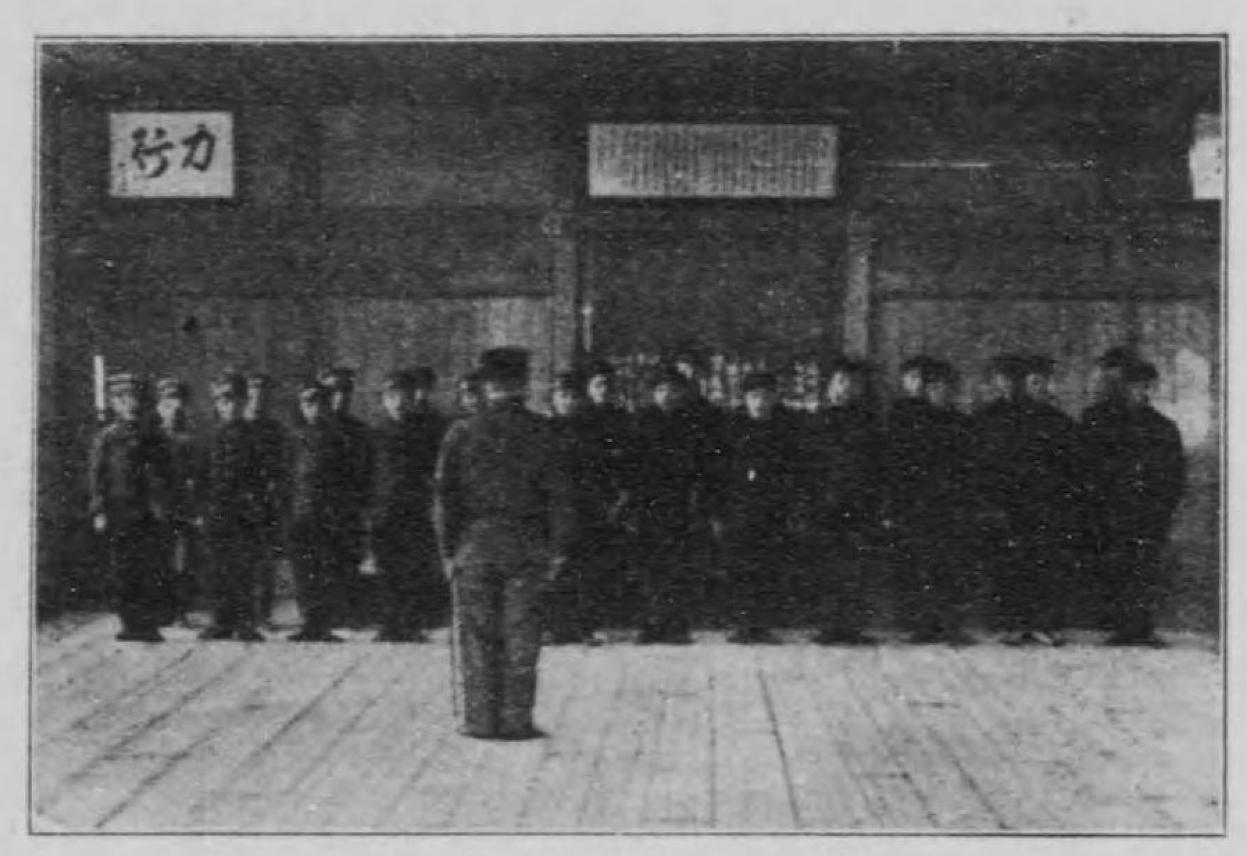

二列横隊之圖

左右兩翼隊對抗之圖

禮

左翼隊廻れ右

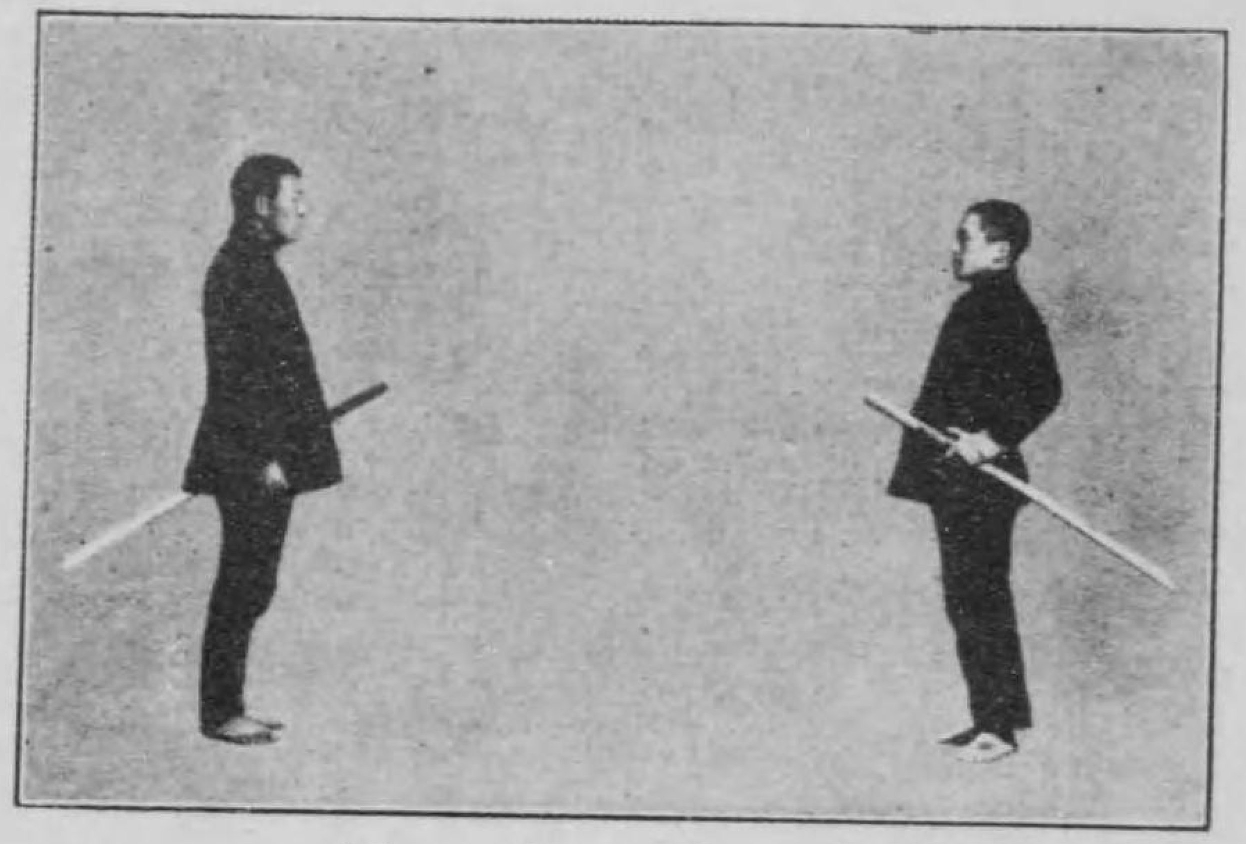

直立之圖

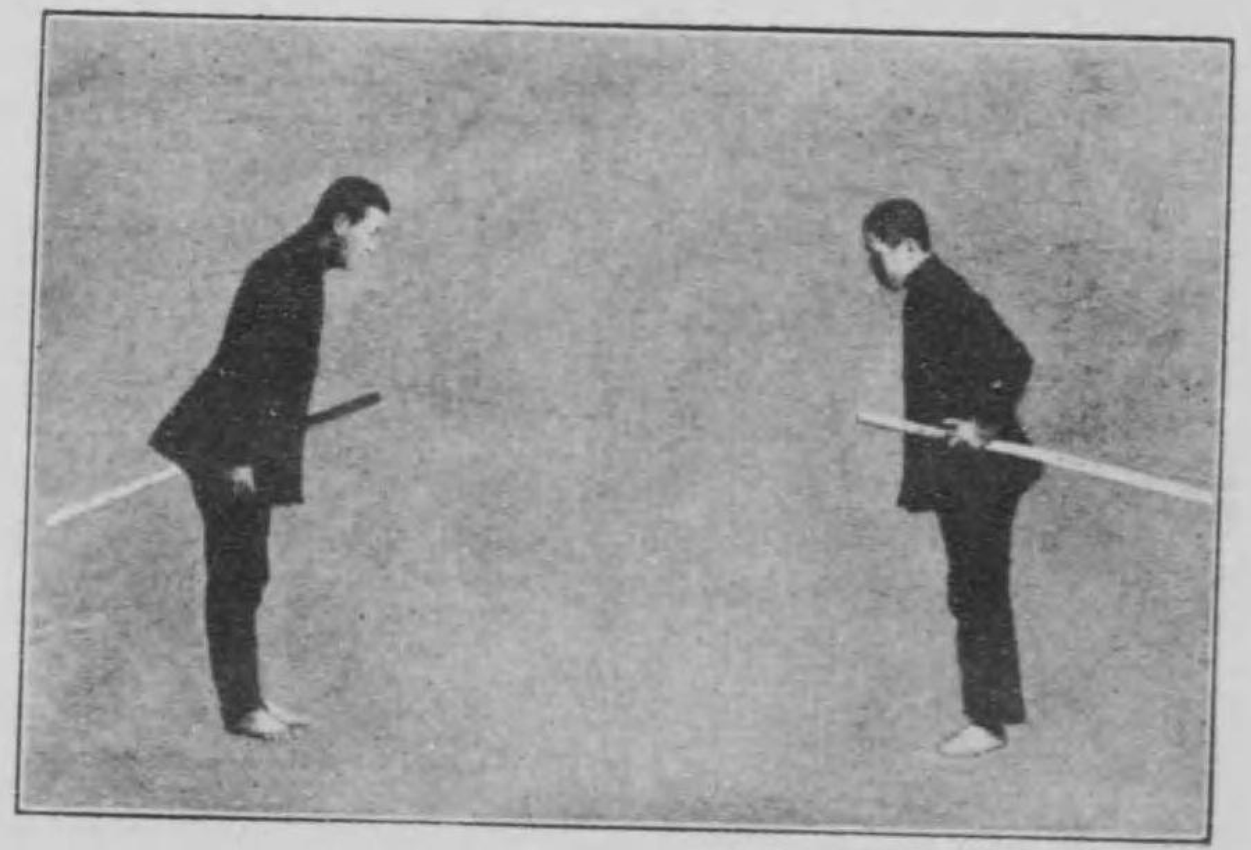

禮式之圖

右翼隊三歩前へ進め
敬禮

説明

一、總て整列の際には左手を以て太刀の鍔下を握り拇指を鍔に掛け左股側に添へ右手の指は輕く伸ばし之を並べて中指を袴の(ヅボン)の縫目に當て整列すべし。

二、敬禮とは師範に對するの禮にして禮とは生徒相互の禮をいふなり。

三、前列を左翼隊と稱し後列を右翼隊と稱す。

第一節 ○蹲踞型

(總て團隊動作を終始すること整列の時の如くす以下各節皆同じ。)

號令 深く膝を曲げ―。用意。刀を拔き晴眼に構へ。

前面截斷――截斷。止め。刀を納め。直れ。

(甲)蹲踞の圖

説明

一 「深く膝を曲げ―」の令にて左手を以て鍔下を握り拇指を鍔に掛け兩膝を深く曲げつゝ兩足を爪立て兩膝を充分に開き兩踵の上に臀部を据ゑると同時に右手の指を並べて右股の上に置くこと(甲)圖の如し。

二 「用意」の令にて左手首を内仰向きにし拇指にて太刀の鯉口を寛け太刀を左髖骨の上部に抱ひ込み同時に右手を太刀の柄に掛け

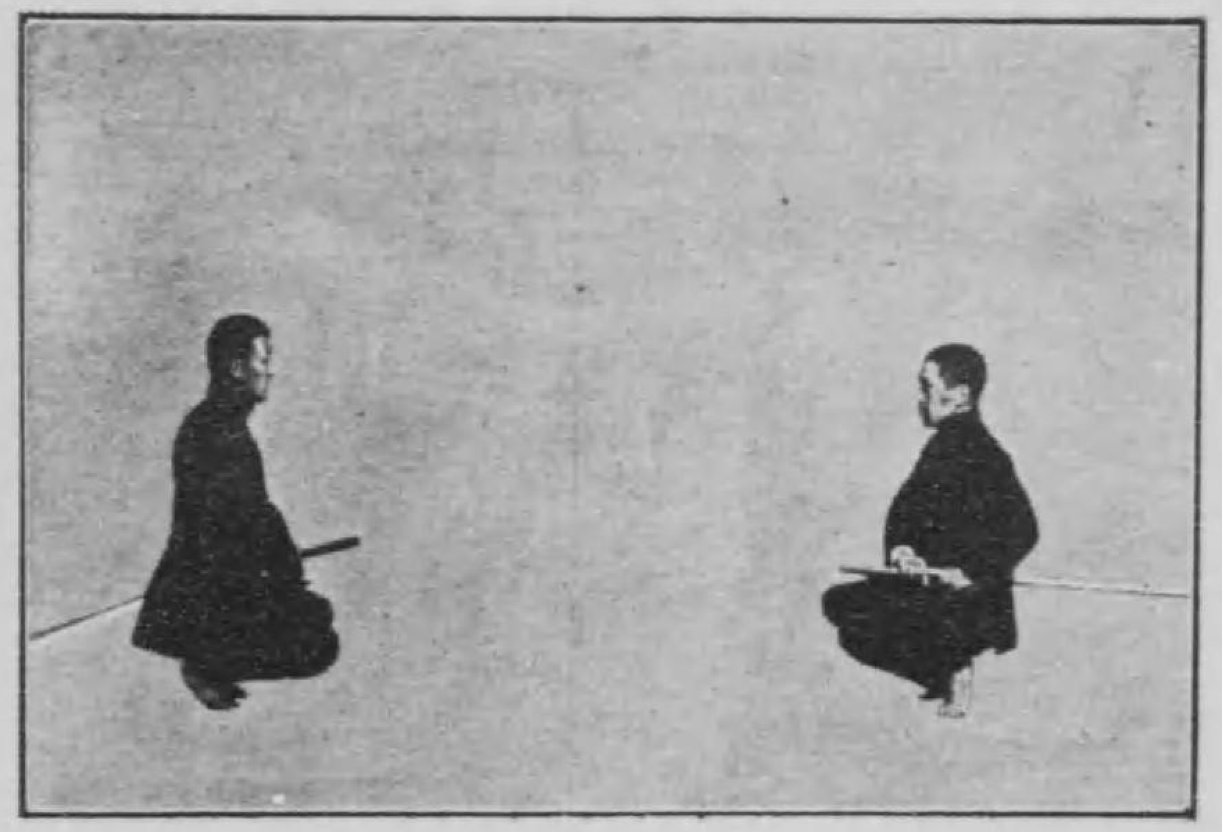
(乙)用意の圖

徐に握り兩腕に極めて少しく力を入れ身構ふること(乙)圖の如し。

但し木刀にては鯉口を寛ぐる實況を示し能はざるを以て師範は眞刀にて之を示すべし。

三 「睛眼に構へ」の令にて刀を徐ろに抜き同時に胸を張り其構へをなし(左右彌)と發聲する動作(丙)圖の如し。

注意 (左右彌)とは左右兩翼隊同時に彌と發聲するをいふなり。

四 「前面截斷」の令にて(左右鬪)と發聲し刀を眞向頭上に冠り(左右得)と發聲し前面を截斷すること(丁)(戊)圖の如し。

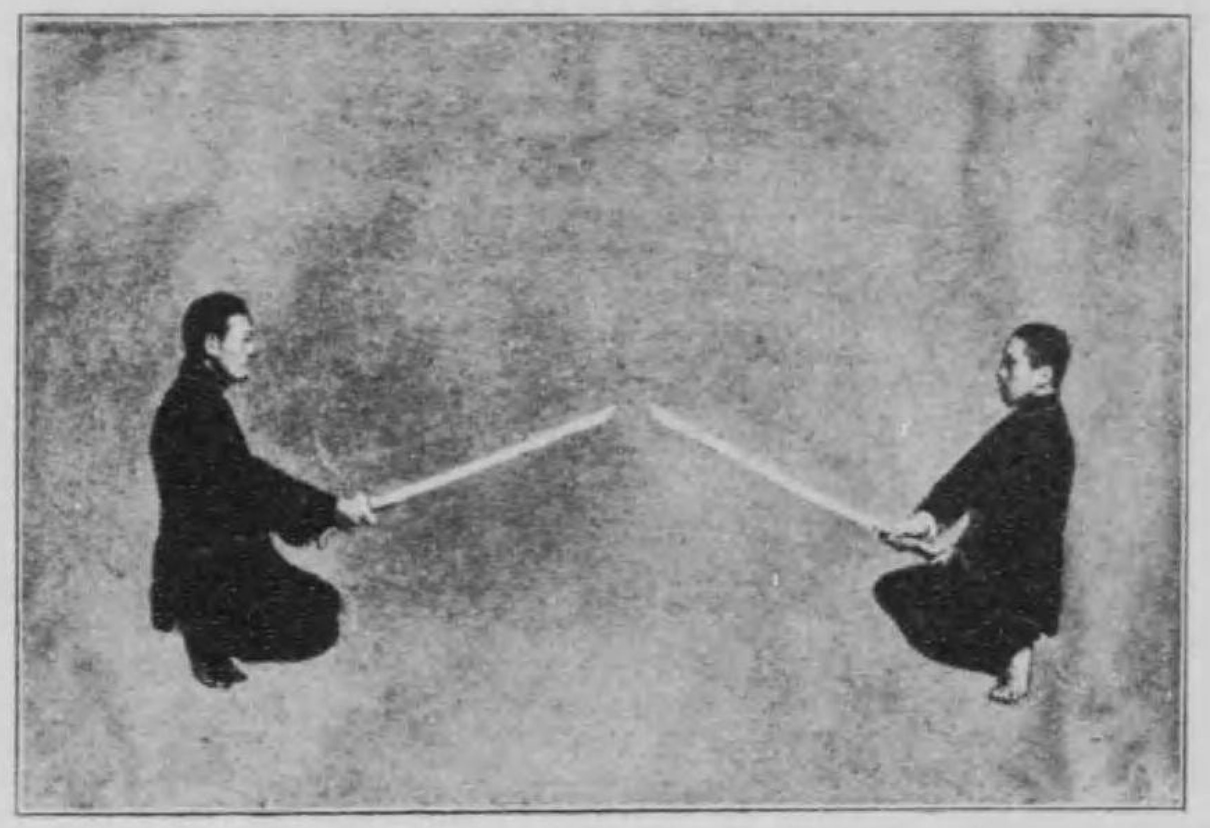
(丙)睛眼に構へたる圖

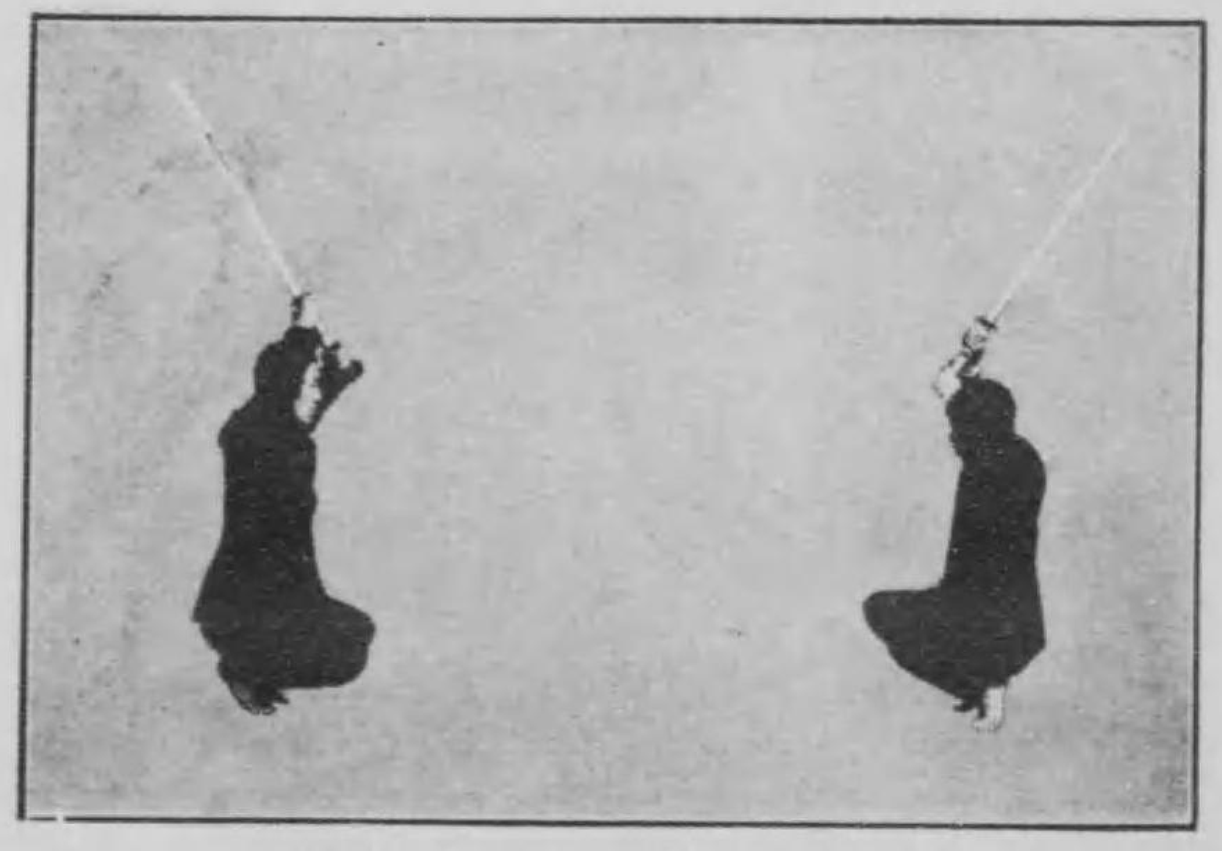
(丁)太刀を眞向頭上に冠りたる圖

注意 (左右鬪)又は(左右得)とは左右兩隊同時に發聲するものなること前に同じく以下皆同じ。

五　「止め」の令にて動作を止む。

六　「刀を納め」の令にて左手を以て鯉口を握り太刀を左方に倒し

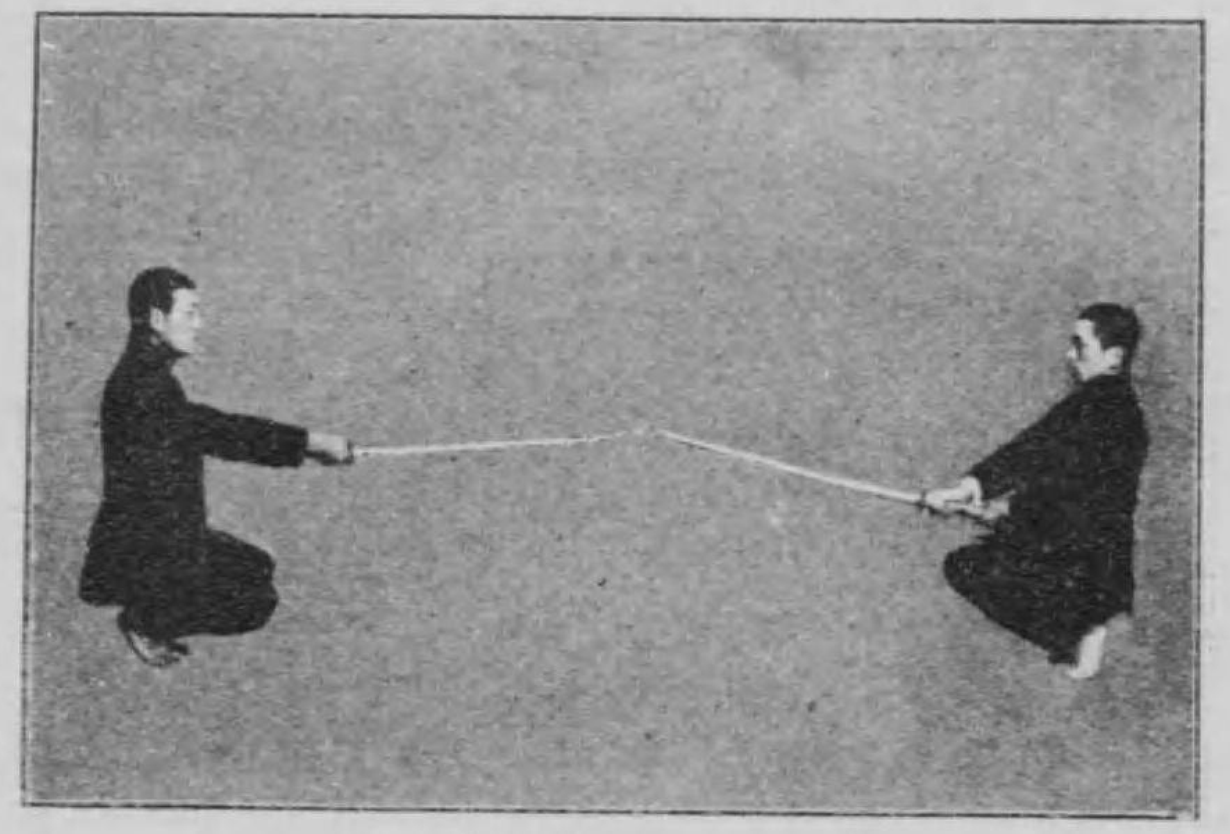

(戊) 前面截斷の圖

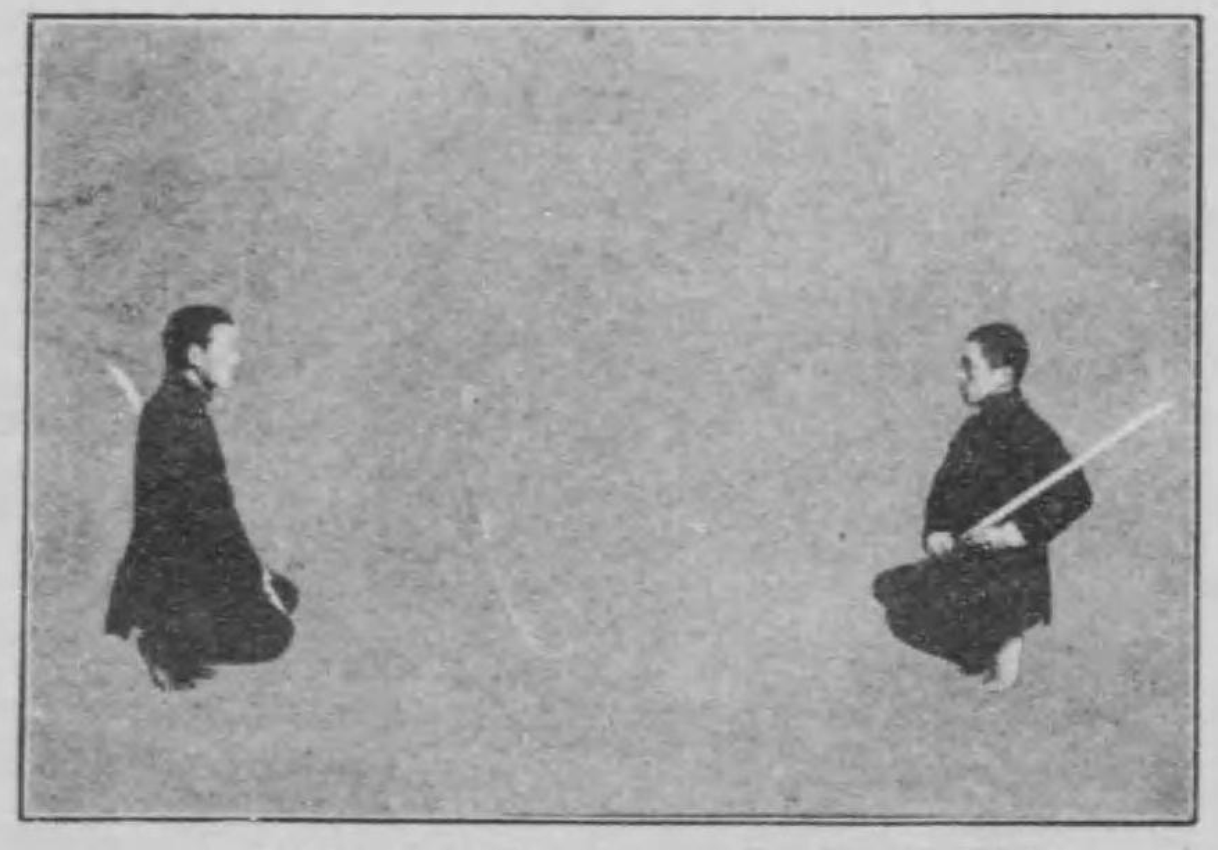

(巳) 鯉口に刀背を當てたる圖

刀背を鯉口に當て左手の拇指と食指にて鎬凌を挾み右斜に太刀を引き鞘に納むること(巳)(庚)(辛)圖の如し。

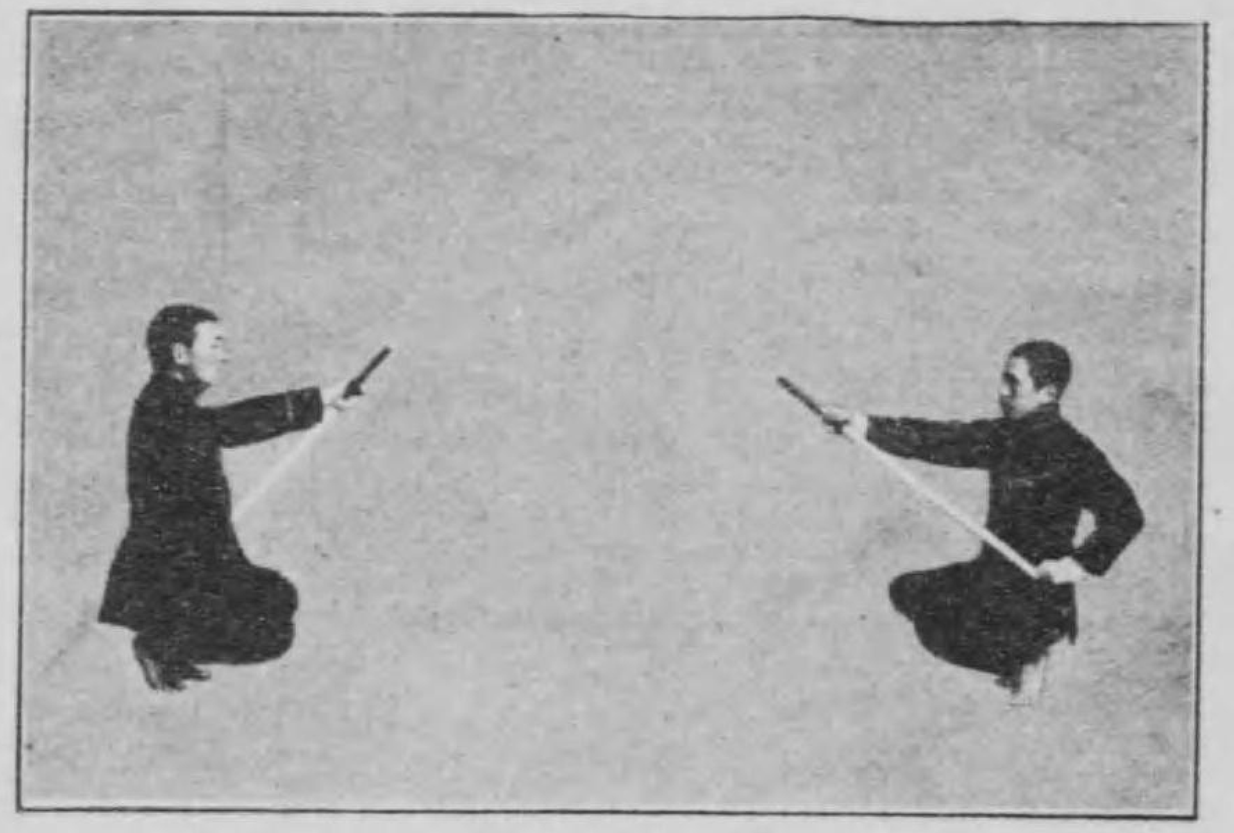

(庚) 太刀を右斜に引きたる圖

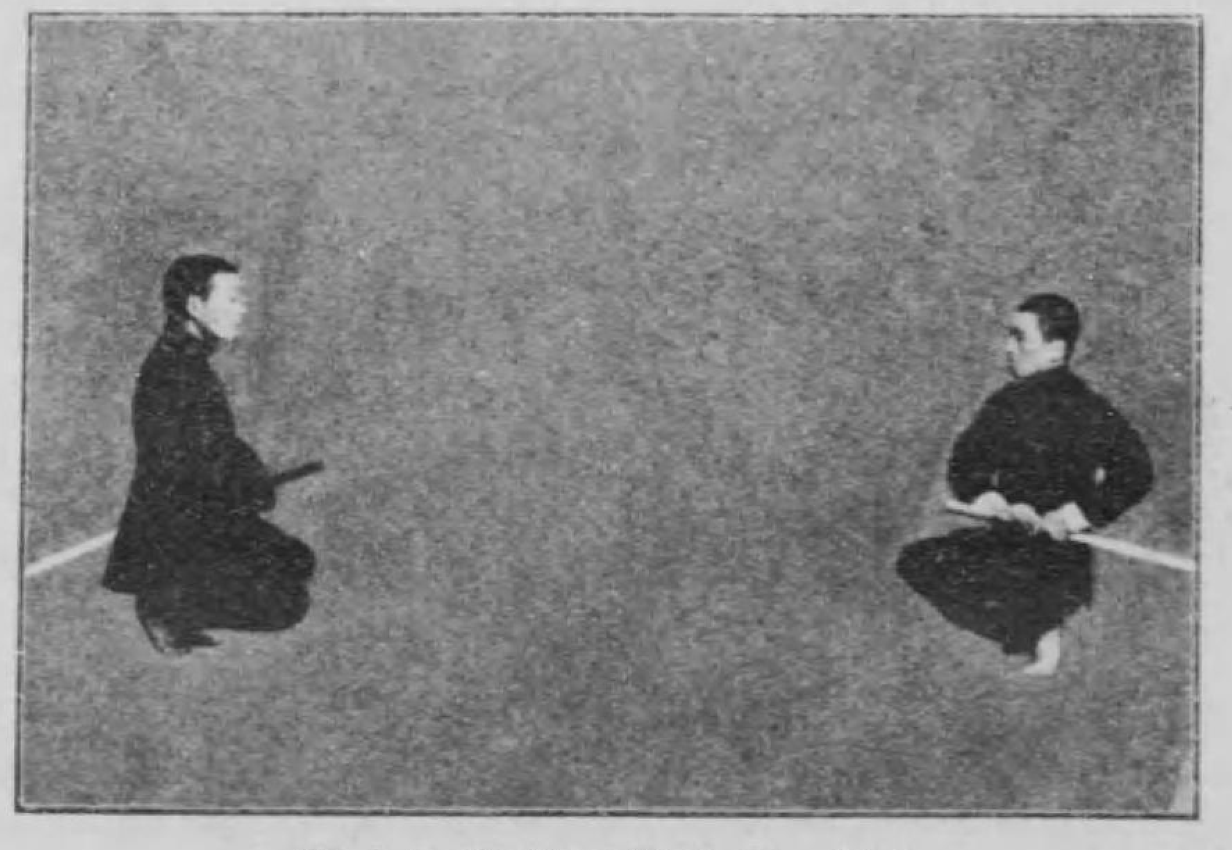

(辛) 刀を鞘に納めたる圖

七 「直れ」の令にて速かに起立して直立不動の姿勢に復す。

第二節

號令 「深く膝を曲げ―」。用意。拔き截。前面截斷――截斷。止め。刀を納め。直れ。

說明

一 「深く膝を曲げ―」「用意」の動作は第一節に同じ。

二 「拔き截」の令にて（右左彌）と發聲し右足右斜に一歩踏み出すと同時に左膝は其方向に於て床板につけ太刀刄を右斜上向きに右腕を伸ばして拔き截をなし胸を張り

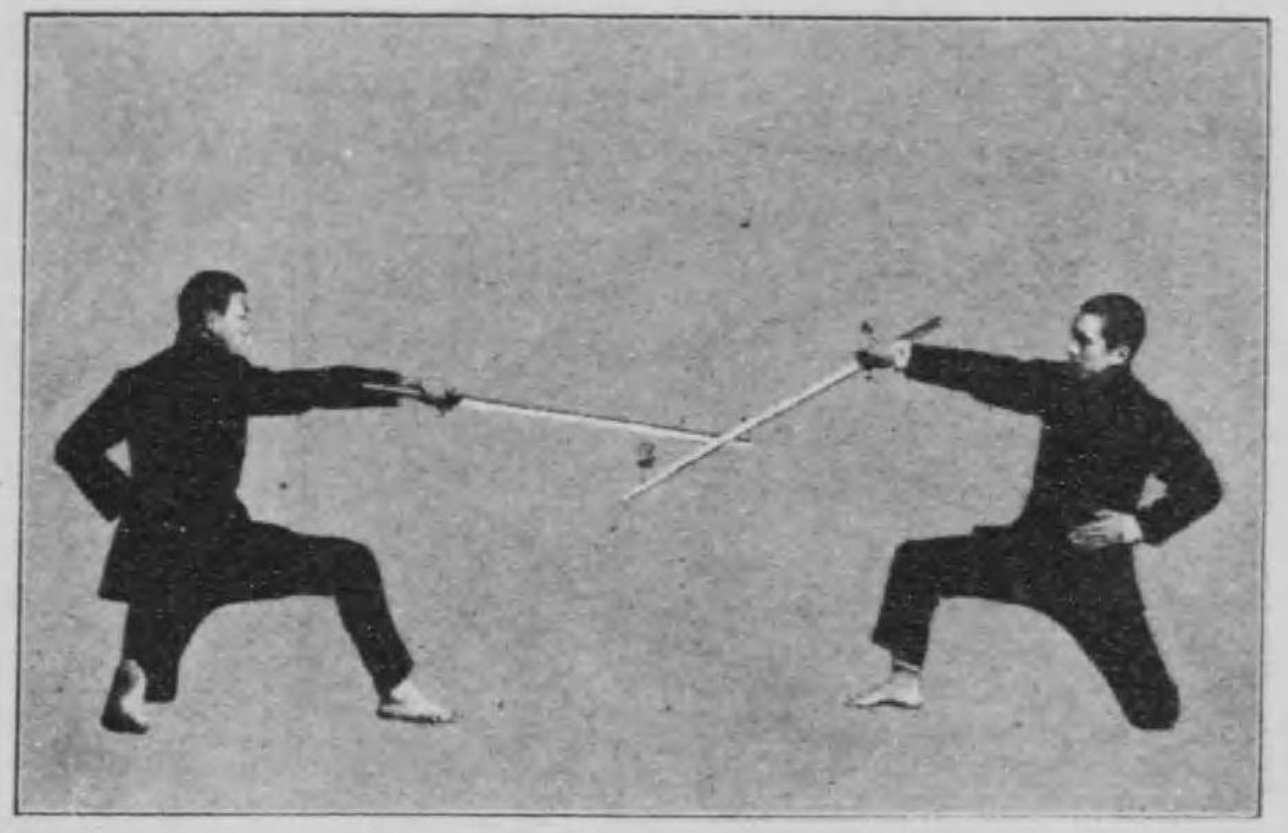
（甲）拔き截の圖

腰を立て左手の指を並べて左乳房の下に添ふること（甲）圖の如し。

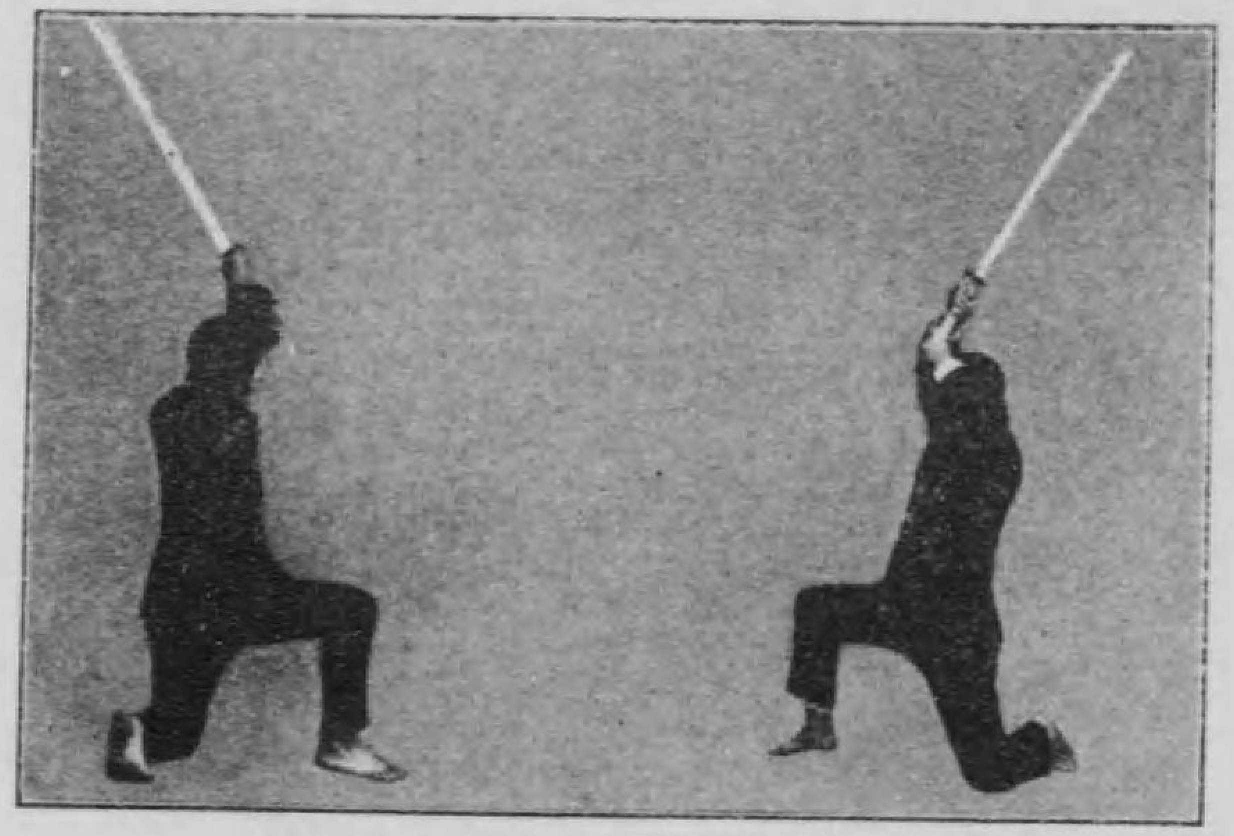
（乙）太刀を眞向頭上に冠りたる圖

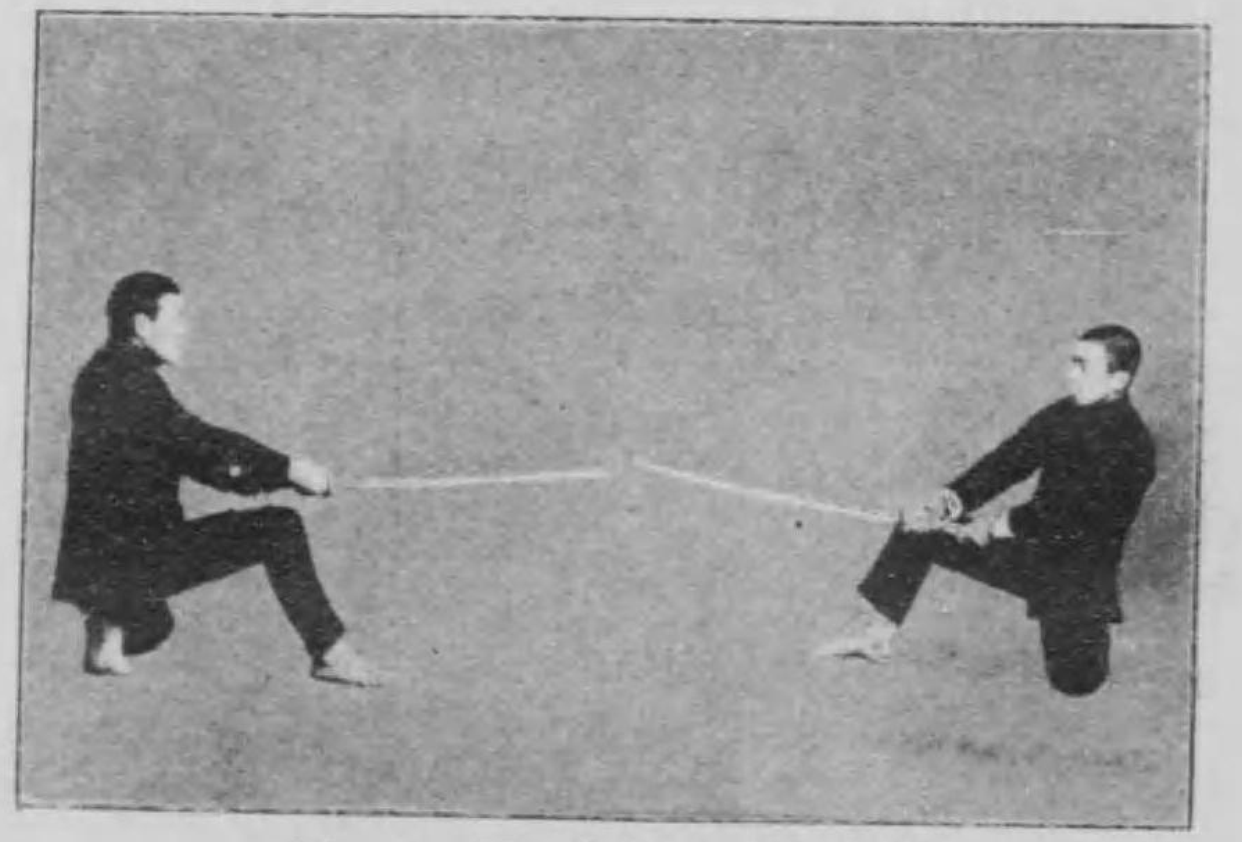
（丙）前面截斷の圖

三　「前面截斷」の令にて（左右闘）と發聲し太刀を眞向頭上に冠ること（乙）圖の如くし夫れより腰を下して臀部を左踵に落ちつけ同時に右足先を少しく開きて（左右得）と發聲して前面を截斷すること（丙）圖の如し。

四　「止め」の令にて動作を止む。

五　「刀を納め」の令にて右足を左足に引きつけ刀を納むること第一節に同じ。

六　「直れ」の動作亦第一節に同じ。

第三節　○起立の型

號令　用意。刀を抜き晴眼に構へ。

進退——「一歩後へ」「一歩前へ」。刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」の令にて左手を以て鍔下を握り左足を稍々左斜に少し

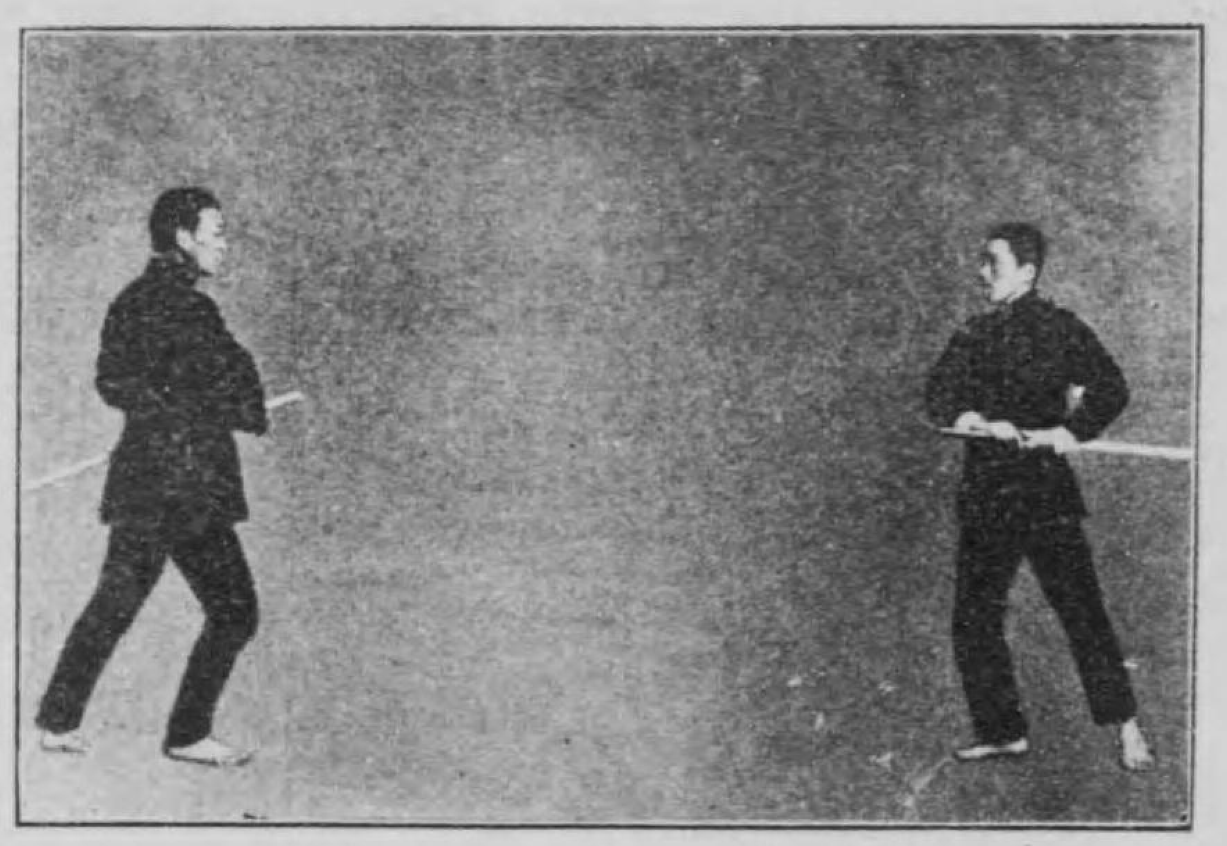

（甲）用意の圖

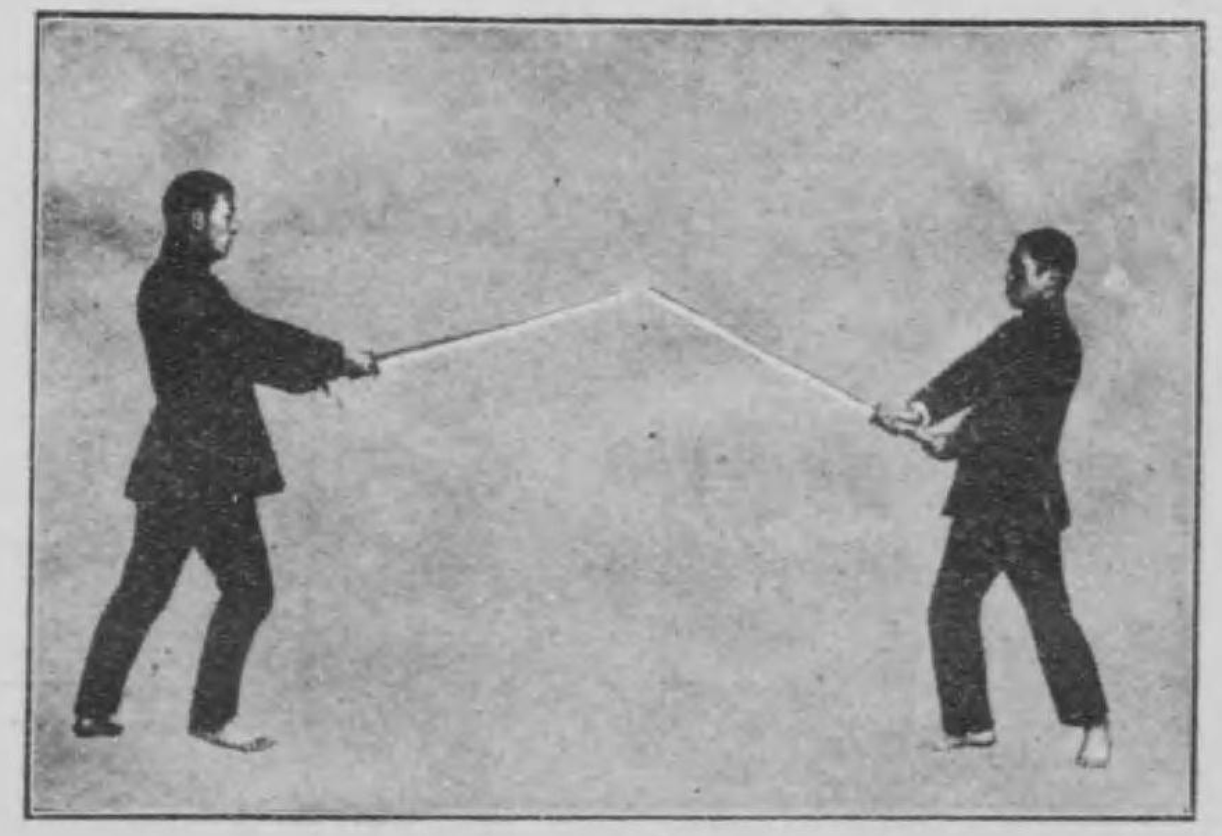

（乙）晴眼に構へたる圖

く退き爪立て同時に左手首を内仰向きに其拇指にて刀の鯉口を寛け太刀を左髖骨の上部に抱へ込み同時に右手を太刀の柄に掛け徐ろに握り兩腕に極めて少しく力を入れ身構ふること(甲)圖の如し。

二 「晴眼の構へ」の令にて(左右彌)と發聲し其構をなすこと(乙)圖の如し。

三 進退の令にて左足半歩退き(左右鬪)と發聲し同時に右足を引き爪立て左握りを臍の上に引きつけ右足一歩前に踏み出し(左右得)と發聲し同時に左踵を右に廻はしつゝ少しく進めて爪立て兩腕を伸ばして太刀を水平に保つこと(丙)(丁)圖の如し。

注意。此の動作は主として身體の自由を得しむるを主眼とするが故に體重を兩足先に平均に支へ踵を浮かし恰も全身を上方より釣り下げたる心地にて兩足は極めて輕く且つ敏捷に動作すべし但し切先を左右に振らざる樣注意すべし。

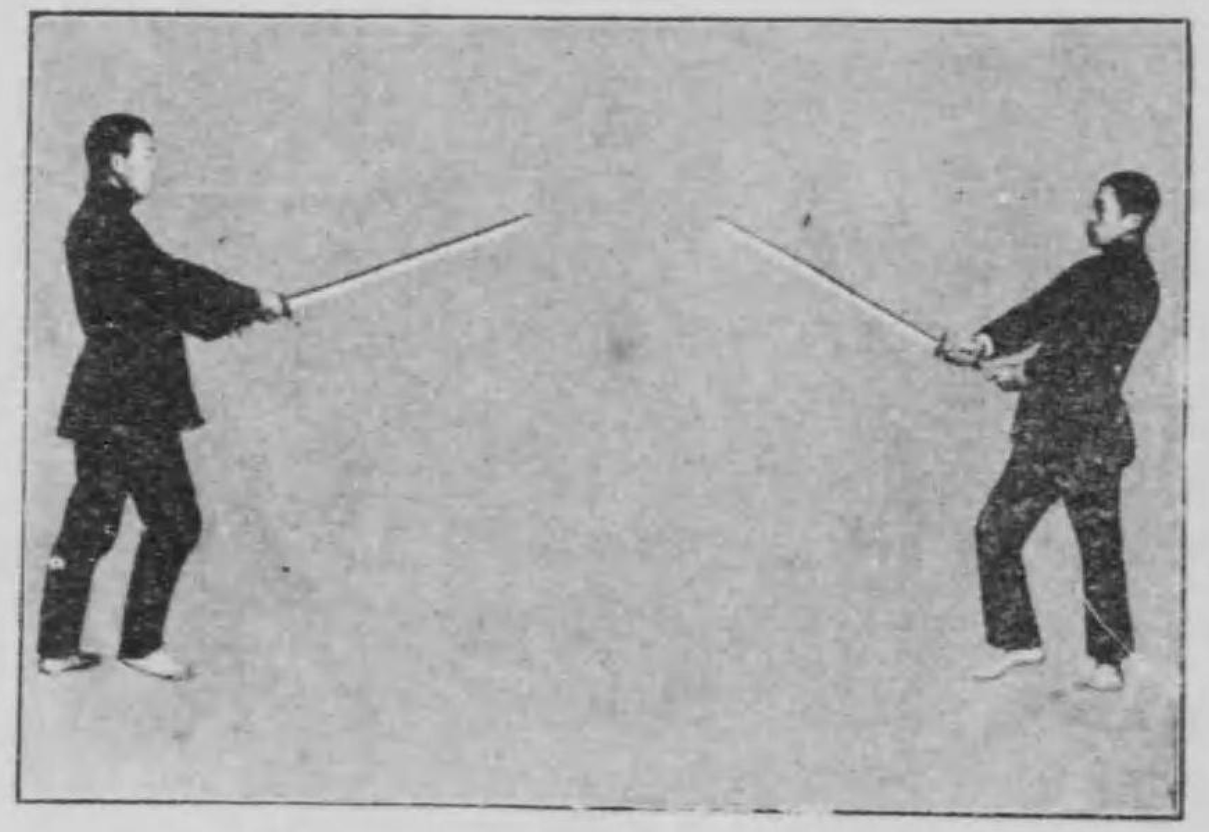

(丙) 左足一歩退きたる圖

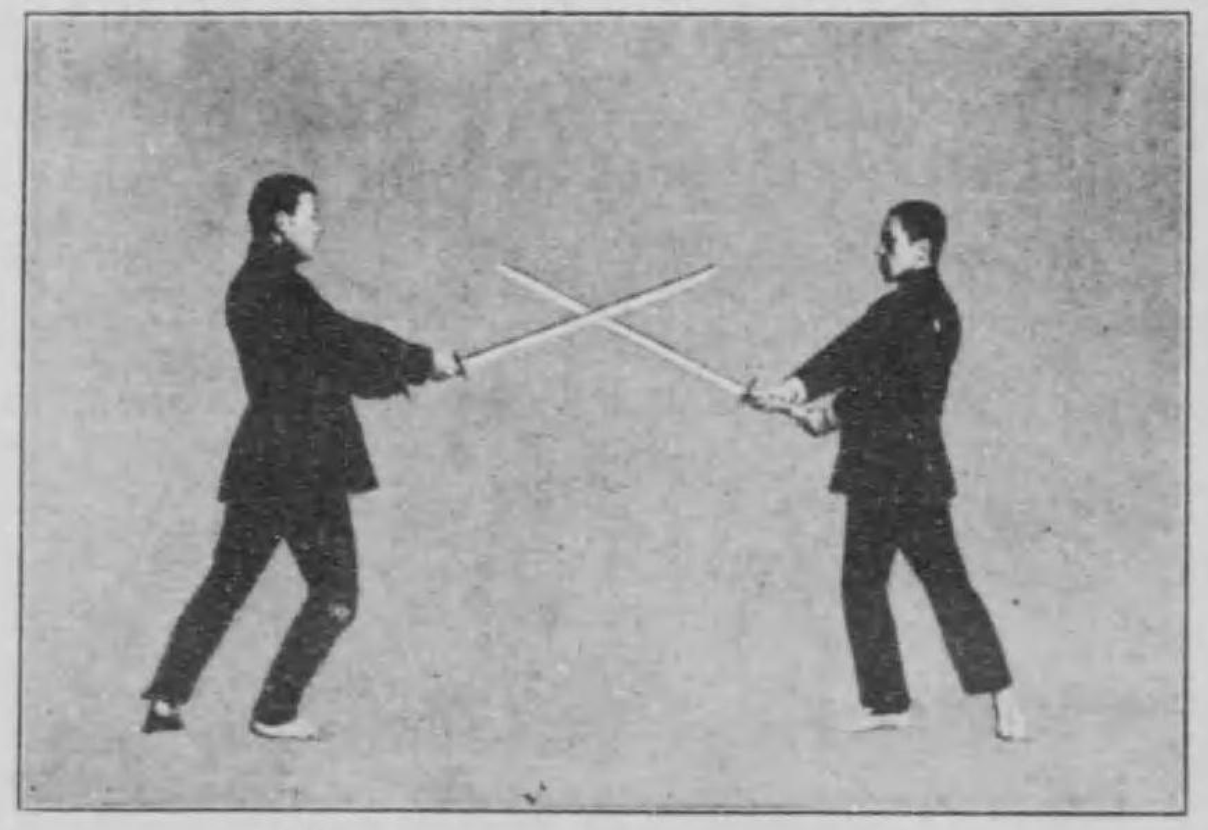

(丁) 右足一歩前へ進みたる圖

四 「止め」の令にて動作を止む。

五 **「刀を納め」**の令にて右足を左足に退きつけ太刀を納むること第一節に同じ。

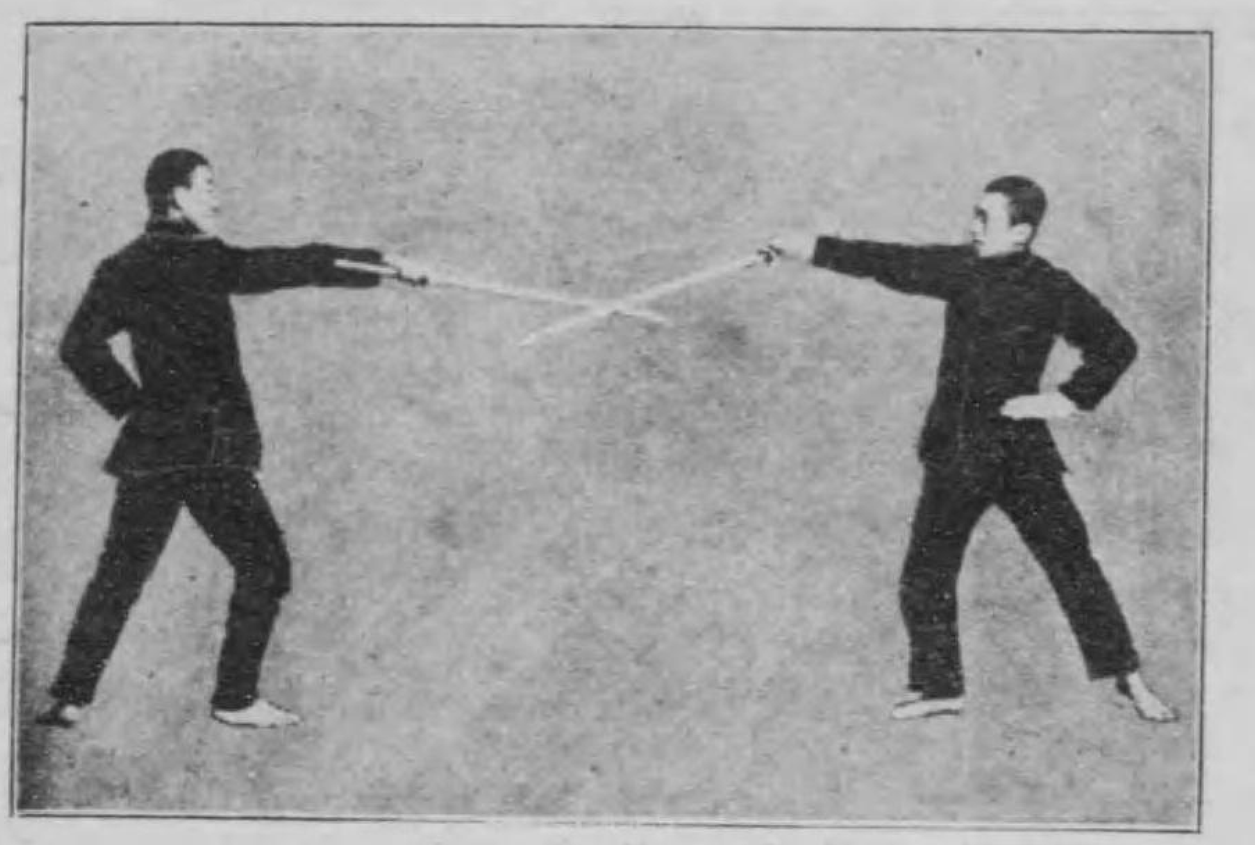

(甲) 拔き截の圖

六 **「直れ」**の令にて不動の姿勢に復す。

第四節

號令 用意。拔き截。前面截斷——截斷。止め。刀を納め。直れ。

説明

一 **「用意」**の動作は前節に同じ。

二 **「拔き截」**の令にて(左右彌)と唱へ右足一歩前に踏出すと同時に右踵を右に廻はしつゝ少しく

進めて爪立ちをなし。右腕を伸して太刀刃を左方より斜に右上向きに拔き截をなし又是と同時に左手の拇指を後に四指を

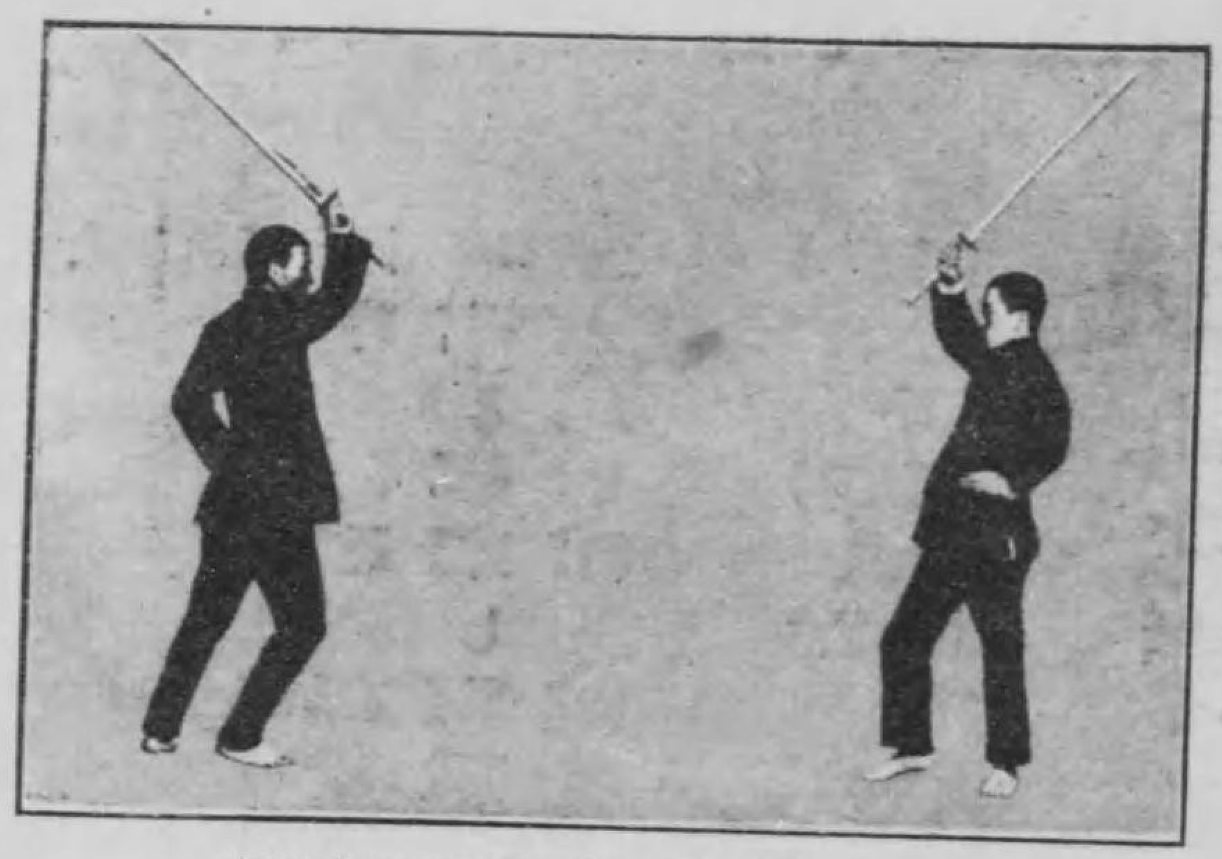

(乙) 太刀を眞向頭上に冠りたる圖

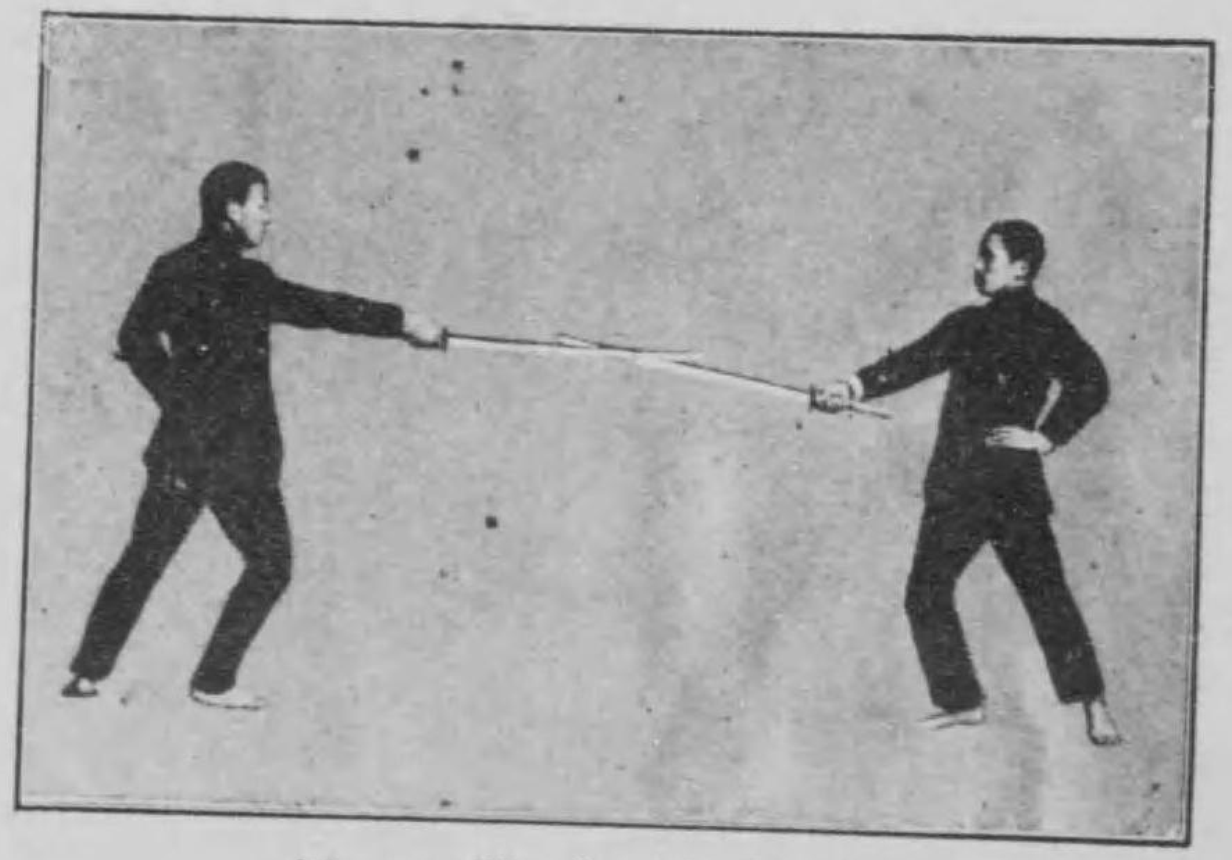

(丙) 前面截斷の圖

前に並べて髖骨の上部につくること(甲)圖の如し。

三 「前面截斷」の令にて(左右闘)と發聲し(乙)圖の如く右足を少しく退き爪立て同時に太刀を眞向頭上に冠り右足一歩前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立て右腕を伸ばして(左右得)と發聲し前面を截斷すること(丙)圖の如し。

四 「止め」「刀を納め」「直れ」の動作は前節に同じ。

第五節

號令 用意。刀を抜き晴眼に構へ。

前面截斷――截斷。止め。刀を納め。直れ。

說明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及動作は第三節に同じ。

二 「前面截斷」の令にて晴眼の構より(左右闘)と發聲し(甲)圖の如く太刀を眞向頭上に冠り左足半歩退くと同時に右足を退き爪立て

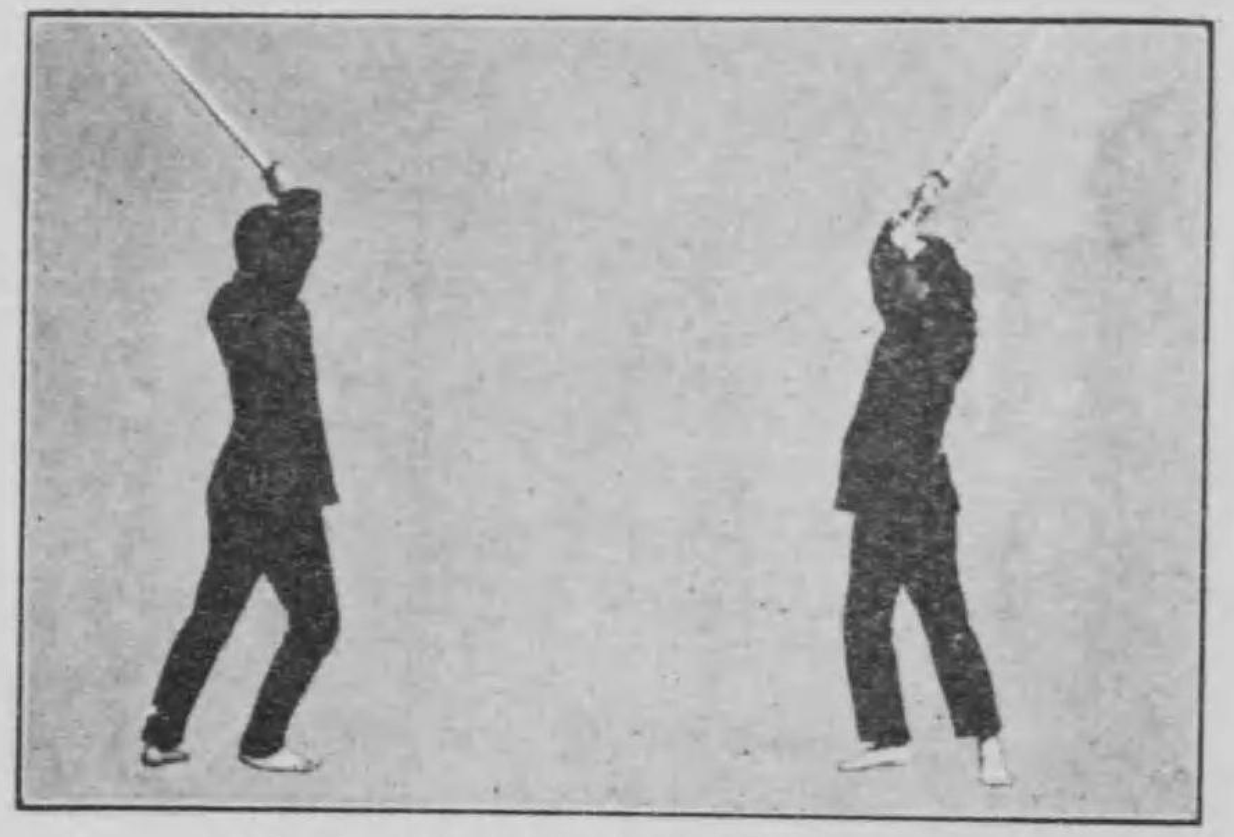

(甲) 太刀を眞向頭上に冠りたる圖

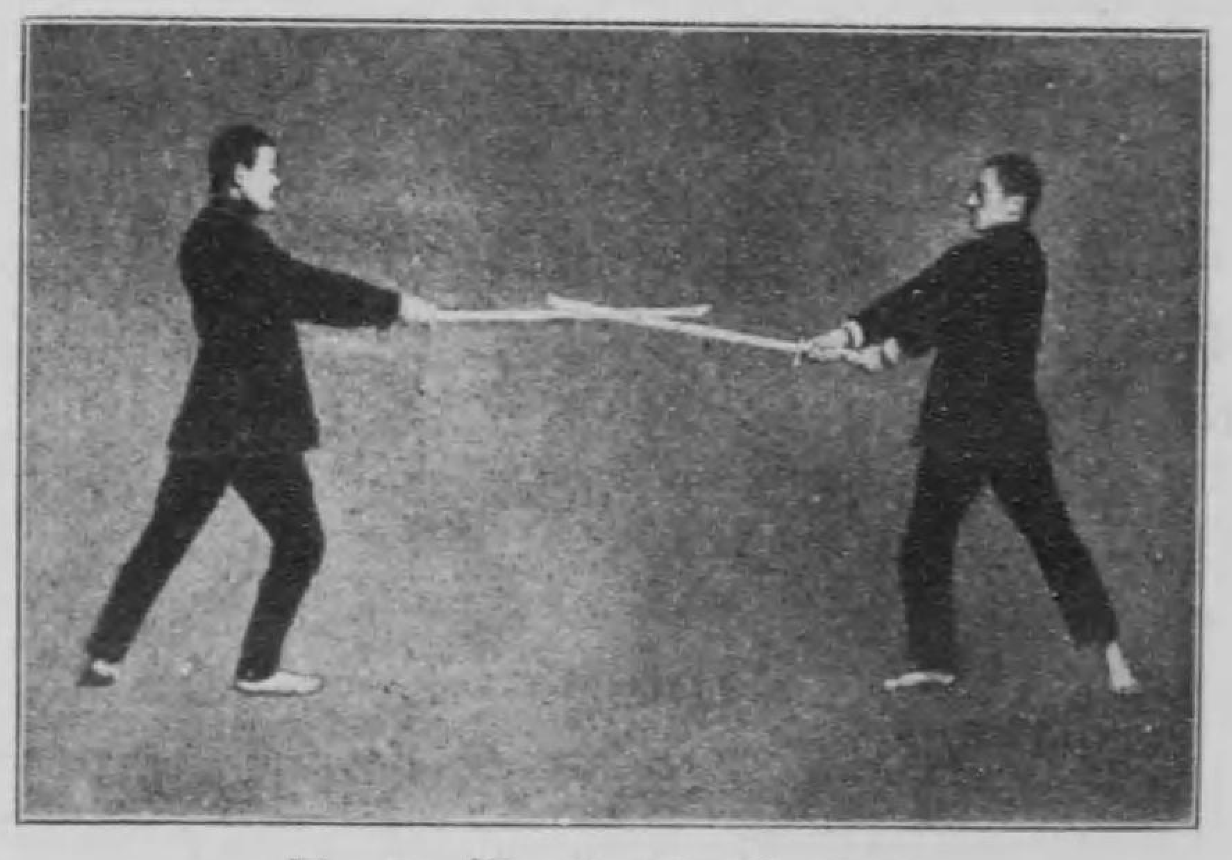

(乙) 前面截斷の圖

更に右足一歩前に踏み出すと同時に左踵を右廻しつゝ少しく進めて爪立て兩腕を伸して(左右得)と發聲し前面を截斷すること

（乙）圖の如し。

三　「止め」「刀を納め」「直れ」の動作は第三節に同じ。

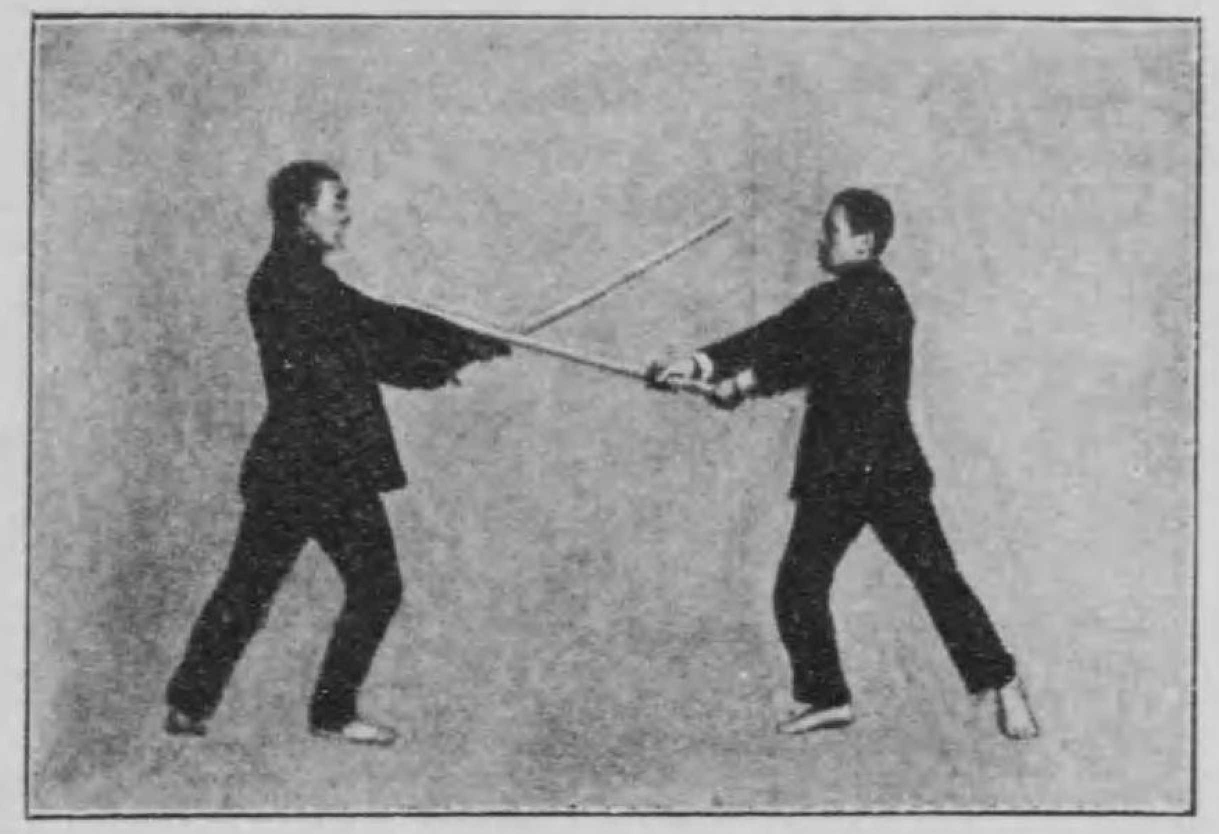

右籠手截斷の圖

第六節

號令　用意。刀を抜き晴眼に構へ。
右翼隊は左翼隊に挑め――
左翼隊は右翼隊の右籠手截斷――截斷。元へ。
刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」「晴眼に構へ」の發聲動作は第三節に同じ。

二　「左翼隊に挑め」の令にて右翼隊は右足少しく進むると同時

に下段晴眼の構へに變じ左翼隊の咽喉を突かんと挑むべし。

三　「右翼隊の右籠手截斷」の令にて左翼隊は虛に乘じ晴眼の構より（左得）と發聲し右足一歩左斜に踏み出すと同時に左踵を右廻しつゝ少しく進め爪立て且つ兩腕を伸して右翼隊の右籠手を截斷すること圖の如し。

四　「元へ」の令にて舊位に復す。

五　「刀を納め」「直れ」の動作前に同じ。

第七節

號令　用意。刀を抜き晴眼に構へ。
右翼隊は左翼隊に挑め――左翼隊は右翼隊の前頭截斷――
截斷。
元へ。刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」「晴眼に構へ」の發聲動作は第三節に同じ。

二　「左翼隊に挑め」の令にて右翼隊は右足を少しく進め左翼隊の右籠手に截攻まんと挑むべし。

三　「右翼隊の前頭截斷」の令にて左翼隊は虛に乘じ晴眼の構より太刀を眞向頭上に冠り右足少しく蹴足するや否や右足充分前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を伸して（左得）と發聲して右翼隊の前頭を截斷すること圖の如し。

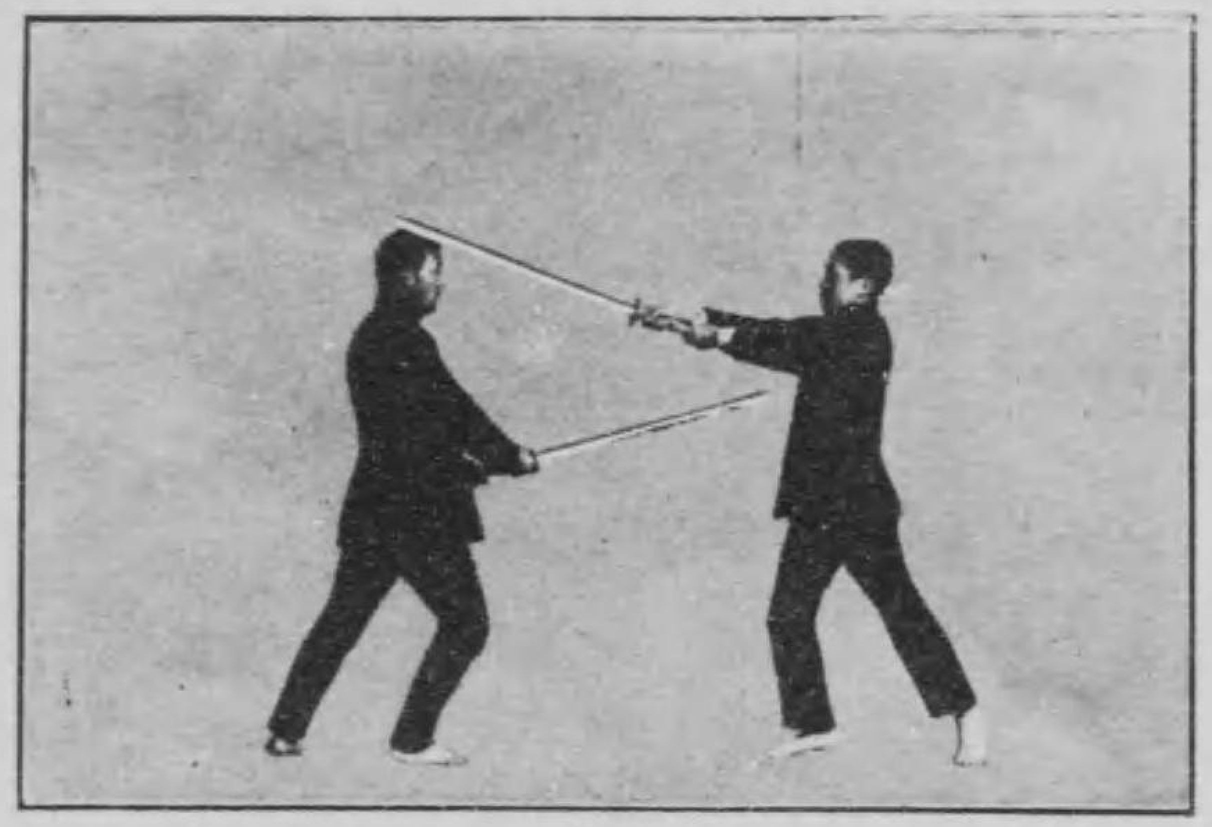

前頭截斷の圖

四　「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作前に同じ。

注意　（左得）又は（左鬪）とあるは左翼隊のみ（得）又は（鬪）と發聲し（右得）（右鬪）とあるは右翼隊のみ（得）又は（鬪）と發聲するものとす。

第八節

號令　用意。刀を拔き晴眼に構へ。右翼隊は左翼隊の右籠手に截攻め——左翼隊は我右籠手を鎬凌ぎ右翼隊の右籠手截斷——截斷。元へ。刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」「晴眼に構へ」の發聲動作は前に同じ。

二　「左翼隊の右籠手に截り攻め」の令にて右翼隊は晴眼の構より右足一歩前に踏出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立て（右得）と發聲して左翼隊の右籠手に截攻む。

三　「右翼隊の右籠手截斷」の令にて左翼隊は右足を少しく進め（甲）

圖の如く（左鬭）と發聲して之を鎬凌ぐと同時に右足半步踏み出し左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を伸ばして右翼

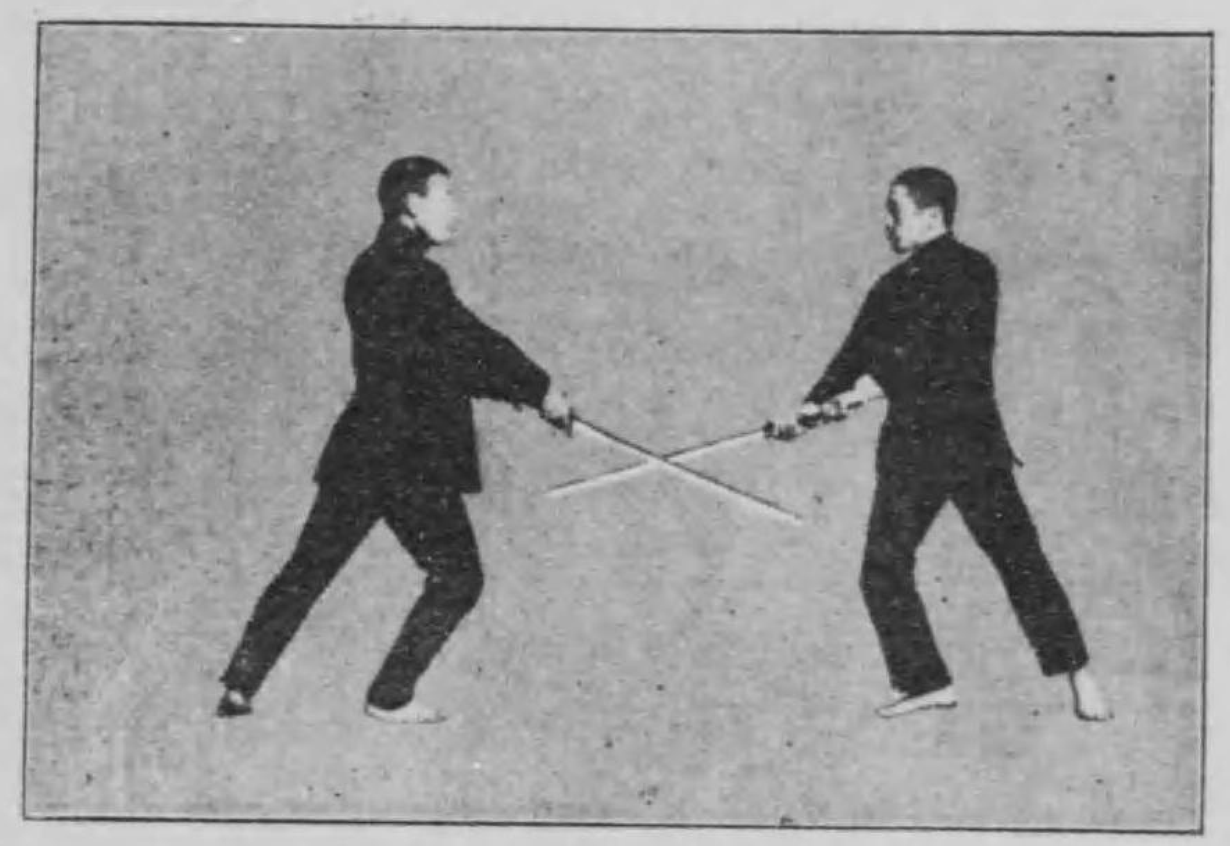

（甲）右籠手を鎬凌ぎたる圖

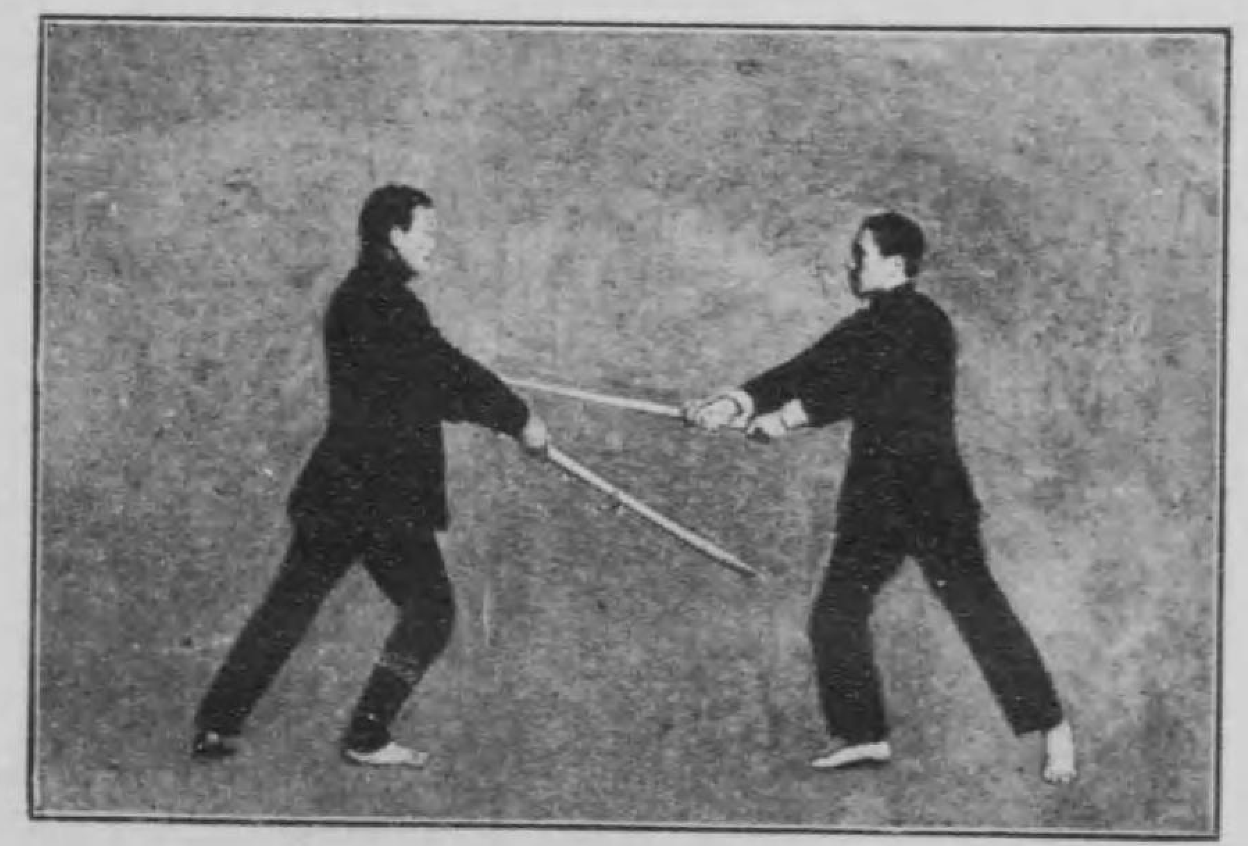

（乙）右籠手截斷の圖

隊の右籠手を截斷すること（乙）圖の如し。

但し此籠手截斷法は右斜に鎬凌ぎつゝ（左得）と發聲し摺截りに截斷するを要す。

四　**「元へ」「刀を納め」「直れ」**の動作は前に同じ。

第九節

號令　用意。刀を拔き晴眼に構へ。

右翼隊は左翼隊の前頭に截攻め――左翼隊は我前頭を鎬凌ぎ右翼隊の右籠手截斷――截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一　**「用意」「晴眼に構へ」**の發聲動作は前に同じ。

二　**「左翼隊の前頭に截攻め」**の令にて右翼隊は晴眼の構より右足一步前に踏み出すと同時に左踵を右廻しつゝ少しく進め爪立

て兩腕を伸して（右得）と發聲して左翼隊の前頭に截攻むべし。

三「**右翼隊の右籠手截斷**」の令にて左翼隊は右足を少しく左に轉

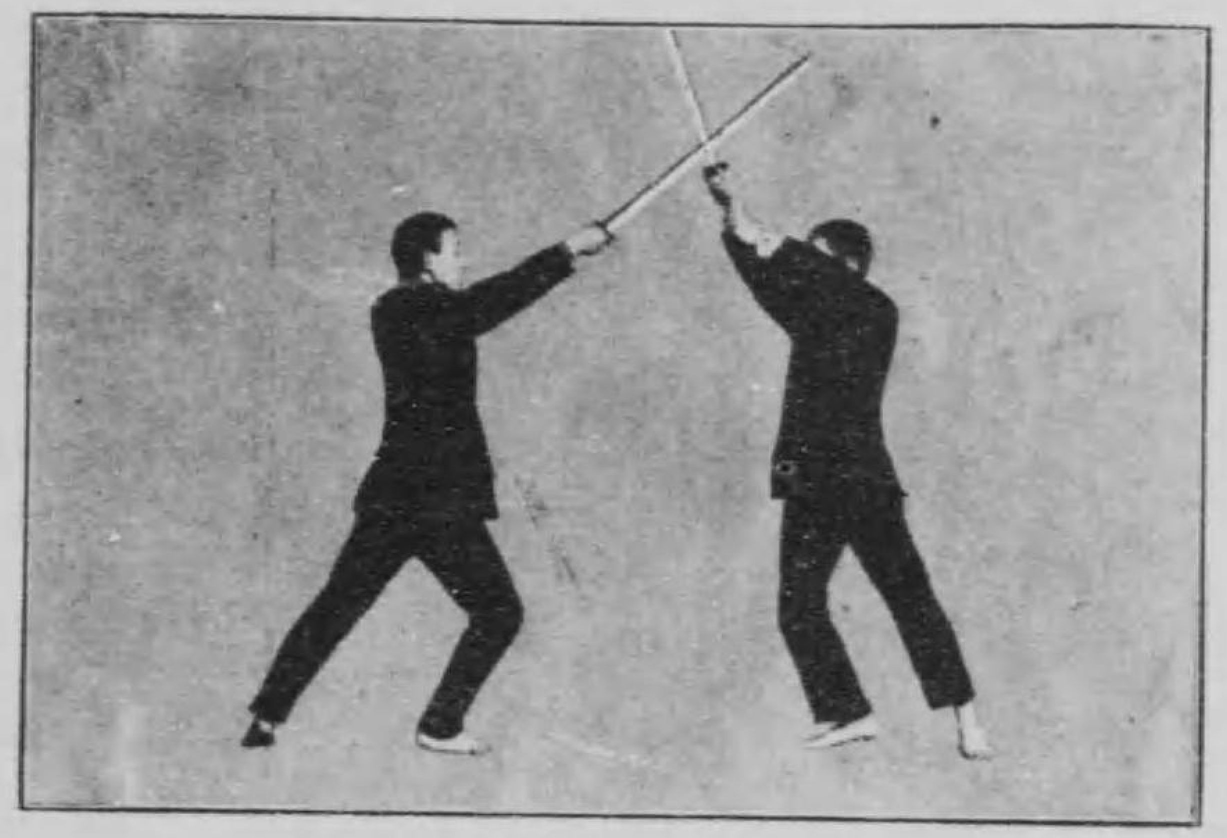

(甲) 前頭鎬を凌きたる圖

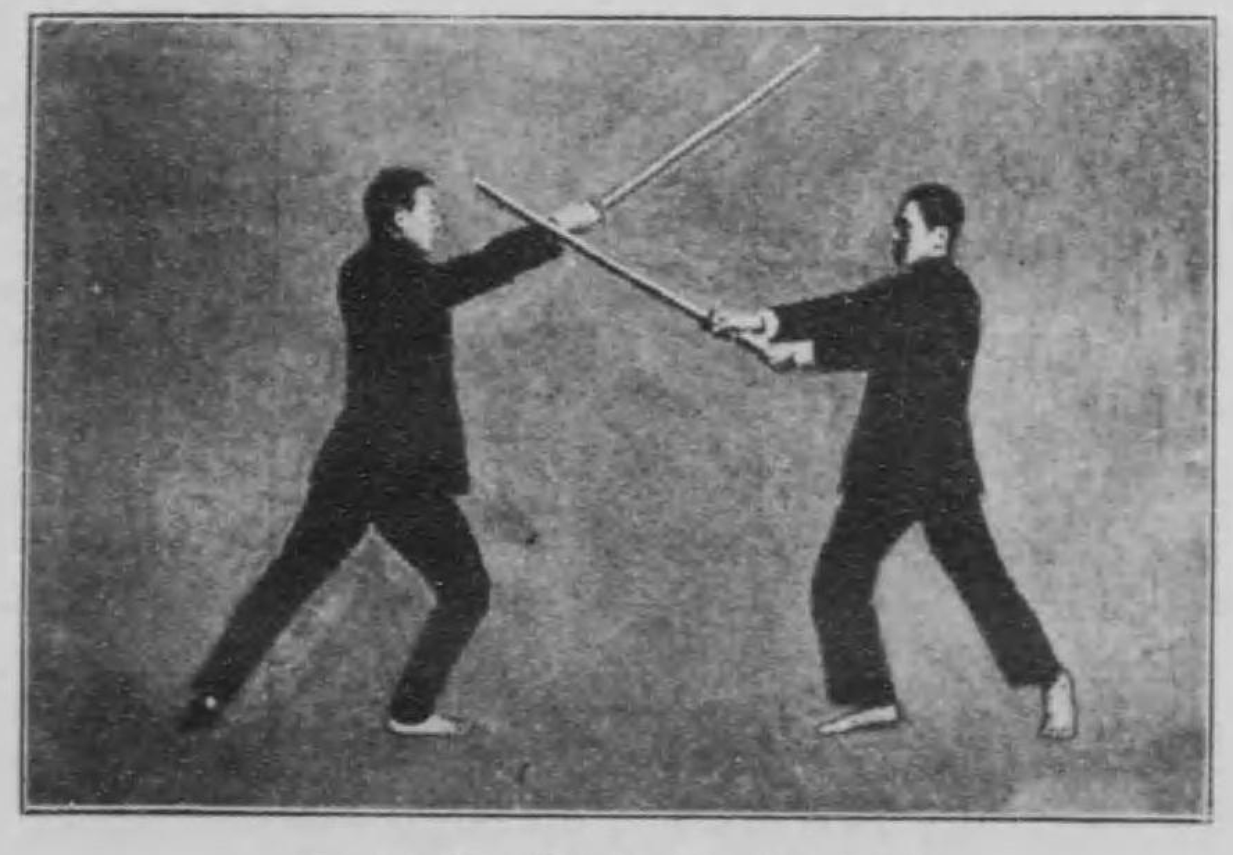

(乙) 右籠手截斷の圖

し（左鬪）と發聲して（甲）圖の如く鍔元にて之を頭上に鎬ぎ凌ぐと同時に右足一歩前に踏み出し左踵を右廻しつゝ少しく進め爪立て（左得）と發聲して右翼隊の右籠手を截斷すること（乙）圖の如し但し面前に於て楕圓形を描きつゝ右籠手を截斷すべし。

四「**元へ**」「**刀を納め**」「**直れ**」の動作は前に同じ。

第十節

號令 「用意」。刀を拔き晴眼に構へ。

右翼隊は左翼隊の右籠手截斷せんと挑め――左翼隊は右翼隊の右胴截斷――截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一「**用意**」「**晴眼に構へ**」の發聲及び動作は前に同じ。

二「**左翼隊に挑め**」の令にて右翼隊は晴眼の構より左翼隊の右籠

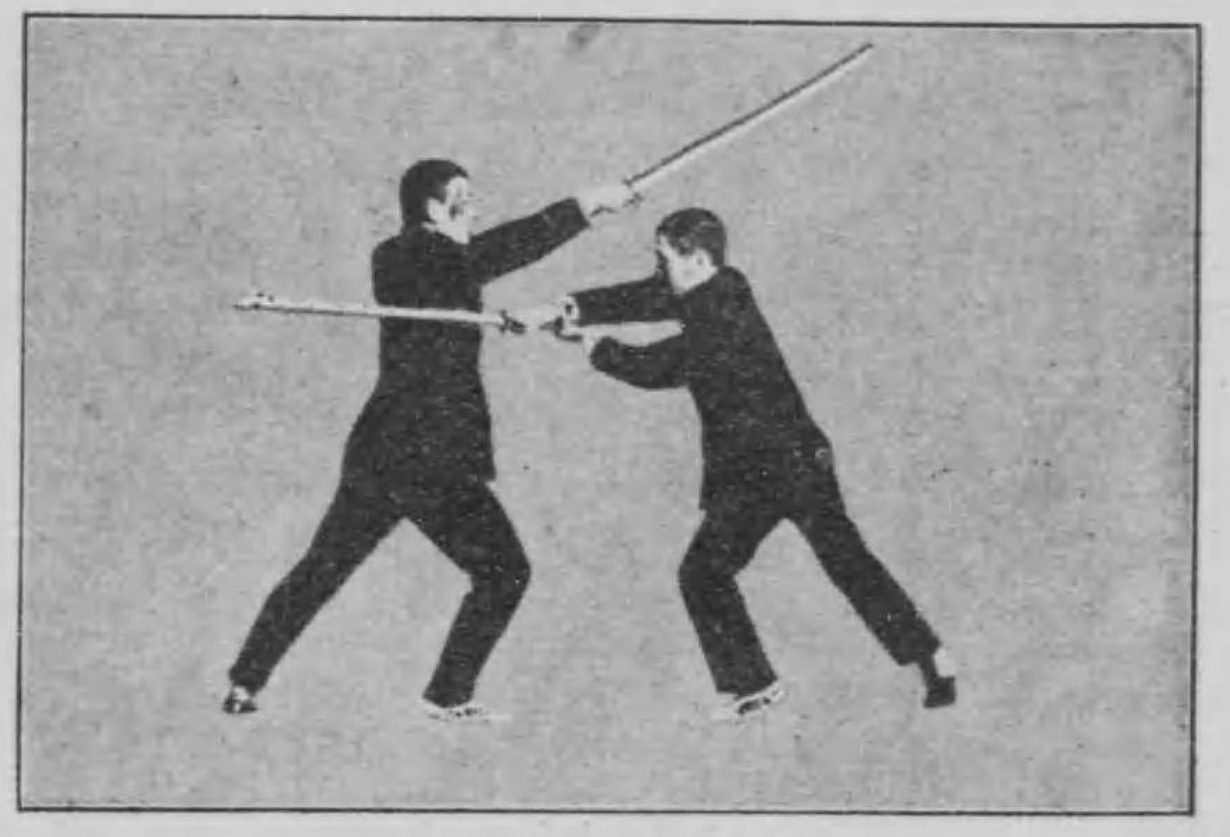

右胴截斷の圖

手を截斷せんと挑むべし。

三 「右翼隊の右胴截斷」の令にて左翼隊は右翼隊の虚に乘し右足少しく左斜に一歩前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を伸して(左得)と發聲して右翼隊の右胴を截斷すること上圖の如し。但し面前に楕圓形を描きつゝ右胴を截斷するものとす。

四 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第十一節

號令 用意。刀を拔き晴眼に構へ。

右翼隊は左翼隊の右胴に截攻め――左翼隊は右翼隊の右籠手截斷――截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一 **「用意」「晴眼に構へ」**の發聲及び動作は前に同じ。

二 **「左翼隊の右胴に截攻め」**の令にて右翼隊は晴眼の構より右足を充分前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を伸ばして(右得)と發聲して左翼隊の右胴に截攻むべし。

三 **「右翼隊の右籠手截斷」**の令にて左翼隊は右足を極めて少しく進め(左鬪)と發聲して(甲)圖の如く之を鎬凌ぐと同時に右足を少しく進め左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立てゝ兩腕を伸して(左得)と發聲して右翼隊の右籠手を截斷すること(乙)圖の如し。

四 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第十二節

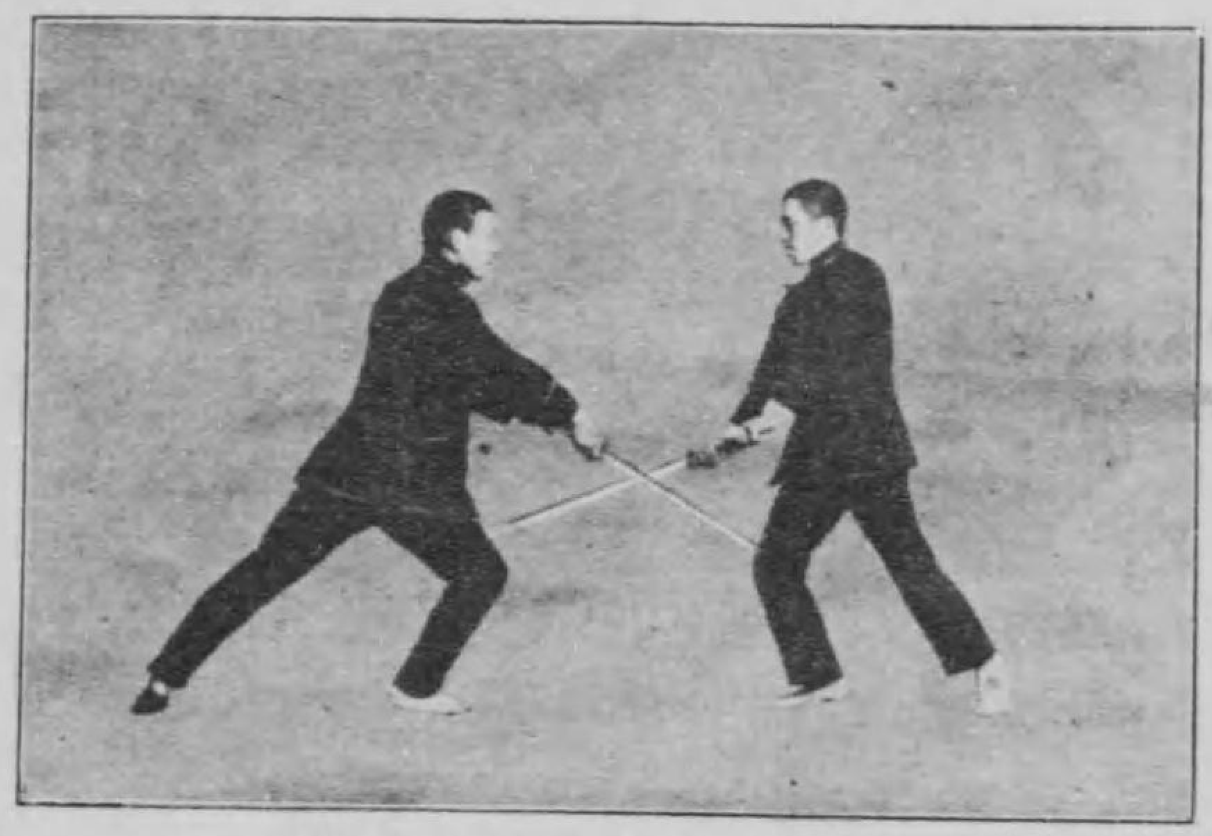

（甲）右胴を鎬凌ぐの圖

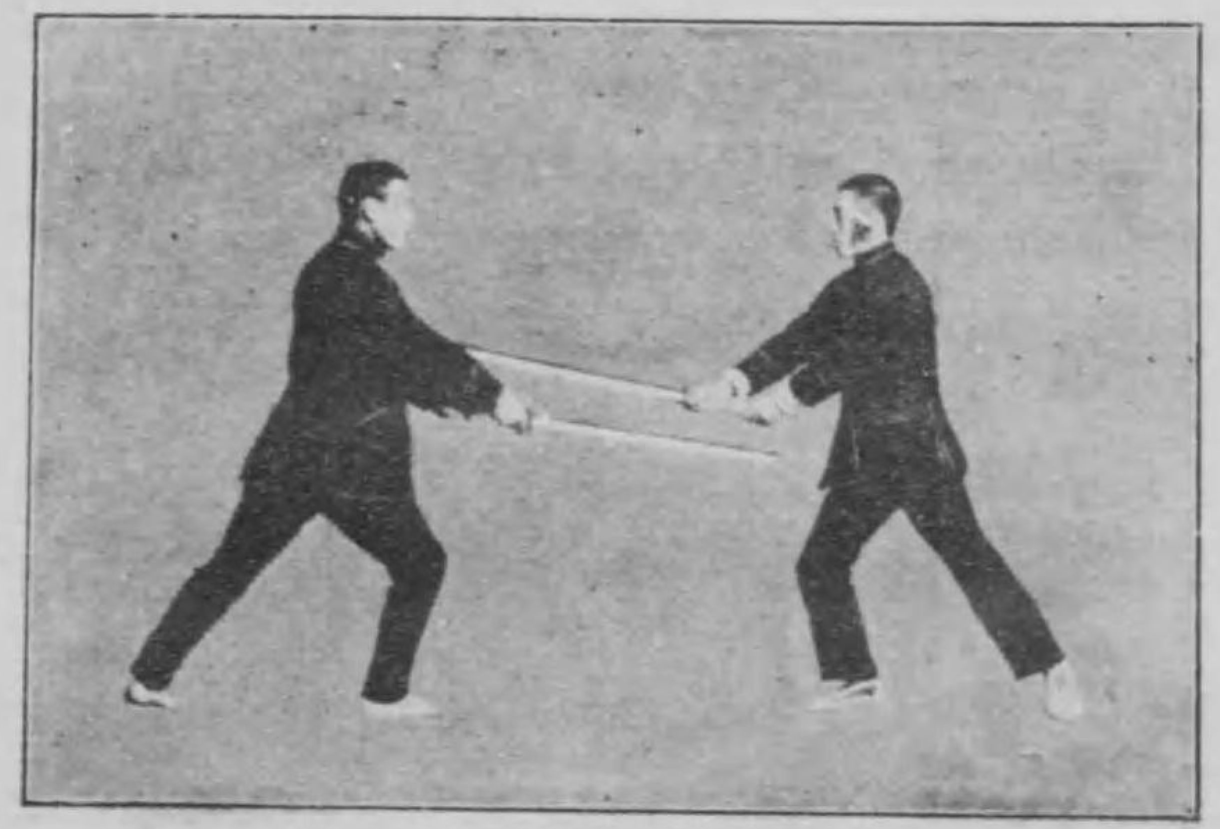

（乙）右籠手截斷の圖

號令

用意。刀を拔き晴眼に構へ。

右翼隊は左翼隊の前頭に截攻め――左翼隊は我前頭を鎬凌ぎ右翼隊の左右胴截斷――截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

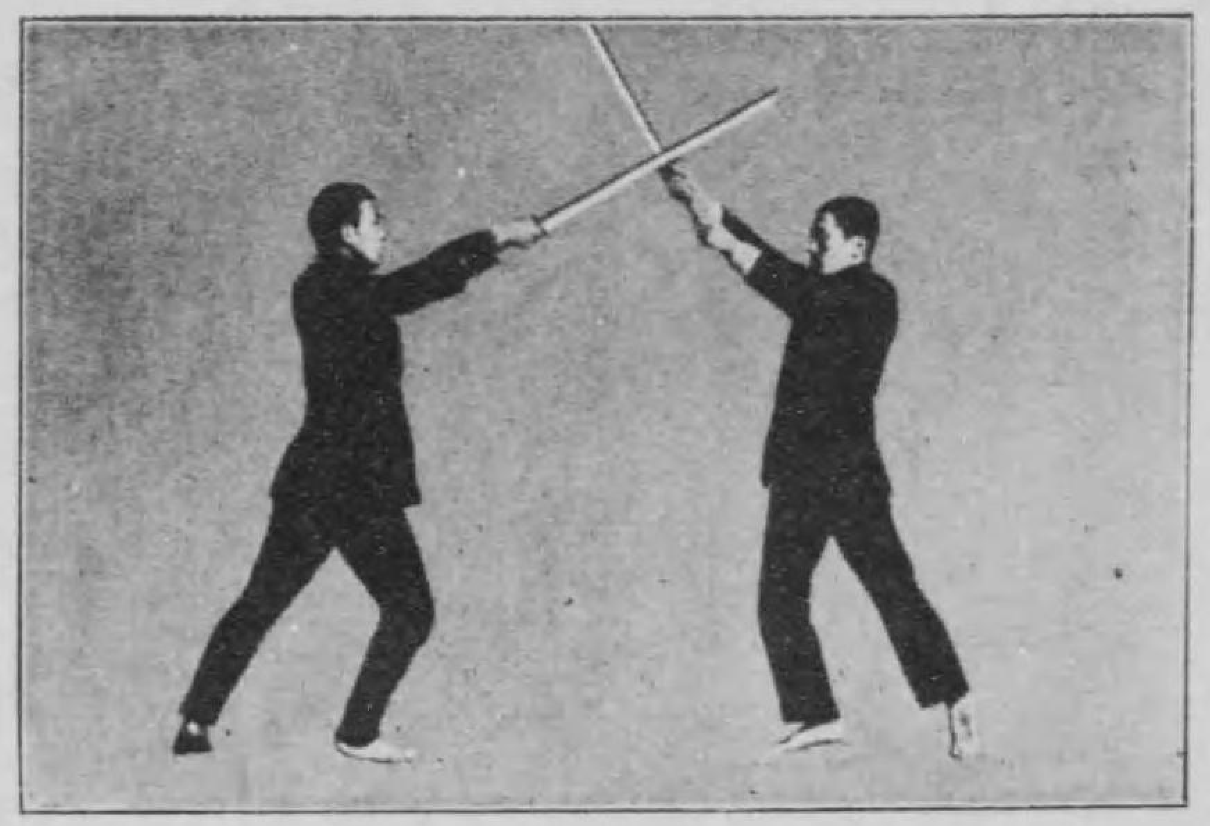

（甲）前頭を鎬凌ぐ圖

說明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二 「左翼隊の前頭に截攻め」の令にて右翼隊は晴眼の構より右足一歩前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立てて兩腕を伸して（右得）と發聲して

左翼隊の前頭に截攻むべし。

三　「右翼隊の左右胴截斷」の令にて左翼隊は右足を少しく左に轉

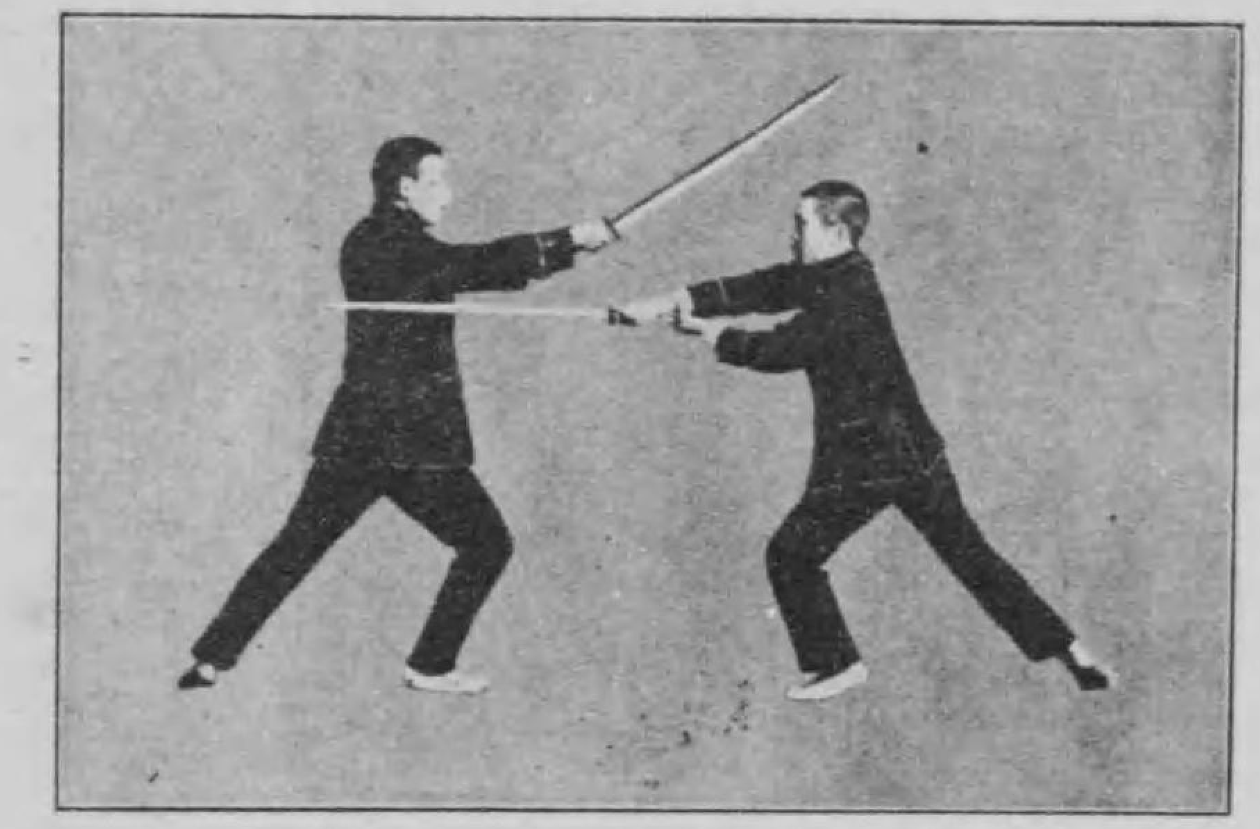

(乙)右胴截斷の圖

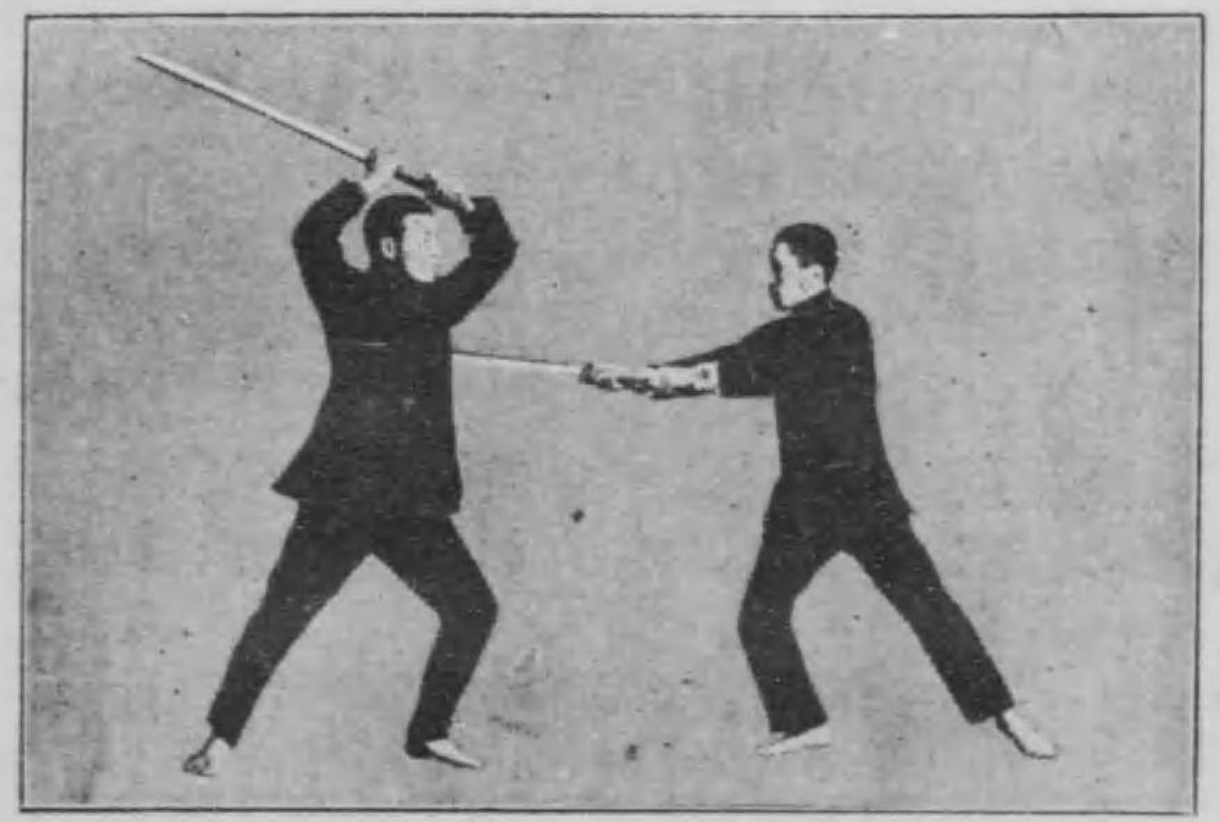

(丙)左胴截斷の圖

じ(左鬪)と發聲し(甲)圖の如く之を頭上に鎬凌ぎ左足一步左斜に踏み出し右踵を左廻はしつゝ爪立てゝ同時に右方より前頭に橢圓形を描きつゝ兩腕を伸ばして(左得)と發聲し(乙)圖の如く右翼隊の右胴を截斷し又右足一步右斜に速進し同時に左足を右足跡の處に運び其踵を右廻はしつゝ爪立てゝ左方より前頭に橢圓形を描きつゝ(左得)と發聲して兩腕を伸ばして右翼隊の左胴を截斷すること(丙)圖の如し。但し右翼隊は右胴截斷せられたるを以て右足を右方に弓形を描きつゝ一步退き以て八相上段の構を爲すべし。

四　「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第十三節

號令　用意。刀を拔き晴眼に構へ。

左翼隊は左手にて右翼隊の咽喉を突け――突け。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一 「用意」「晴眼に構へ」の動作及び發聲は前に同じ。

二 「咽喉を突け」の令にて左翼隊は晴眼の構より右足一歩前に充分踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進めて爪立てし膕を充分に伸ばし體の上部を稍々前に傾け右手を離すと同時に太刀刃を右にしつゝ左腕に強く力を入れて伸し(左得)と發聲し右翼隊の咽喉部を突くこと圖の如し。但し離したる手は其指を並

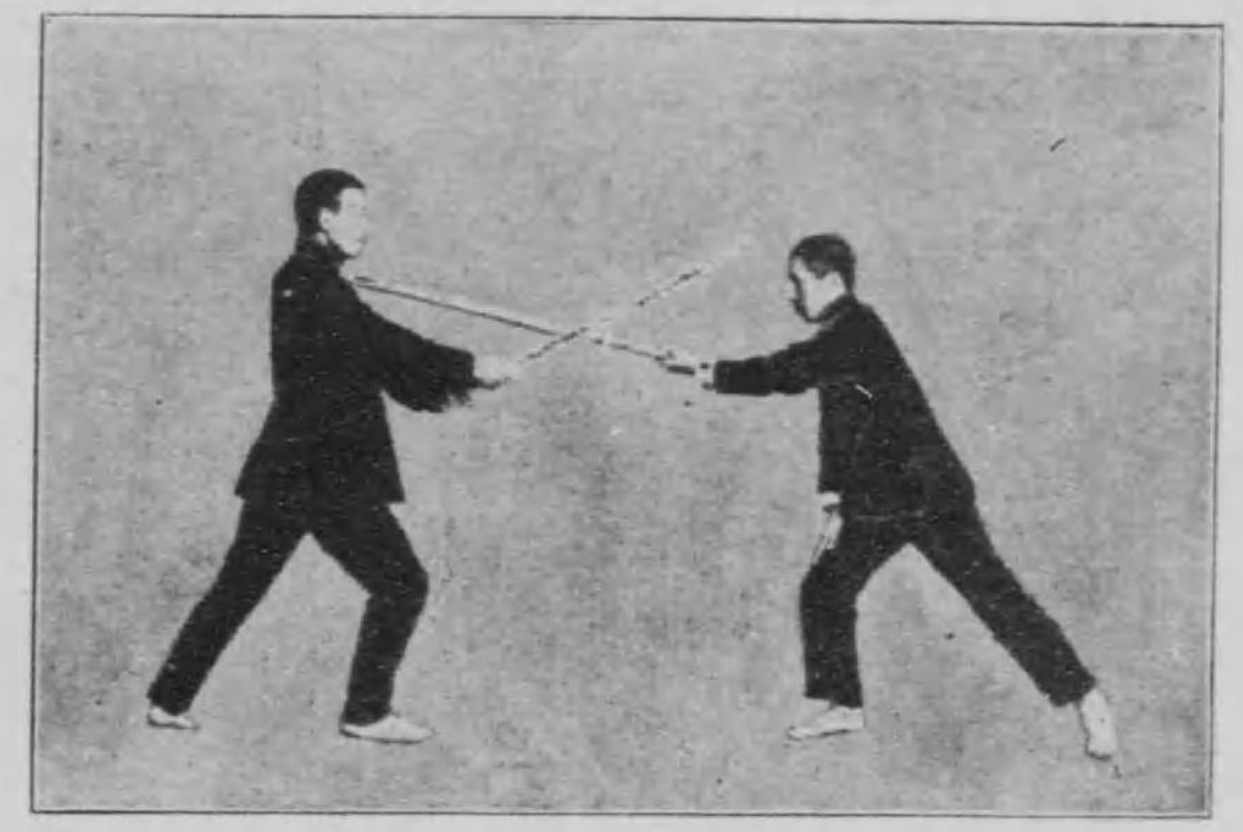

左手にて咽喉を突きたる圖

べて右股に添ふべし。

三 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第十四節

號令 用意。刀を抜き晴眼に構へ。右翼隊は構を八相上段に變じ左翼隊は右翼隊の咽喉を突け——突け。元へ。刀を納め。直れ。

說明

一 「用意」「晴眼に構へ」の動作は前に同し。

二 「咽喉を突け」の令にて右翼隊は晴眼の構より右足を右方に

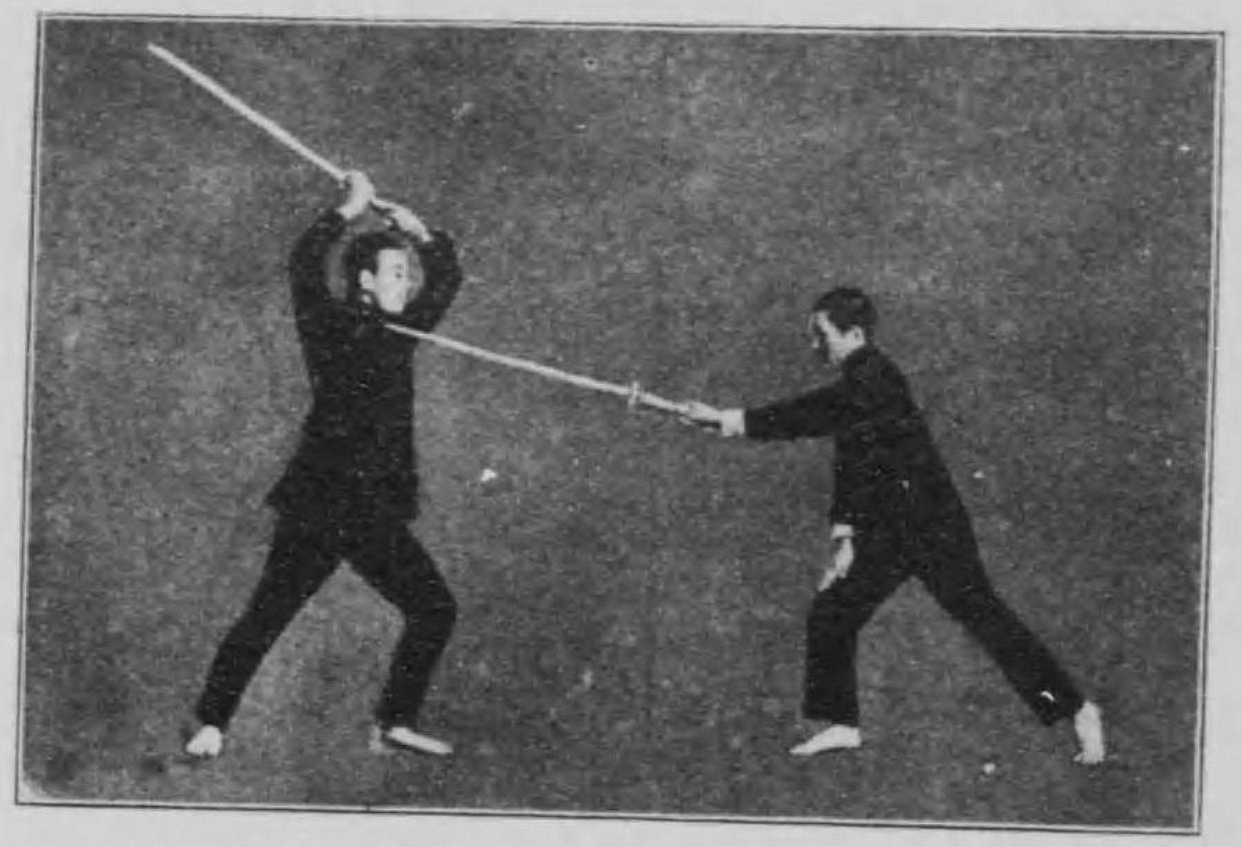

左手にて咽喉を突きたる圖

弓形を描きつゝ一歩退くと同時に左足を其位置にて左廻はしつゝ爪立てゝ八相上段の構に變して兩踵を浮かす又左翼隊は晴眼の構より左足一歩充分前に踏み出すと同時に右踵を左廻はしつゝ爪立てゝ體の上部を稍々前に傾け右手を離すと同時に太刀刃を右にしつゝ左腕を強く伸ばして(左得)と發聲し右翼隊の咽喉を突くこと圖の如し。但し離したる手は指を並べて右股に添ふべし。

三 **「元へ」「刀を納め」「直れ」**の動作は前に同し。

第十五節

號令 用意。刀を拔き晴眼に構へ。

左翼隊は右翼隊の咽喉を右方より突け——突け。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

第十六節

號令 用意。刀を拔き晴眼に構へ。

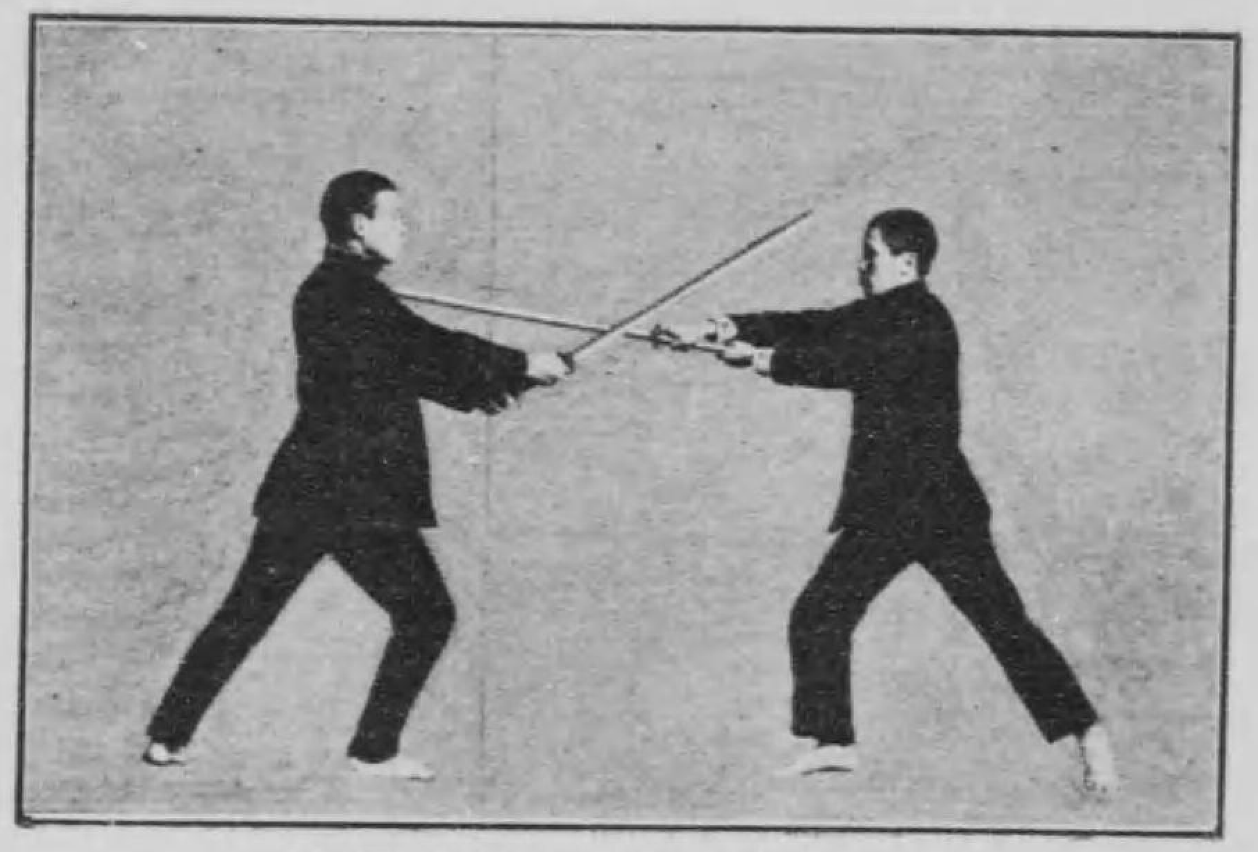

双手にて右より咽喉を突きたる圖

一 **「用意」「晴眼に構へ」**の發聲及び動作は前に同し。

二 **「咽喉を突け」**の令にて左翼隊は晴眼の構を下段晴眼に變じ右足を稍々斜に充分踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ右斜に少しく進め爪立てゝ太刀刃を右にしつゝ兩腕を強く伸ばして(左得)と發聲し右翼隊の咽喉を右より突く事圖の如し。

三 **「元へ」「刀を納め」「直れ」**の動作は前に同し。

左翼隊は右翼隊の咽喉を左右に突け――突け。
元へ。刀を納め。直れ。

說明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同し。

二 「咽喉を左右に突け」の令にて左翼隊は晴眼の構を下段晴眼に變じ右足を稍々左斜に一歩踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め爪立てゝ太刀刃を左にしつゝ兩腕を強く伸ばして(左得)と發聲して右翼隊の咽喉を左より突き夫れより更に直ぐ此動

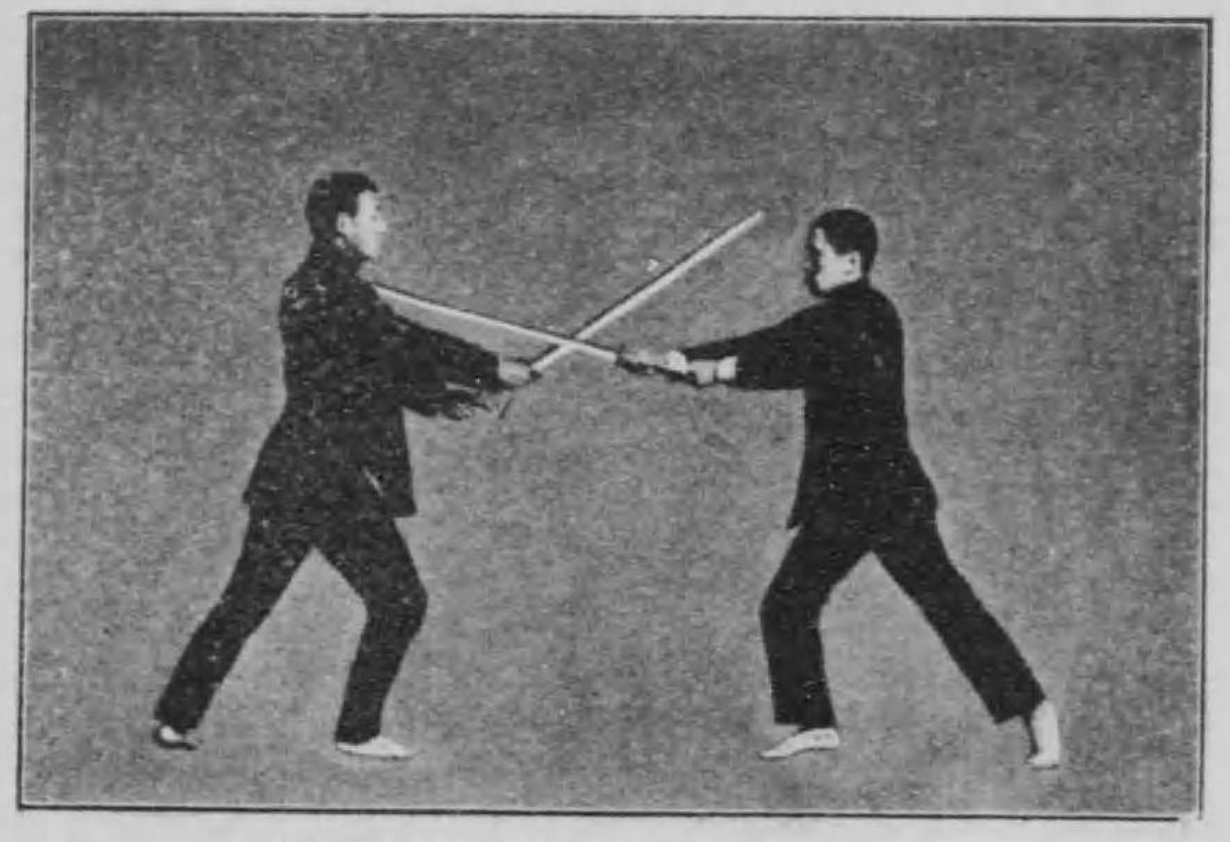

双手にて左より咽喉を突きたる圖

作を反對に行ひて(左得)と發聲して右より突くこと圖の如くすべし。

三 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同し。

第十七節

號令 用意。刀を拔き晴眼に構へ。
右翼隊は左翼隊の前頭に截攻め――左翼隊は我が前頭を鎬凌ぎ右翼隊の右胴截斷――截斷。
元へ。刀を納め。直れ。

說明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び

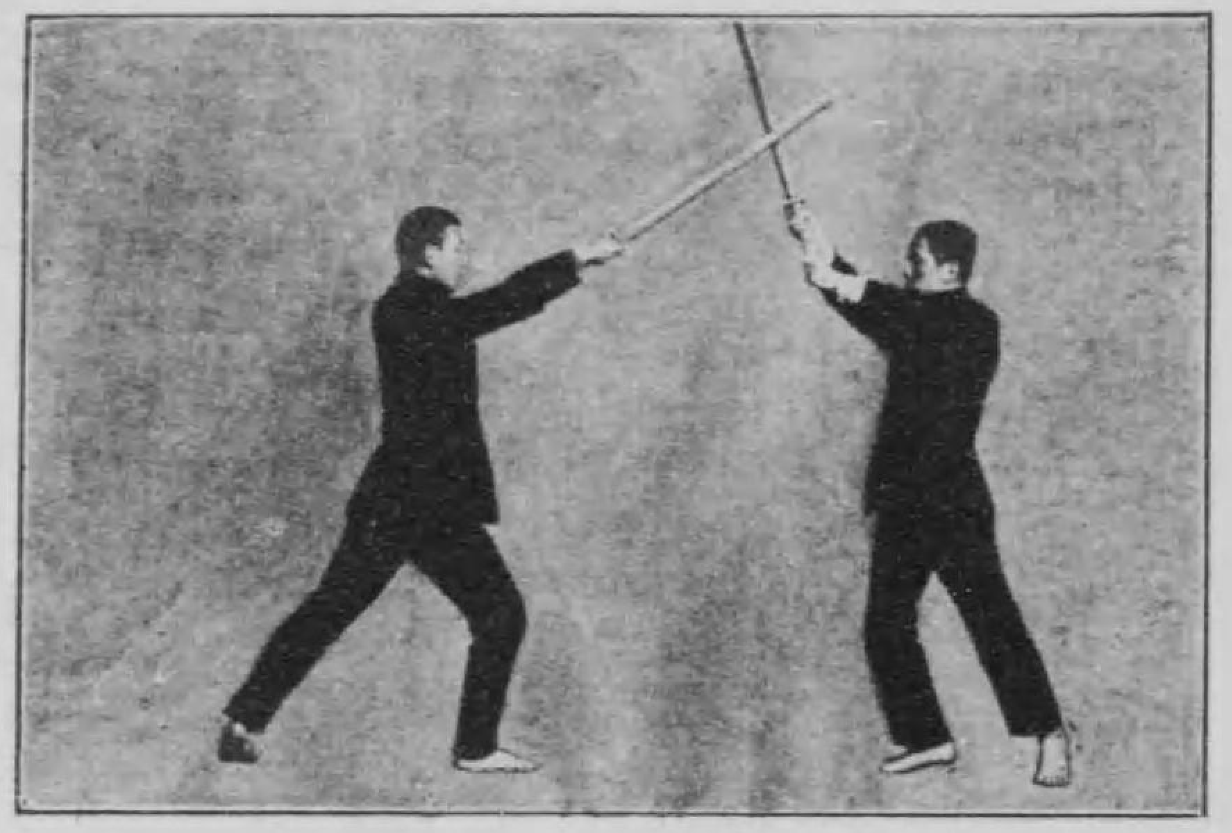

(甲)前頭に截攻みたる圖

動作は前に同し。

二 「左翼隊の前頭に截攻め」の令にて右翼隊は晴眼の構より右足

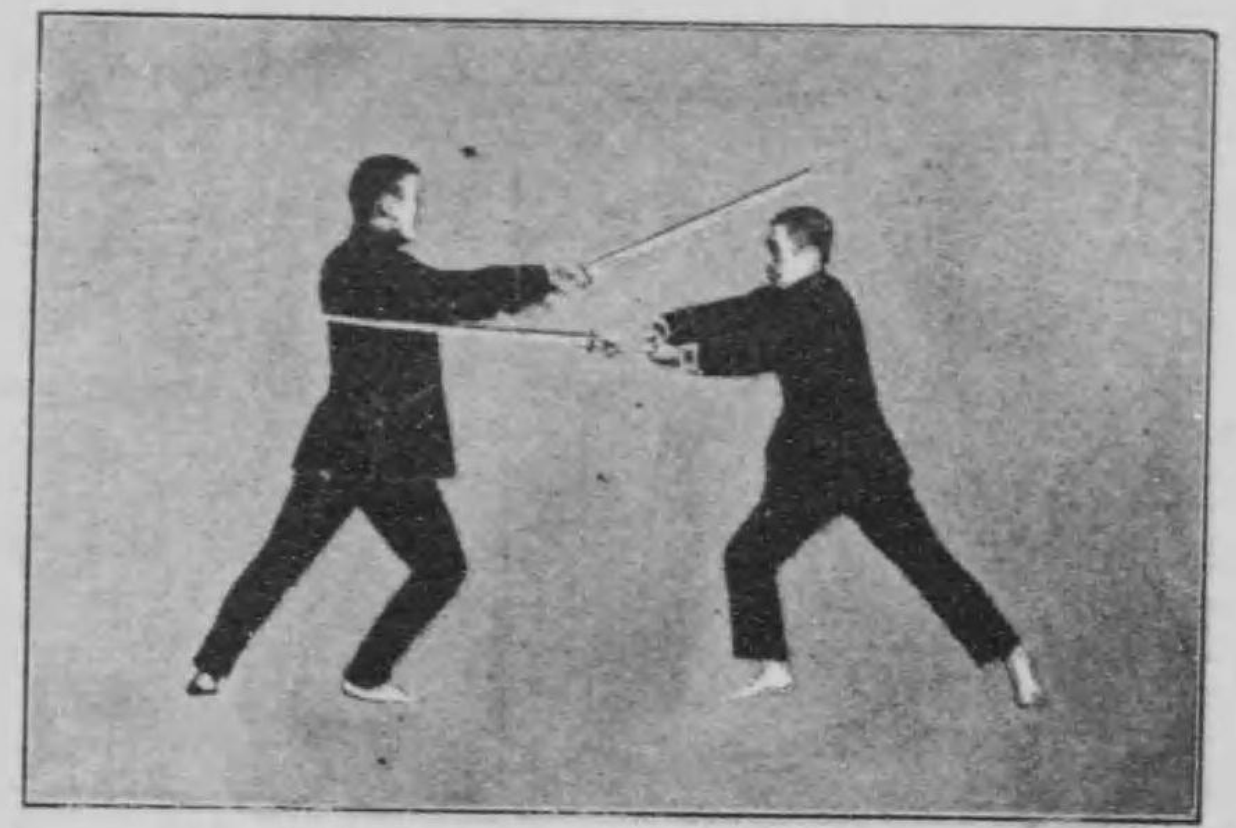

(乙) 右胴を引き截りする圖

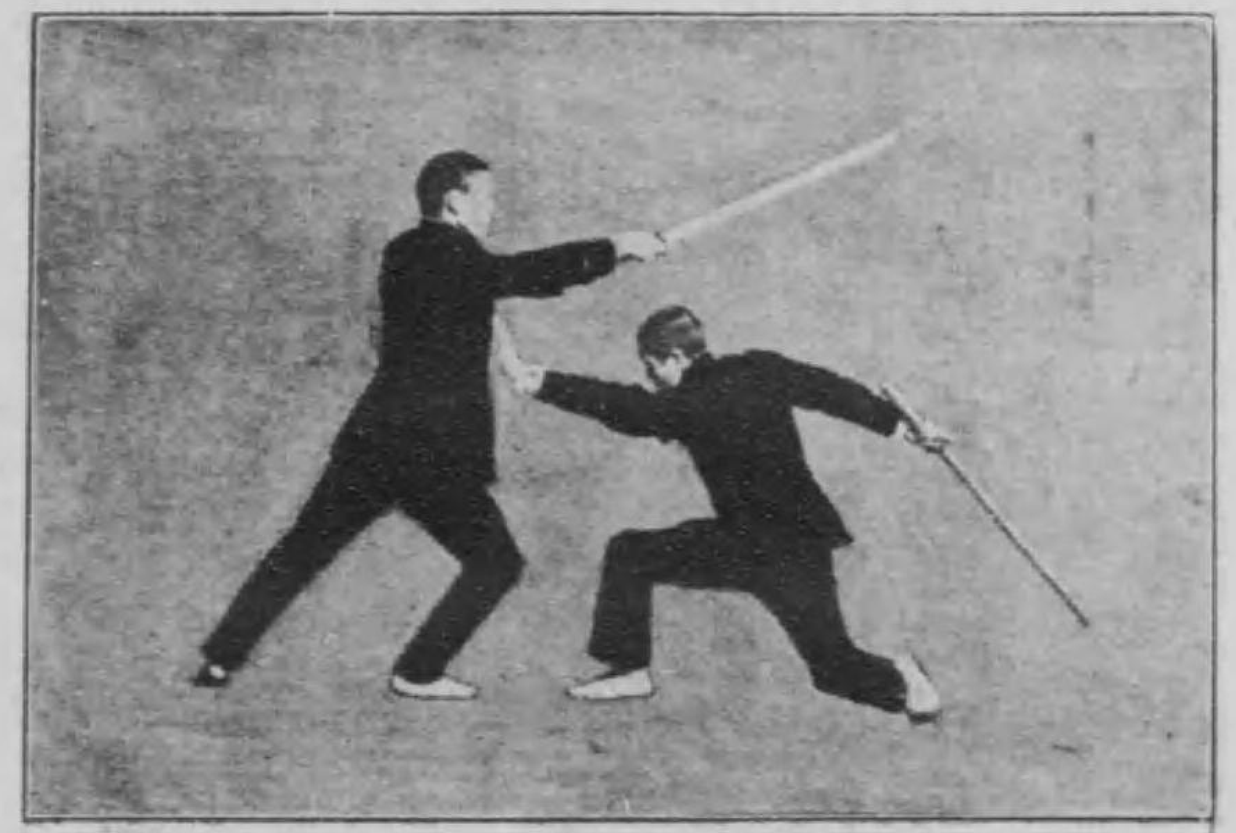

(丙) 引き截りして展開したる圖

を充分前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め—爪立てゝ兩腕を伸ばして(右得)と發聲して左翼隊の前頭に截攻む即ち(甲)圖の如し。

三 「右翼隊の右胴截斷」の令にて左翼隊は(左鬪)と發聲して之を面前に鎬凌ぐと同時に左足を充分前に踏み出し前頭に橢圓形を描きつゝ(左得)と發聲して(乙)圖の如く右翼隊の右胴を引き截ると同時に右足を右後方に轉じ體を展開して右膝を床板に着くこと(丙)圖の如くすべし。但し右胴を引き截りする間際に於て左手を離し左腕を伸ばして右翼隊を支へ且つ其右腕を右方に開くこと(丙)圖の如し。

四 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同し。

第十八節

號令 用意。刀を拔き晴眼に構へ。

左翼隊は構を八相上段に變じ右翼隊の前頭截斷——截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

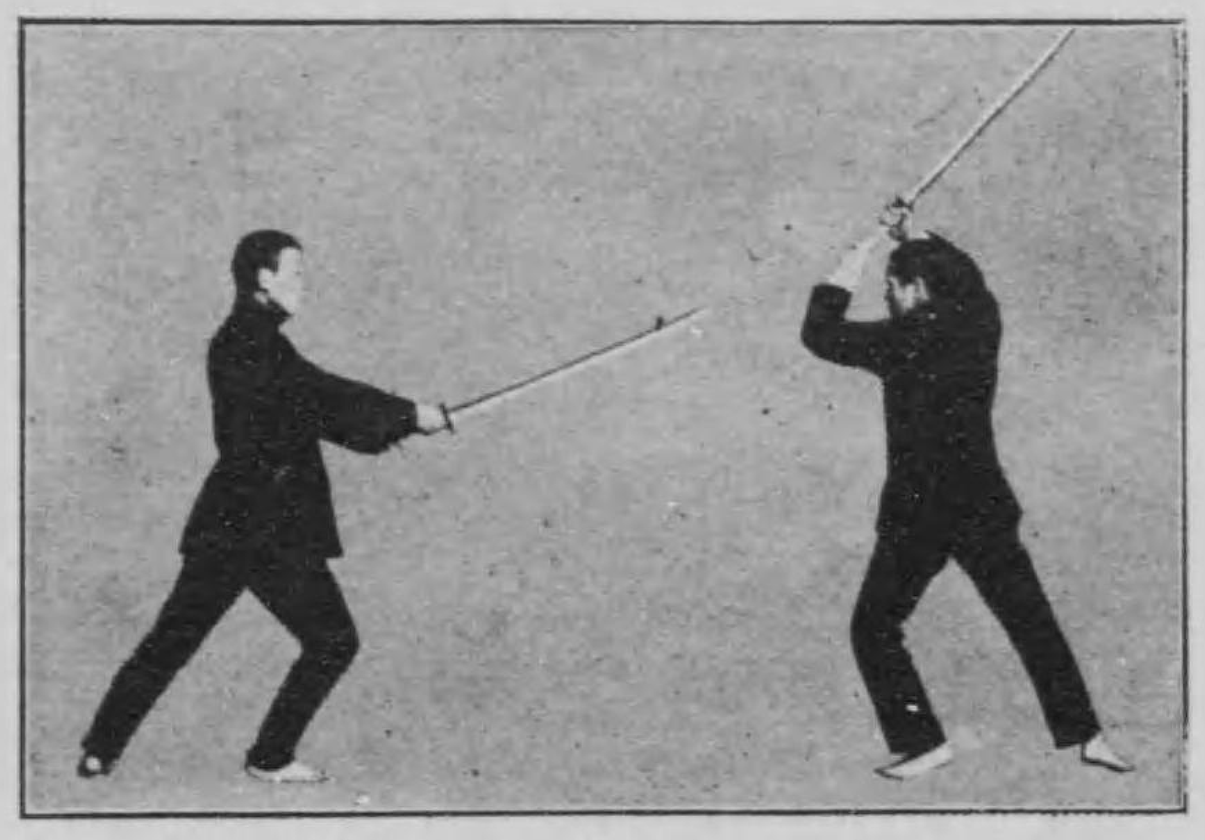

(甲) 八相上段の圖

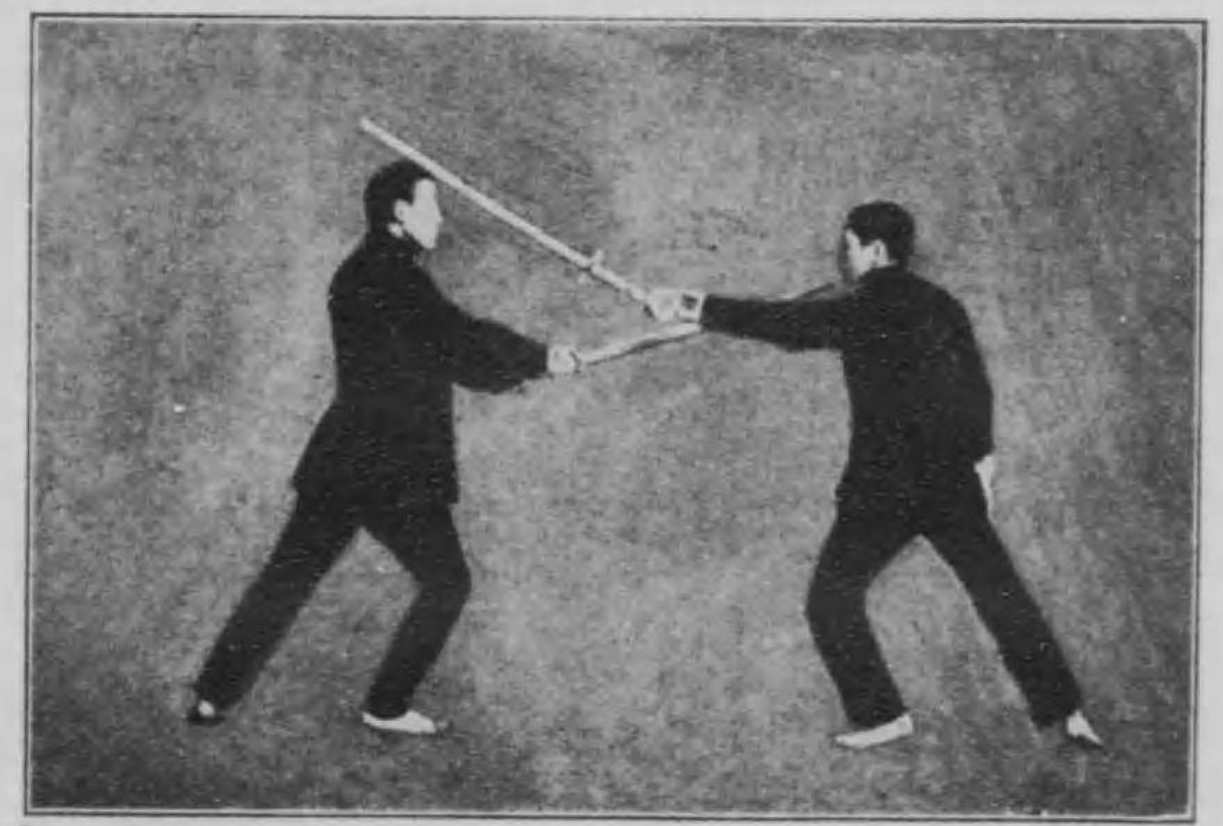

(乙) 左手にて前頭截斷之圖

説明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二 左翼隊は「前頭截斷」の令にて晴眼の構より右足右斜に一歩開くと同時に左踵を其位置にて左廻はしつゝ兩踵を浮かし其構を(甲)圖の如く八相上段に變じ上體を稍々前に傾け右手を離すと同時に左足一歩充分に踏み出し右踵を左廻はしつゝ少しく進め爪立てゝ左腕を強く伸ばして(左得)と發聲して右翼隊の前頭を截斷すること(乙)圖の如し。但しはなしたる手は其指を並べて右股の右側に添ふべし。

三 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第十九節

號令

用意。刀を拔き晴眼に構へ。

左翼隊は構を八相上段に變じ右翼隊の右籠手截斷——截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

説明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二 「右籠手截斷」の令にて左翼隊は晴眼の構より右足右斜に一歩開くと同時に左踵を其位置にて左廻はし兩踵を浮かし其構を八相上段に變じ上體を稍々前に傾け右手を離すと同時に左足一歩充分に踏み出し右踵を左廻はしつゝ少しく進め爪立てゝ左腕を强く伸ばして（左得）と發聲して右翼隊の右籠手を截斷すること圖

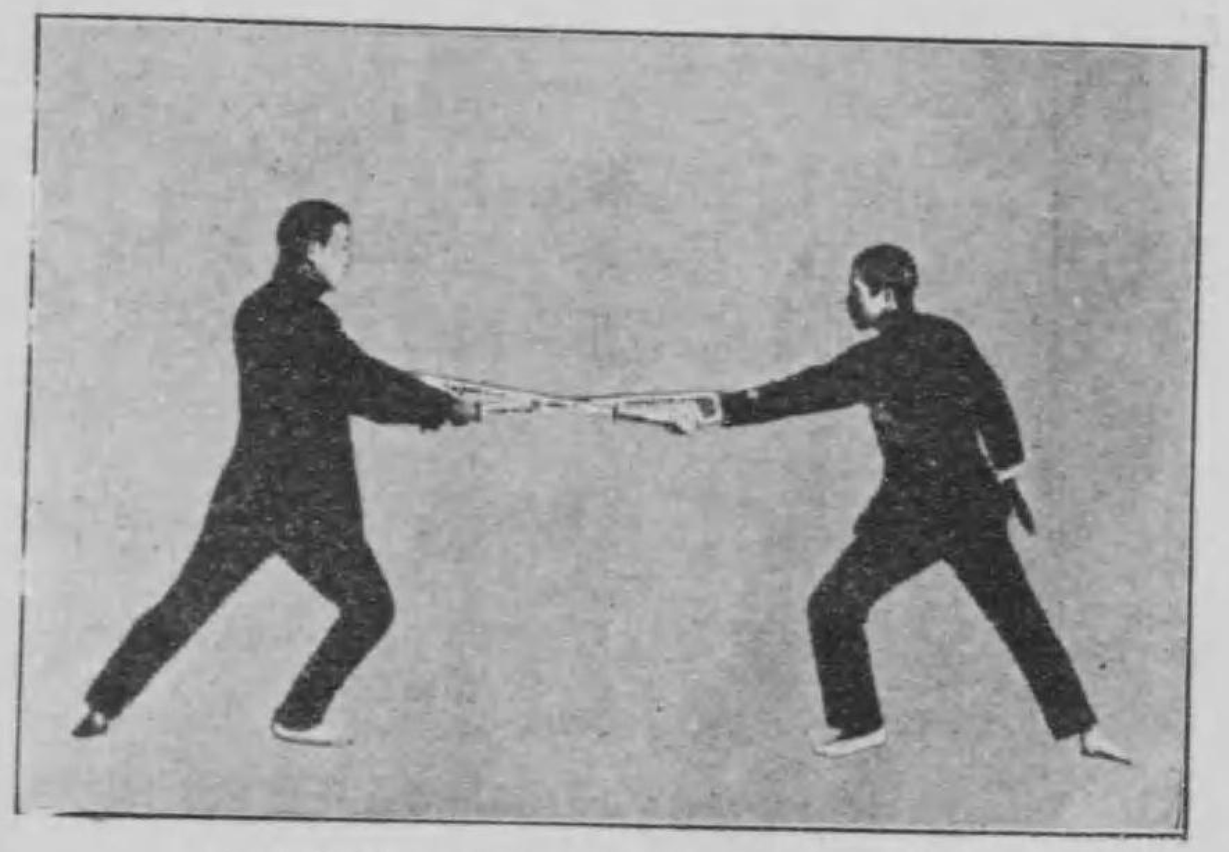

八相上段より左手にて右籠手截斷之圖

の如し。但し離したる手は其指を並べて右股の右側に添ふべし。

三 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

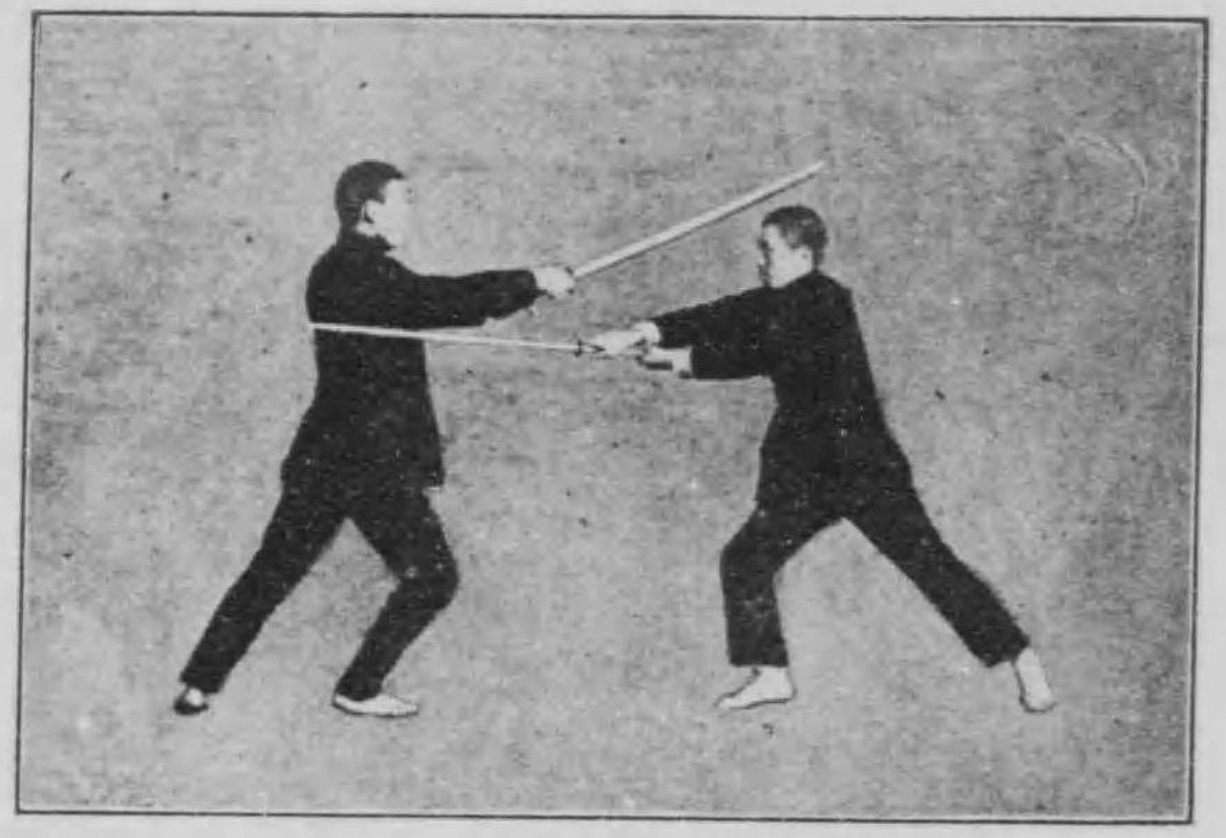

八相上段より右胴截斷之圖

第二十節

號令 用意。刀を拔き晴眼に構へ。左翼隊は構を八相上段に變じ右翼隊の右胴截斷——截斷。元へ。刀を納め。直れ。

説明

一 「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二　左翼隊は「右胴截斷」の令にて晴眼の構より右足右斜に一歩開くと同時に左踵を其位置にて左に廻はし兩踵を浮かし其構を八相上段に變じ上體を稍々前に傾け同時に左足一歩充分前に踏み出し右踵を左に廻はしつゝ少しく進め爪立てゝ兩腕を強く伸ばし（左得）と發聲し右翼隊の右胴を截斷すること圖の如し。

三　「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第二十一節

號令　用意。刀を抜き晴眼に構へ。

左翼隊は構を眞向上段に變じ右翼隊の前頭截斷——截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二　左翼隊は「前頭截斷」の令にて晴眼の構より右足右斜に開くと

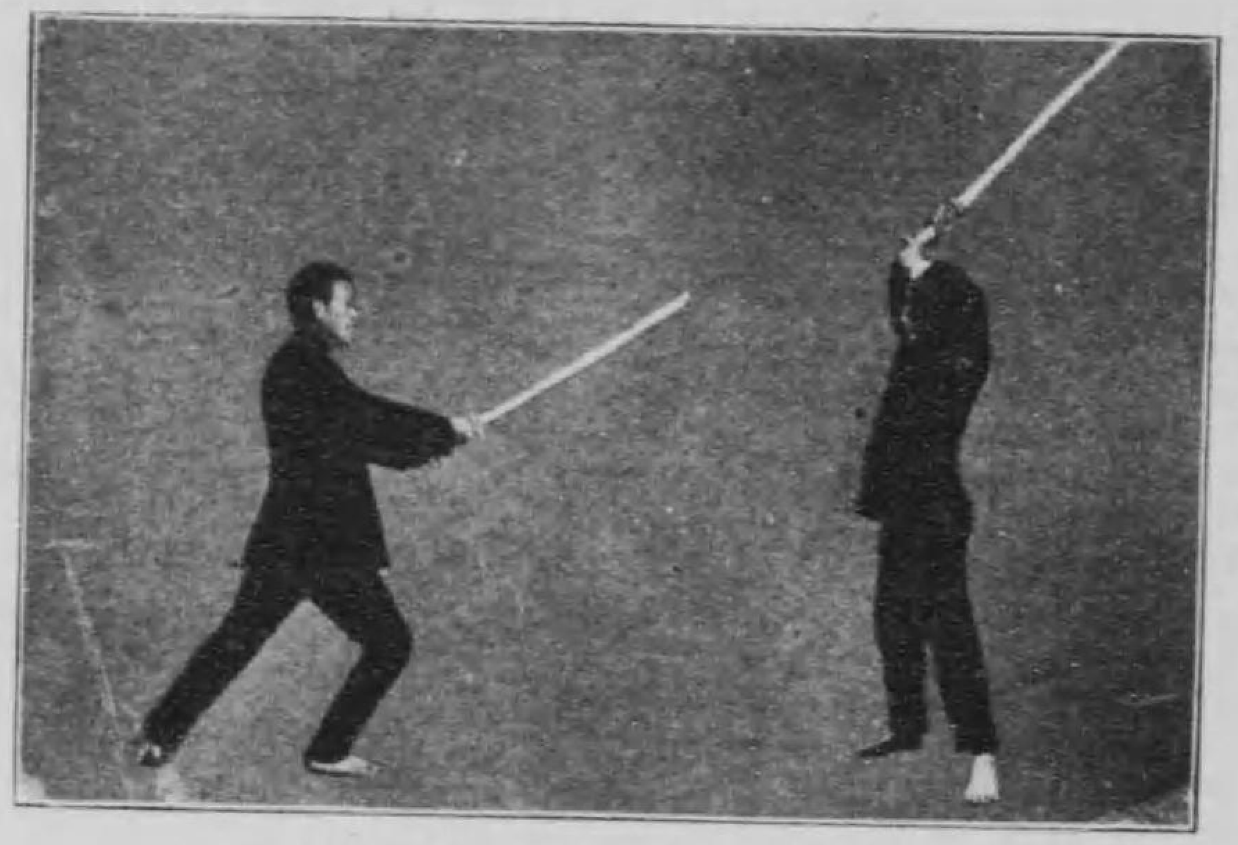

（甲）眞向上段に構へたる圖

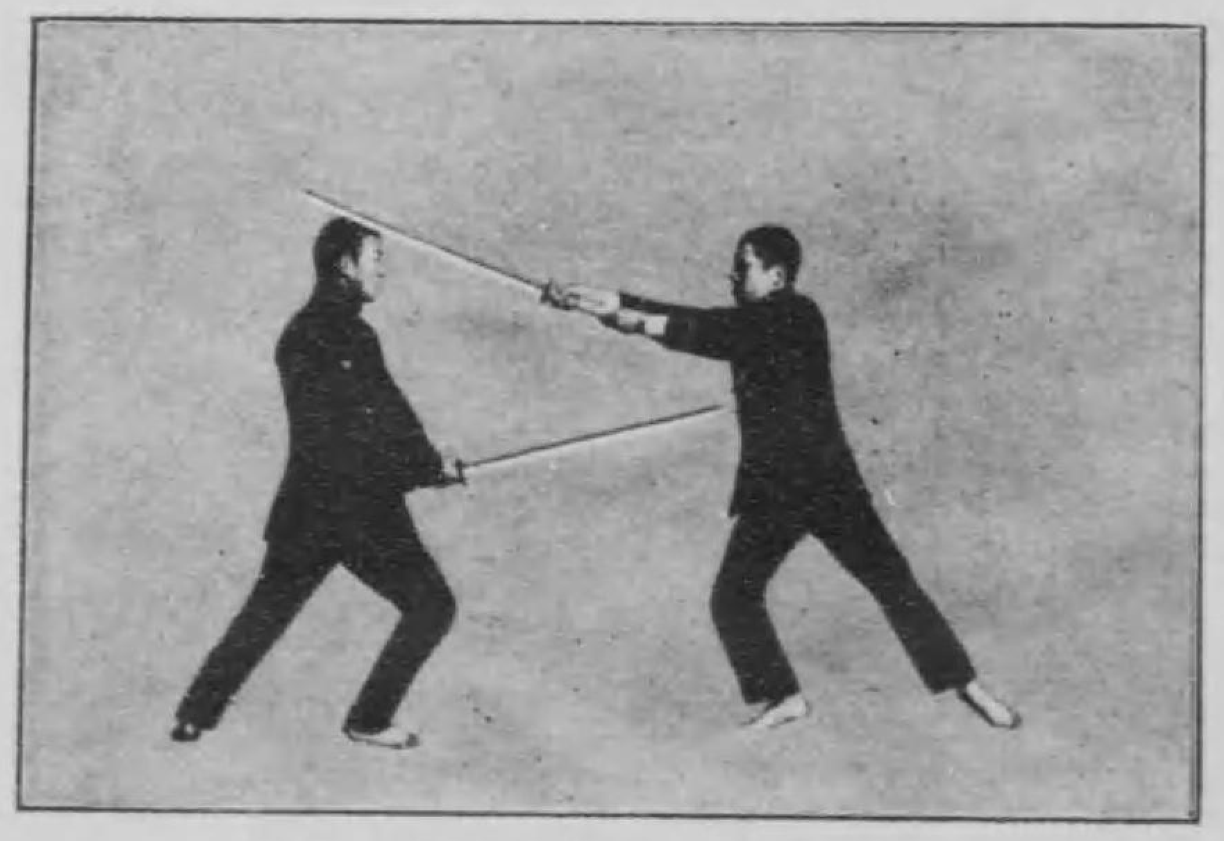

（乙）眞向上段より前頭截斷之圖

同時に兩踵を浮かし（甲）圖の如く眞向上段の構に變じ胸を張り兩足は恰も一線上にあるが如くにし或は右に或は左に轉じ右

翼隊の虚に乗じ右足一歩前に充分踏み出すと同時に左踵を右に廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を強く伸ばし（左得）と發聲して右翼隊の前頭を截斷すること（乙圖の如し。

三 「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

第二十二節

號令 用意。刀を抜き晴眼に構へ。

左翼隊は構へを眞向上段に變じ右翼隊の右籠手截斷――截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一 **「用意」「晴眼に構へ」**の發聲及び動作は前に同じ。

二 左翼隊は**「右籠手截斷」**の令にて晴眼の構より右足右斜に開くと同時に兩踵を浮かし眞向上段の構に變じ胸を張り兩足は恰

も一線上にあるが如くにして或は右に或は左に轉じ右翼隊の虚に乗じて右足一歩前に充分踏み出すと同時に左踵を右に廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を強く伸ばして（左得）と發聲し右翼隊の右籠手を截斷すること圖の如し。

三 **「元へ」「刀を納め」「直れ」**の動作は前に同じ。

第二十三節

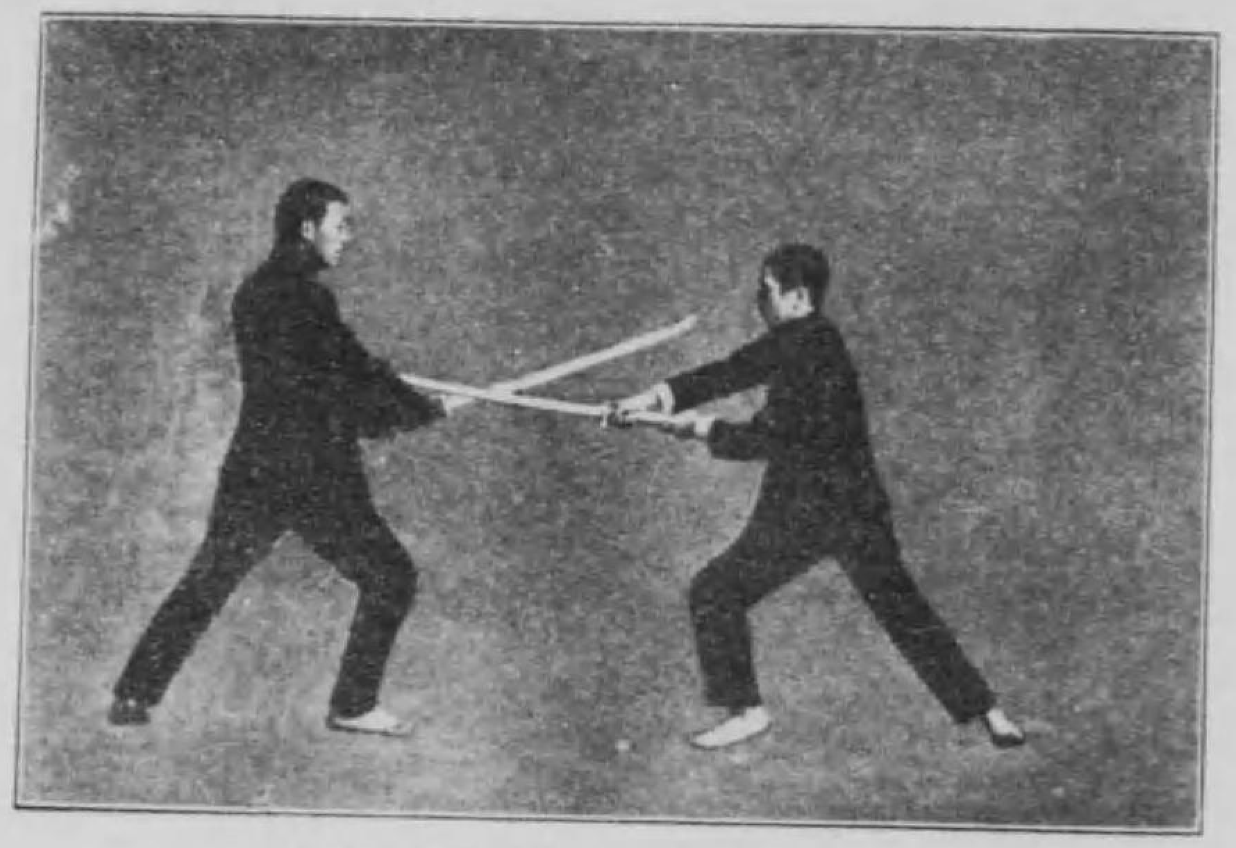

眞向上段より右籠手截斷之圖

號令 用意。刀を抜き晴眼に構へ。

左翼隊は構を眞向上段に變じ右翼隊の右胴截斷――截斷。

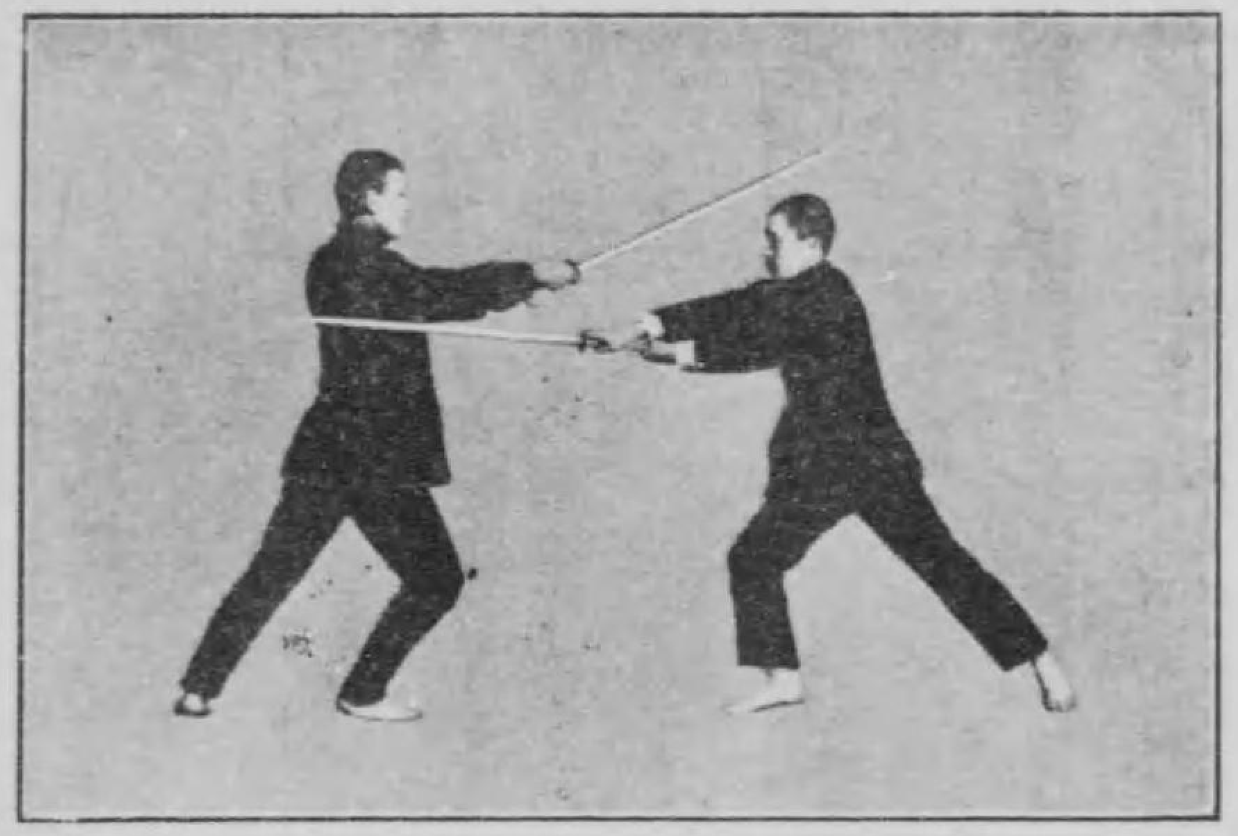

右胴截斷の圖

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二　左翼隊は「右胴截斷」の令にて晴眼の構より右足右斜に開くと同時に兩踵を浮かし眞向上段の構へに變じ胸を張り兩足は恰も一線上にあるが如くし或は右に或は左に轉じ右翼隊の虚に乘じ左足を充分前に踏み出すと同時に右踵を左に廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を強く伸ばして（左得）と發聲して右翼隊の右胴を

截斷すること圖の如し。

三　「元へ」「刀を納め」「直れ」の動作は前に同じ。

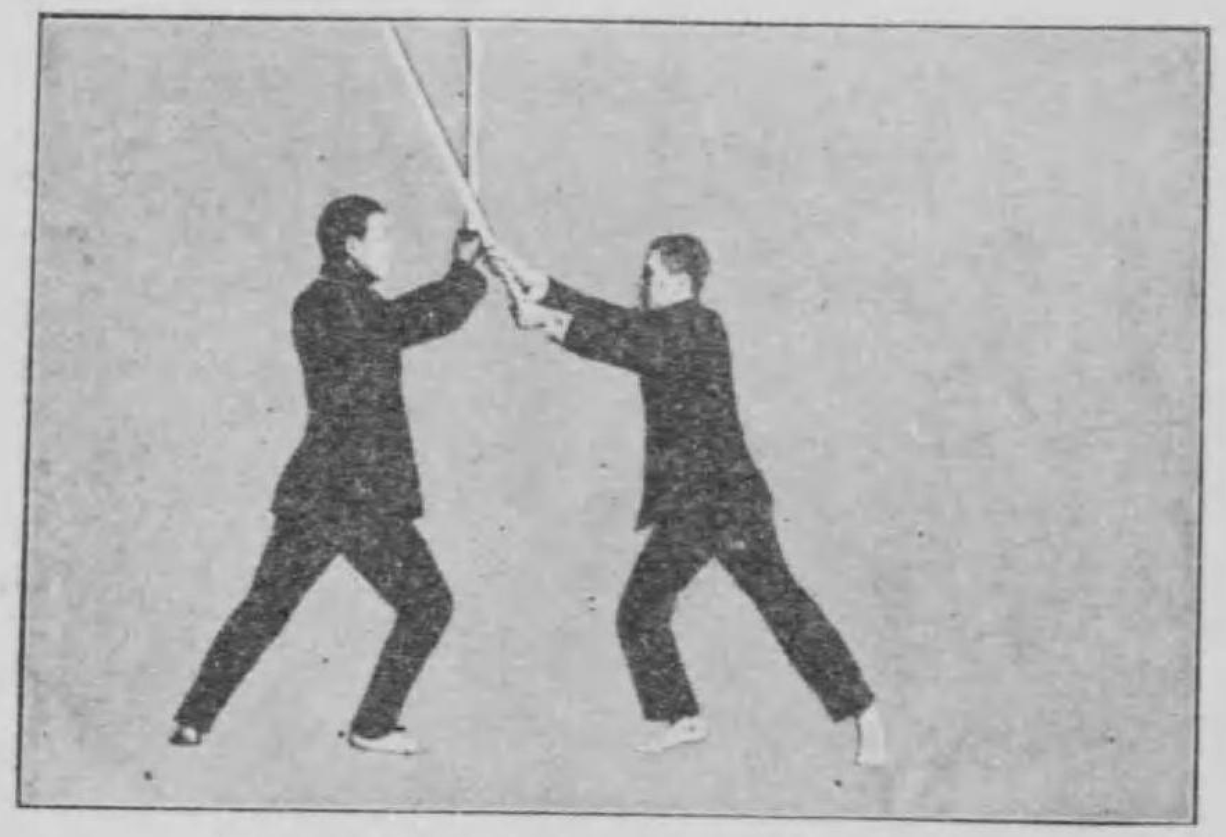

(甲)　面前に鍔元にて鎬凌ぎたる圖

第二十四節

號令　用意。刀を拔き晴眼に構へ。

左翼隊は右翼隊の前頭に截攻め――右翼隊に體當り右胴截斷――截斷。

元へ。刀を納め。直れ。

說明

一　「用意」「晴眼に構へ」の發聲及び動作は前に同じ。

二　「右翼隊の前頭に截攻め」の令にて左翼隊は晴眼の構より右

足一歩踏出すと同時に左踵を右に廻はしつゝ少しく進め爪立て兩腕を強く伸ばして(左得)と發聲し右翼隊の前頭に截攻む右

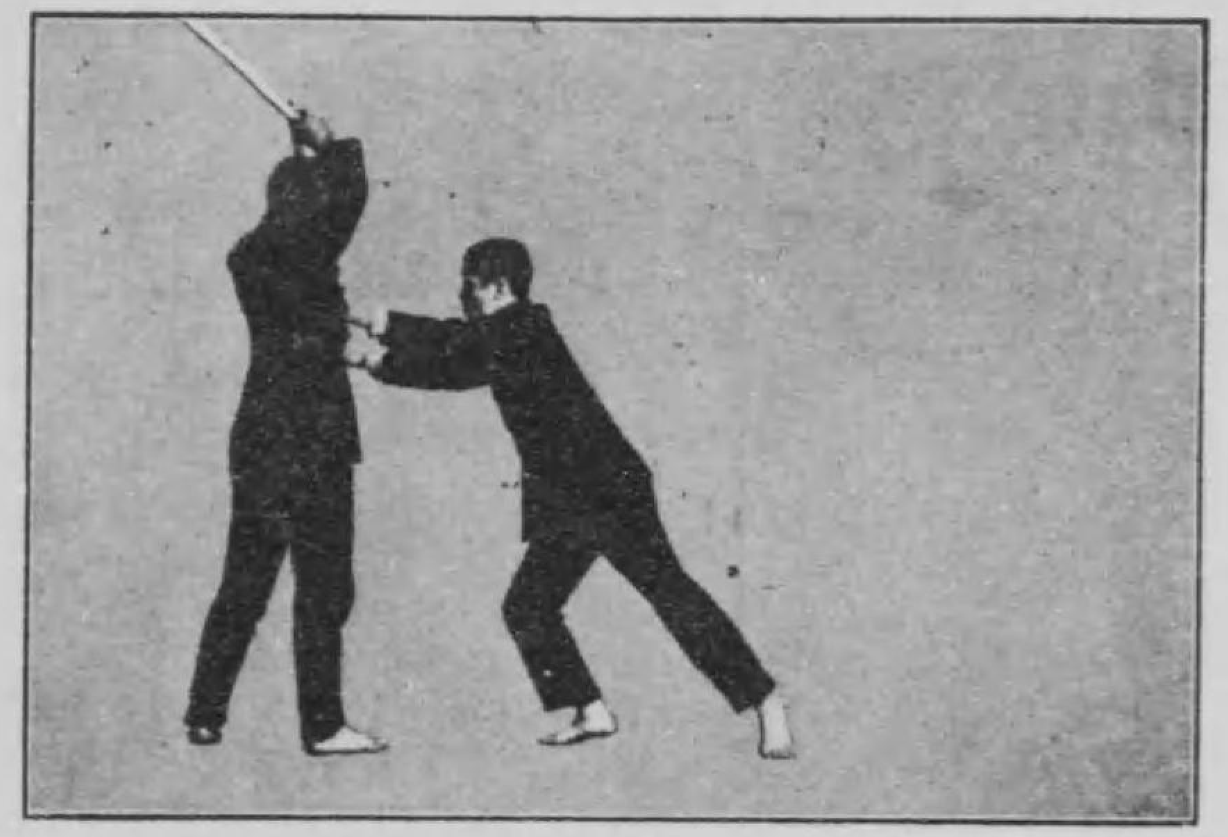

(乙) 胸部を押し飛ばしたる圖

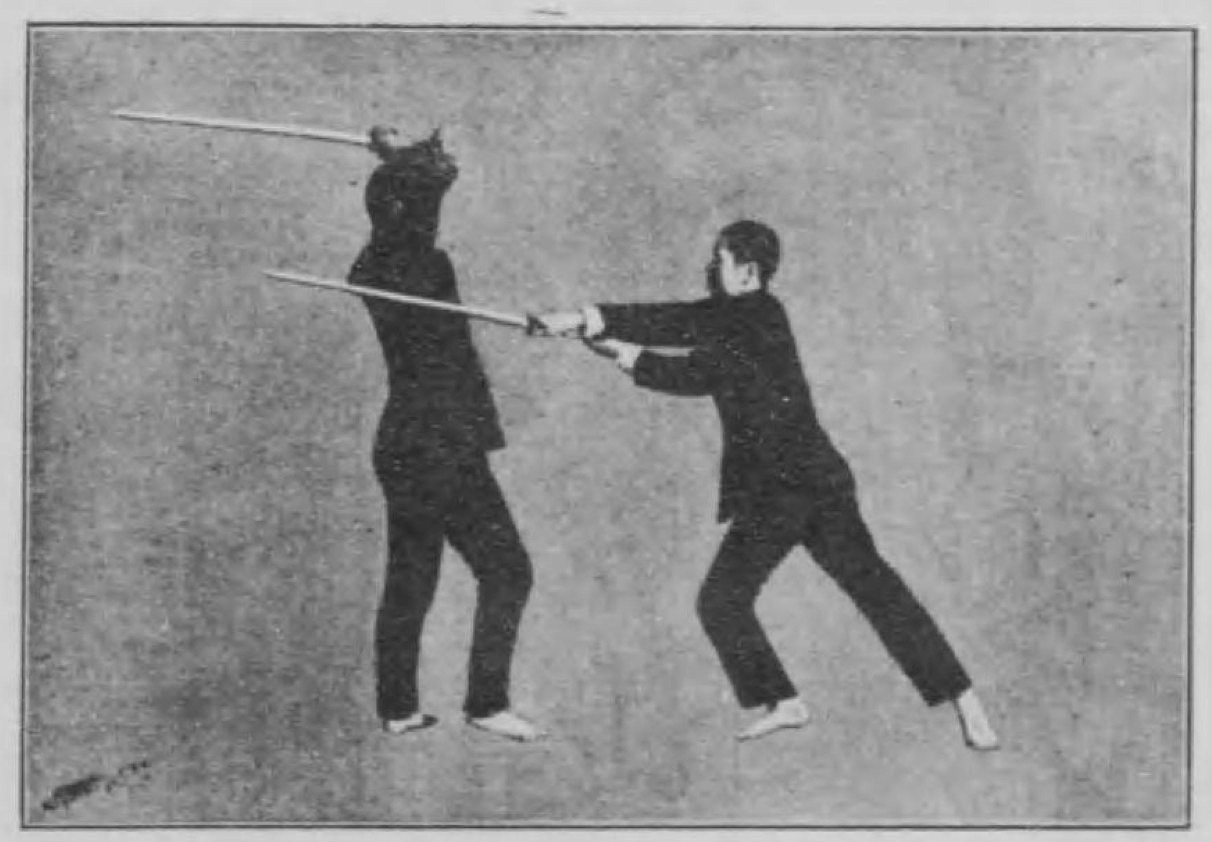

(丙) 右胴截斷之圖

翼隊は右足を踏み止め(右鬪)と發聲して(甲)圖の如く之を面前に鎬凌ぐべし。

三 **「右翼隊に體當り右胴截斷」**の令にて左翼隊は更に右足一歩速進すると同時に左足を少しく進め爪立て(乙)圖の如く(左得)と發聲し鍔元にて強く右翼隊の胸部を押し飛ばし其の姿勢の崩れんとするに乘じ右足一歩前に進むと同時に左足を少しく進め爪立て兩腕を強く伸ばし(左得)と發聲して(丙)圖の如く右翼隊の右胴を截斷すべし。

四 **「元へ」「刀を納め」「直れ」**の動作は前に同じ。

第二十五節

號令 用意。 刀を抜き晴眼に構へ。

左翼隊は右翼隊の前頭を左右に截攻め――截攻め。 右翼隊前進。

左翼隊前進。

元へ。刀を納め。直れ。

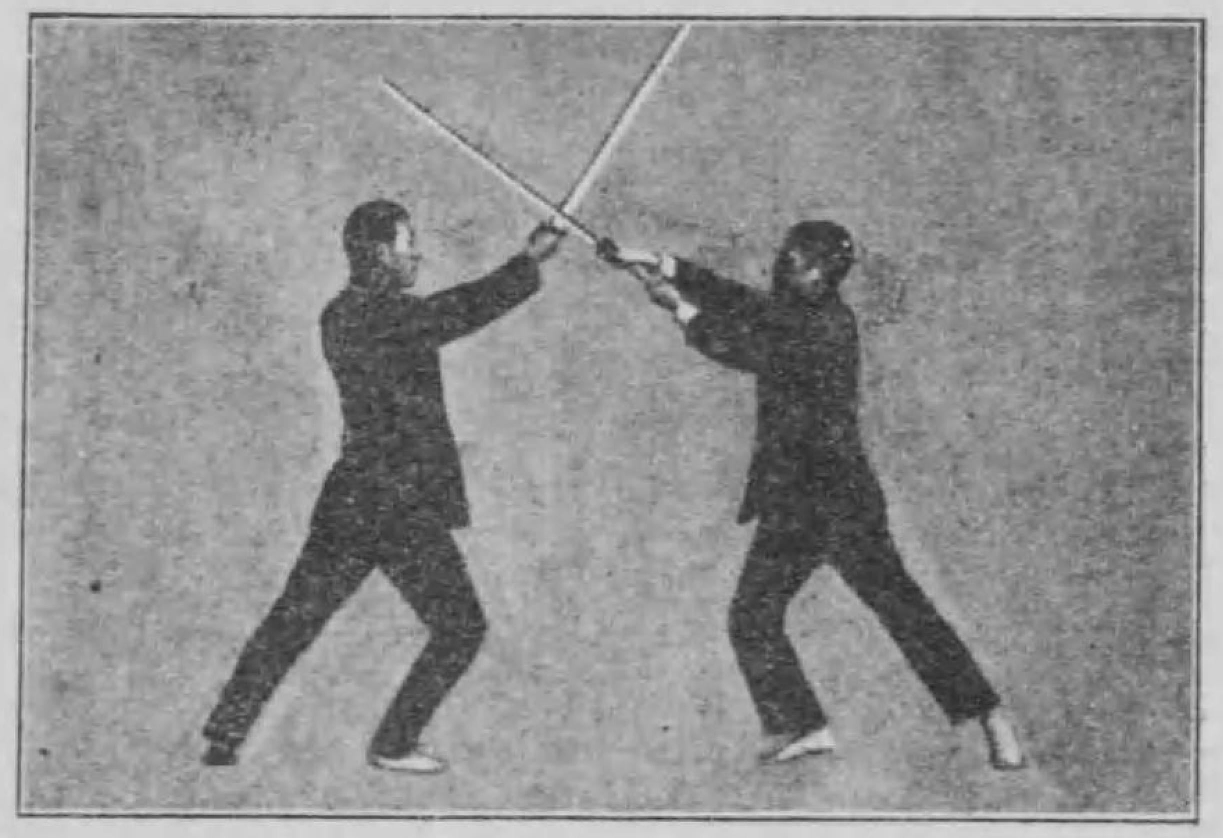

前頭に截攻む圖

說明

一 「**用意**」「**睛眼に構へ**」の發聲及び動作は前に同じ。

二 「**右翼隊の前頭を左右に截り攻め**」の令にて左翼隊は攻勢となり睛眼の構より右足一歩前に踏み出すと同時に左踵を右廻はしつゝ少しく進め兩踵を浮かし太刀を眞向頭上に冠り兩腕を伸ばして(左得)と發聲して烈しく右翼隊の前頭を左右に截攻みつゝ前進し右翼隊は守勢となり(右鬪)と發聲して之を鎬凌ぎつゝ左足より退却す。

三 「**右翼隊進め**」の令にて右翼隊は攻勢に變じ左翼隊は守勢となり前同樣の動作をなすべし。

四 「**左翼隊進め**」の令にて行ふ動作亦前說明の如し。

五 「**元へ**」「**刀を納め**」「**直れ**」の動作前に同じ。

○附 前立截斷

前立截斷は腹力を養成し呼吸の旺盛血液の順調を計り同時に肩、腕、拳、腰、脚、足等の諸關節を統一に回轉進退自在ならしむることを修練するの法に則り以て刀法の截斷を實演せしめ體力の刀に及ぼす力を練磨するものなり。 但し此截斷につきては第四節及び第五節を參照すべし。

之を行ふには(甲)圖の如く右手のみを用ひて行ふものと(乙)圖の如く双手を使つて行ふものとの二あり右手のみを使ふものは左手

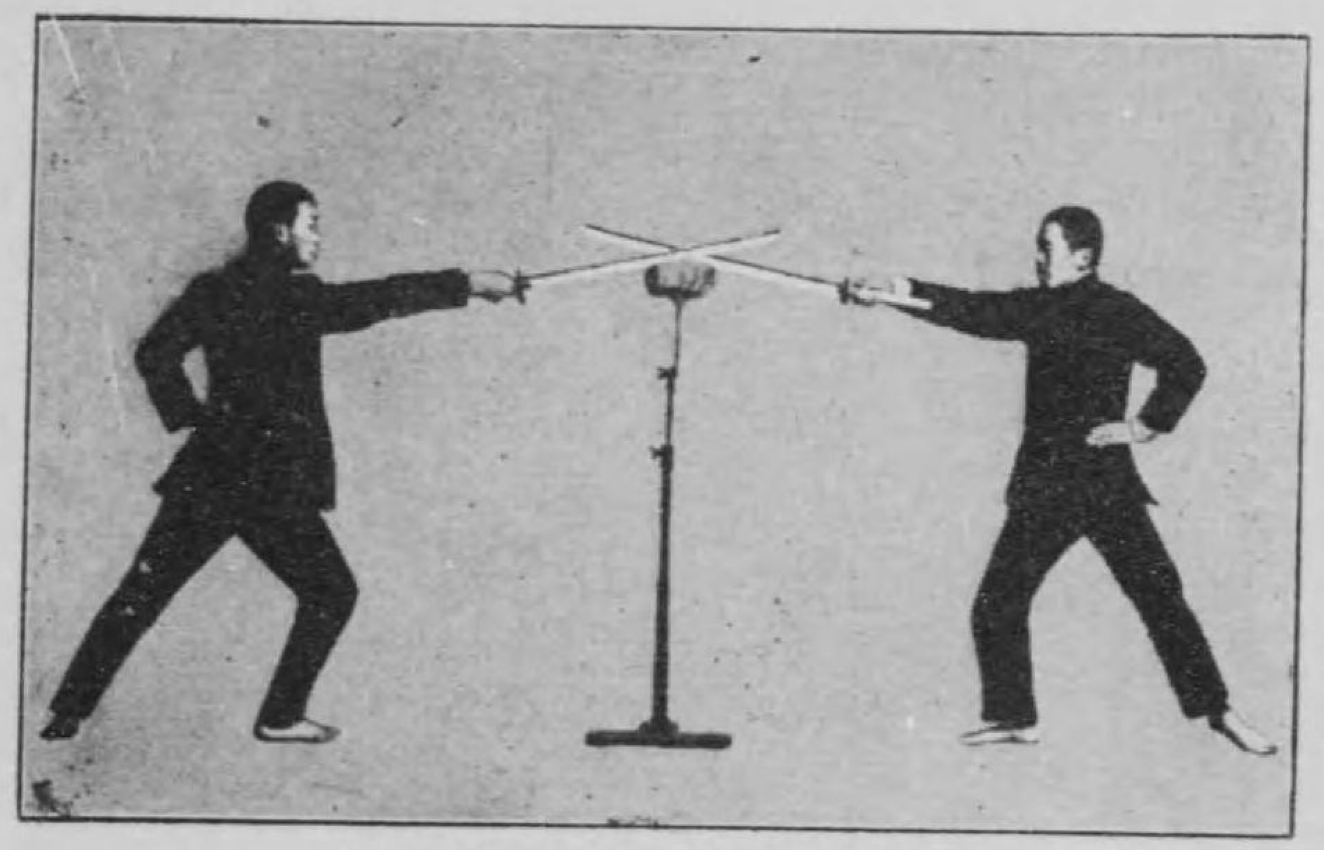

（甲）片手にて前立截斷之圖

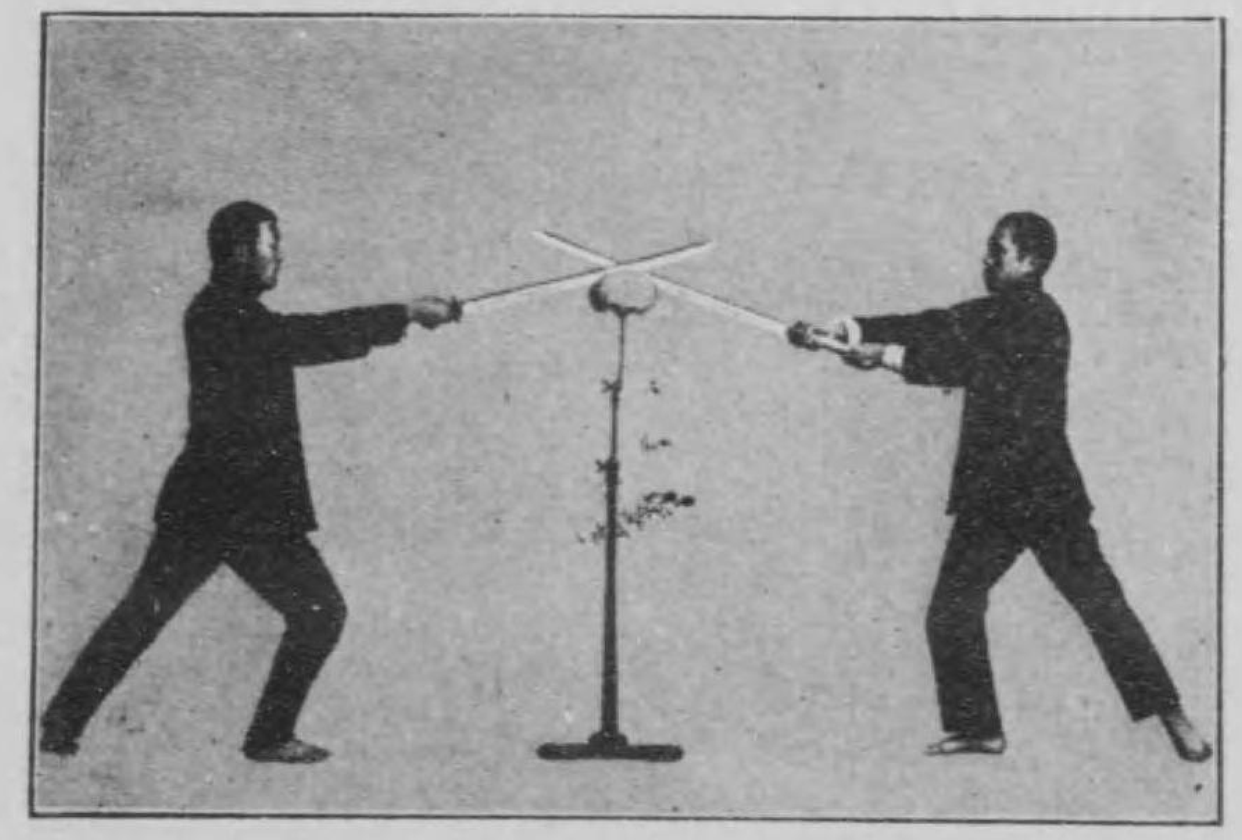

（乙）双手にて前立截斷之圖

の拇指を後方に其他の四指を前方に當て、其手を髖骨上に支へ何れも右足を踏み出して(得)の發聲にて前立を倒さゞる樣に勢よく截斷するものとす。

前立は圖の如き構造にて高さ凡そ四五尺牛皮鍔の上に綿又は羽毛を置き之を皮にて被ひたるものなり。

第十七　附説

一　劍道の沿革

劍道は我邦獨得の技術尙武の精華にして神代の昔より現時に至るまて國民精神の涵養に貢献せる處蓋し尠しとせず古昔末だ銅鐵を發見せざる時代に於ては石を以て劍を作り猛獸毒蛇の人を害するあれば之を驅り或は以て暴を挫き弱を援くる唯一の武器となせり禽に爪あり獸に牙あり虫に刺ある皆之れ護身の要具なり萬物の靈長たる人亦是なかるべからず已に身を護るの器あり豈之を使用するの術なくして可ならんや是れ劍道の因りて起る所以なりとすされば劍はこれ殺人劍にあらずして護身の刀なり別言すれば邦家の安寧を保護する活人劍なりされば本邦建國の初めに當り劍を三種の神器の一に定められ

たるは全く神慮の秘訣にして實に千萬無量の意義を掬すべきものありて存するなり。

之を歷史に徵するに素盞嗚尊の天叢雲の劍を獲られたる武甕槌命の十握の劍を多伎須濱に樹てられたる等今尙ほ出雲國簸川郡仁多郡等に其古蹟あり其後銅鐵の發見せられてより其形狀に於ても鍛錬の術に於ても漸次に進步して終に今より一千二百有餘年前大寶年間に至りて始めて大和國に於て天國の劍を鍛ひ出せり和銅の頃よりは名工出てゝ日本刀の名漸く現れ元暦文治の頃後鳥羽天皇は萬乘の尊き玉體を以て親ら之を作り給ひ又名工を京師に召させられて刀を鍛錬せしめられし等大いに斯道を奬勵し給ひしかば巧妙を極むる者續出するに至れり爾後源氏北條氏の代を過ぎ足利時代を經て德川時代に至るまで年と共に益々其技を進め日本刀の名宇內に布き刀を以て『武士の魂』と稱するに至れり實にや　皇祖以來醜夷を膺懲し姦賊を誅戮し

て國家を平定し給ふに劍の德を以てせられ將士の出陣に際しては節刀を授けられ以て尙武の氣象を皷舞せらたる等劍の由來刀の精亦崇むべきの限りならずや。

然り而して其刀法なるものは古來幾多の武士之を提げて戰場に馳驅し生死を賭するの間に於て自然に了得せしものなるが其始めて之を次第して一卷に收め得たるは吉岡鬼一法眼(伊豫國吉岡村の人通稱憲治)にして實地眞劍によりて刀法を識り壽永年間山城國鞍馬寺僧正坊に於て山法師等と共に研鑽し且つ其研究の結果を書冊に收めて後世に遺し又其術を源義經に傳へたる所謂鞍馬流是なりとす爾來永祿元龜天正より元和寛永の頃に至りて天眞正傳神道流の開祖たる飯篠長威齋入道愛洲流の祖なる愛洲移香、新陰流の元祖上泉武藏守藤原秀綱及び柳生但馬守宗嚴(註上泉の命を奉じて柳生は新陰流を開始したるなり)心貫流丸目藏人太夫卜傳流塚原卜傳一刀流伊藤一刀齋景久吉岡流

吉岡憲法二刀流宮本武藏天心獨明流根來獨心齋等の名人輩出して各々一流を創始し門戶を構へて徒弟に敎へ奧義免許を授けて何々流と稱するもの百有餘を算するに至る。而して是等はいづれも各々其經驗より得たるものを以て組型太刀に組織したるものにして彼の十握の劍に模造せる長さ三尺二寸の木太刀を使用して練習し其熟達するに至りては時々眞劍試合をなしたりといふ。

爾後太平久しきに亘り之に慣れて德川幕府中世の頃に至りてはかくも盛なりし刀法の道も終に兒戲に等しき形式に流れて刀法の眞理を究め心身を鍛錬するに志す者殆んど稀なるに至れり此時に際し一刀流の達人中西忠藏出てゝ大に其弊風を憤慨し斯道の衰頽を挽回せんと一意專心研鑽の結果甲冑に擬したる面、籠手、胴、下棱等を工夫し木太刀を竹刀(當初は竹を皮袋に入れたるものなりき)に改めて彼の百餘流の刀法をして眞劍試合をなすと異なることなく十分截攻(きりこみ)鎬凌(しのぎ)截斷(せつだん)等

をなすことを得しめ氣力の續かん限り奮闘せしめ大に心氣と體力とを練るの方法を創めしかば非常に世の稱讃を博し爲めに斯道の興隆を見るに至れり是竹刀稽古の始めなり(一說には長沼博道の創めしものなりとも云ふ)

一盛一衰は世の常態にして萬事皆此理に漏れず劍道も弘化の頃より漸次衰運に傾き刀法の奥義を捨てゝ偏へに其技の巧妙にのみ奔り爲めに竹刀の如きも長きに利ありとして四尺以上六尺のものを使用するに至れり。かの劍客大石進の如きは六尺の竹刀(刀身四尺柄二尺)を提げて全國を廻歷し江戸に入りて北辰一刀流の開祖千葉周作と試合せし際の如きは周作は之れに對するに四斗樽の蓋を竹刀の鍔と爲し互に奮闘したりといふ萬延文久の頃に至りては其弊の極に達し三尺二寸の竹刀を使用するもの殆んど稀にして其甚だしきに至りては鳥刺竿の如き細き竹刀をさへ用ゆるものもありたりといふ斯の如くにして明治維新となり廢藩置縣の制に改められ同四年廢刀令下りて兵制も歐式を採用せらるるに至り劍道は愈よ全く衰頽の極に達したり。然りと雖も百餘流の祖師が苦心の餘に成れる劍道の精神豈空しく埋沒して止むべきものならんや終に同十年の亂に際して拔刀隊の効果を奏せるに其曙光を閃かし世の心あるものをして尚武の氣象を養成し精神の修養意志の鍛錬に資する劍道を學ぶに若くはなしと確認せしむるに至れり山岡鐵舟齋藤彌九郎等の如きは大に此機運を成すに與りて力ありたり又榊原健吉の如きは斯道再興の目的を以て興業的擊劍會を案出して各地を巡業し到る處贊成を得て擊劍會は處々に設立せらるることとなりたり日清役以來斯道俄かに興隆し二十八年武德會なるものの京都に創設せられて武道講究の中心となり諸學校の如きも殆んど劍道部の設けあらざるなきに至り日露の大戰を經過して愈々益々隆盛に赴き終に文部省をして四十四年令を下して中等學校

の正科に劍道を編入するを得るの制を布かしむるに至れり。斯道前途の爲め慶賀に堪へざる所なり。

以上本邦劍道沿革の概要なりとす。

第二　日本刀、木太刀、竹刀、各部の稱呼

(一) 日本刀の部

一、柄(欛)又刀把とも云ひ手にて握る所にして長さ八九寸位なり

一、柄頭　柄の端にして水牛の角或は金屬を附着す

一、柄の裏表　刀を使用するとき左側に當る部分を柄表といひ反對の部分を柄裏といふ

一、柄の背腹　刀背に續く柄の部分を柄背といひ刃に續ける部分を柄腹といふ

一、目釘　中心の柄より拔けざる樣に柄と中心を通して貫きたるくぎなり

一、目貫　柄の左右兩側にある二個の金具の稱なり

一、鞘　刀身を入るゝものをいふ

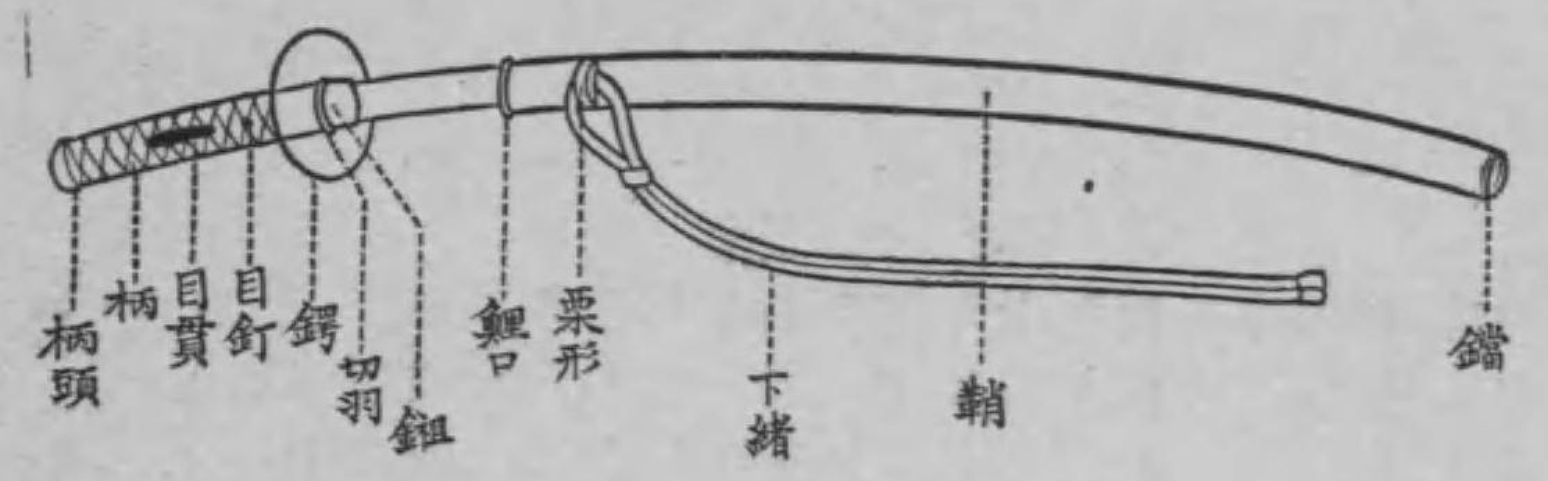

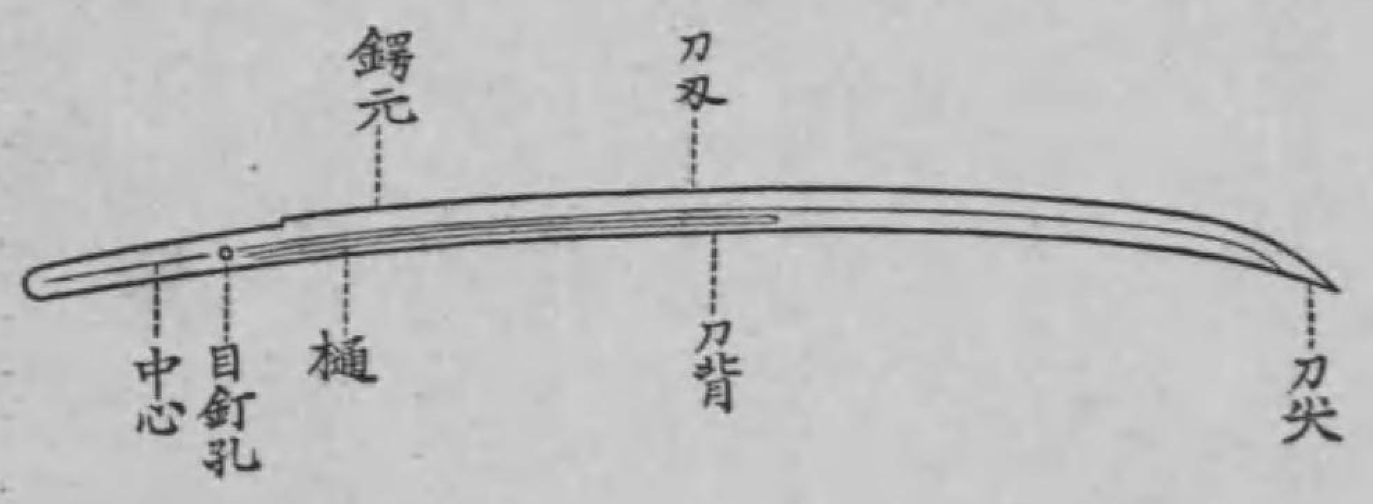

一、鞘の表裏背腹　柄の表裏背腹と同じ

一、鯉口　鞘の口の所なり

一、栗形鵐目　下緒を付くる處を栗形といひ其の孔の縁に塡むる金具を鵐目といふ

一、下緒　栗形につけたる緒にして長さ刀身に等しく眞劍勝負の際に襷として用ゆ又は塀を越ゆるときに用ゆ其他大小の兩刀を繫ぐために用ゆるものなり

一、鐺　鞘の端にある金具なり

一、鍔　鯉口と柄との間にある金屬製の平板にして敵の刀刃を受け止むるものなり

一、切羽　鍔の兩面に附着せる薄き金具にして大小の別あり

一、鎺　鍔に續き鯉口のある處に當り刀身を鞘に具合好く藏むるための金具なり

一、刀刃　物を切る部分なり

一、中身（刀身）鞘に納まる部分の總稱なり

一、刀背　刀刃と反對の部分をいふ

一、刀側　刀身の側面をいふものにて刃の左側面を身表といひ右側面を身裏といふ

一、鎬　刀側の少しく高くなれる所をいふ

一、樋（血流）兩鎬の間にある溝なり

一、刀尖（鋒切先又は鋩子）　刀の尖端にて刀背の方に曲れる部分

をいふ

一、中心(莖又は小身)柄に入るべき部分にして製作者の氏名及び製作年月はこゝに銘記するものなり

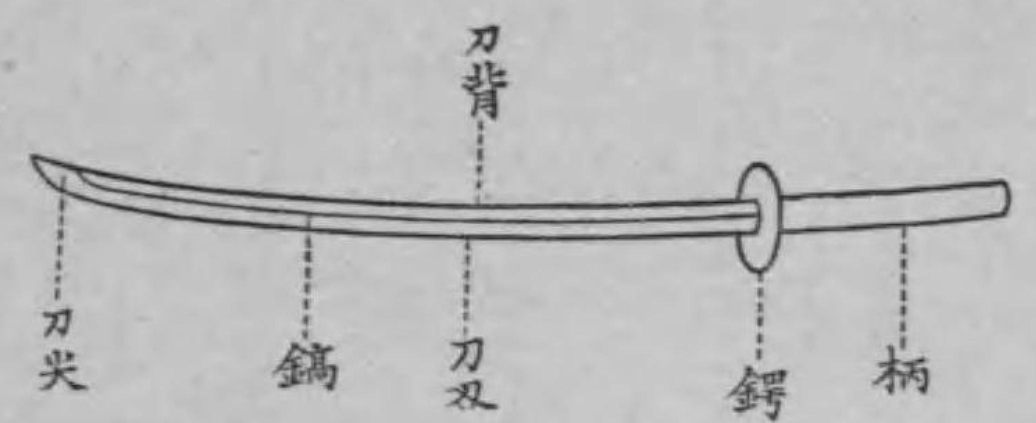

(二)木太刀の部

木刀は木劍又は木太刀ともいひ枇杷の木又は樫の木にて太刀の形に作りたるものなり長さは流派によりて異なれども通例二尺五寸より三尺五寸迄とす柄の長さは凡そ全長の四分の一なり各部分の名稱、柄、鍔、刀刃、刀背、鎬、刀尖等は刀劍に同じ。

(三)竹刀の部

竹刀は流儀に依りて長さ同じからず、竹を四割又は六割にして作る、柄は三握乃至四握に至るを普通とす柄、鍔等の部分は皆刀劍と同じく刀背刀刃は弓弦を以て示し中結皮、刀背糸結目、先皮の名稱あり

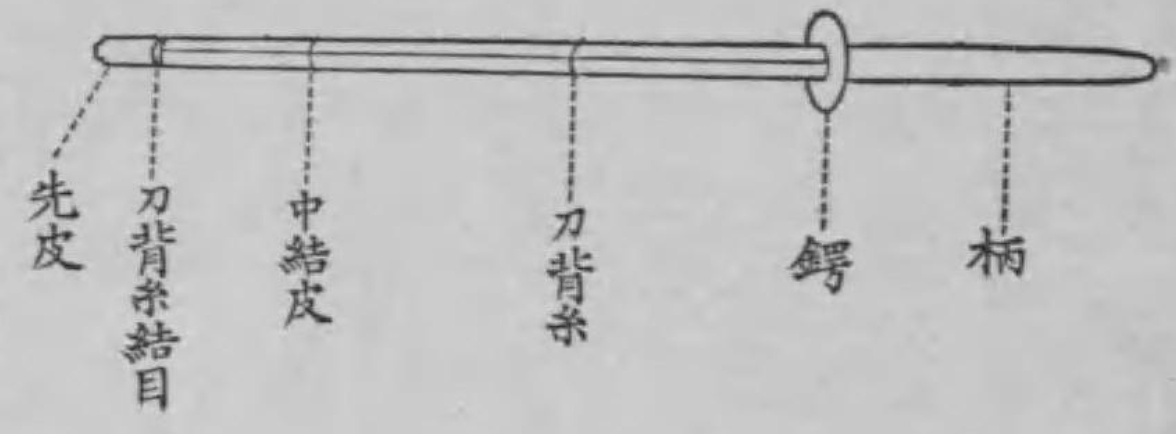

第三　試合心得

一、試合は、劍術型の習熟を待ち、進退突撃の動作輕妙となるに至りて行ふべきものとす。

一、試合には互に禮儀を重んじ、他を侮蔑するが如き言語を發し又は行動をなすべからず。

一、試合中既に截斷し又は突きたりと思ひ定めて體勢を疎かにし、或は左右を顧み或は後方を向く等の行動をなすものあり、かゝる擧動は慮からざるの甚だしきものなれば決して

あるまじきことなり。

一、試合を行ふときは、弱者と見て蔑侮すべからず、又強者と見て恐怖すべからず。

一、敵我を截たんと欲して動くところを截り敵の氣摧け心屈するところを窺つて截込むべし。

一、敵の泰然として動かざるときは、決して截つなかれ突くなかれ。

一、試合には決して勝を急ぐなかれ。

一、試合を參觀するものは、冷笑、冷評、指差、拍手、喝采等些も喧噪に渉るの行動をなすべからず。かゝることは劍道の神聖を蔑視するものなれば、深く愼むべきことなりとす。

一、試合はすべて稽古の心得を遵守して行ふべきものとす。

第四　審判心得

一、審判員は試合者双方敬禮し畢りたるとき勝負幾本と聲を掛けて試合を開始し、勝負毎に面あり籠手胴突あり等と一々聲を掛け同時に手を擧げて勝負を明示すべし。

一、審判は公平にして正確、且つ最も果斷なるべし。

一、審判は正確にして鮮明なる勝負にあらざれば裁決すべからず。

一、跳び込み面は截攻みたる業なれば輕くも採るべし又出掛の籠手亦同し。

一、截つ間合なく抑へ摺り攻み截斷したるは勝に採るべし。

一、一方にて胴を截ち少しく後れて他方にて面を截ちたるは相截なり、又一方にて右籠手を截ち他方にて少し後れて左手を以て横面を截ちたるときも相截なり、殊にかゝる場合に於ては往々刀背截又は鎬截となり易きものなれば最も鋭敏正確に看破審判するを要す。

一、審判は姿勢・體勢・動作・刀勢等を看破しこれらの見苦しきものは採らざるものとす。

一、敵を撃ちて直ちに後方を向きて引き揚げ、又は敵を撃ちて直ちに倒れたるときは勝とせざるものとす。

一、試合に於て胴を突くは其突く所の高下に限界を設けず胴の掩護する區劃内に於て刀頭の止まりたるは勝とすべし。(從來は胸及び胴を突くも勝とせざりしに武徳會本部に於て審判員の決定せるものなり)

一、審判員は表裏二人を設け、表審判員は主として審判をなす若し疑點を生じ、決定し難き場合ある時に於て裏審判員の意見を徴し以て、決定するものとす。但し場合によりては裏審判を設けず一人にて審判をなすことあるべし。

第五　心法傳授の書

大阿記。

劍術心法。

神妙錄。

無明住地煩惱。

無明とは明なしと申文字にて候迷ひつ申候住地とは住位と申文字にて候佛法修行に五十二位と申候五十二位の中に物毎心の止るを住地と申候住は止ると申義理にて候止ると申すは何事に付ても其事に心の止るを申候劍術の上にて申さば向より截る太刀を一目見て其儘其處に止り變る拍子に合せんと思へば向の太刀に其儘心力止り候て手前の働が拔け候て向の人に截られ候是を止ると申可候向より打太刀を見る事は見ゆれとも其れに心を止めず向の太刀の拍子に合せて截

つと思はず思案分別に渉らず振り上る太刀を見るや否や心を止ず其儘付け入て向の太刀に取付かず我を截んとする太刀を我方へ押取りて却て向ふを截る太刀となる可候禪宗にては是を還地槍頭を倒に刺人を截ると申候槍は牟にて候人の持たる太刀を我方へ押取て却て相手を截ると申心にて候劍術の上にて無刀の刀と申事にて候向から截も左右から截も截人にて截太刀にも拍子にも少時にても心を止めれば手前の働皆破れ候て人に截られ申可候敵へ心を置けば敵に心を取られ我身にも心を置く可からず我身に心を置くは初心の間の事なり太刀に心を置けば太刀に心を取られ候拍子合に心を置けば拍子合に心を取られ候我截太刀に心を置けば其れに心を取られ候是れ皆心の留りて手前の敗となる可候劍術者は覺有可候佛法と引當て申事にて候佛法にては此上心を迷はすと申候故に無明住地煩惱と申にて候諸佛不動智、不動とは動かぬと申文字にて候智は智慧の智にて候動か

ぬと申して石か木かの樣に無情なる義理にてはなく前へも左へも右へも十方八方へも心は動き度動きながら少しも止らぬ心を不動智と申候不動明王と申して右の手に刀を握り左の手に繩を取て歯をくひしめ眼をいからし佛法を妨ぐる惡魔を降伏させんとて立居られ候姿もあの樣なる姿なるか何國の世界にかくれて居られ候にてはなく候形をば佛法守護の形を作り體をば此不動智を體として衆生に見せたるにて候一向の凡夫は見て恐れをなし佛法に讐をなさんと思ひ又悟りに近き人は不動智を表したる心を悟りて一切の迷を晴らし則不動智を明きらめ得れば我身即不動明王なる程に此心法を能く修行したる人は惡魔もなやまさしめりと知らせんが爲の不動明王にて候然ればば不動明王と申人の一心の動かぬ處を申候我心を動轉せぬとは特に心を止めぬ事なり物に心を止むれば物に心を取られ候物毎に止まる心を動くと申候物を一目見ても心を止めぬを不動と申候なぜなればば

物に心が止まれば色々の分別が胸にわき出て候て心色々に動き候止まれば動き止まらぬ心は動いてしかも動かざるにて候例へば十人にて一太刀つゝ太刀を入るに一太刀受流して跡に心を止めぬ後を捨て候得ば十人なからに働を缺かぬにて候十人十度心動けども一人にも止めぬはそこゝへ取合せて働は缺け申まじく候若し又一人前に心が止らば一人の截つ太刀を受け流すべけれども二人にて截つ時は手前の働き充分付き申さず候千手觀音には手が千御入候弓を持する手もあり鉾を持ちするもあり劍を持ちたるもあり様々御入來候もし弓を取る手に心が止まらば九百九十九本の手は皆用に立つまじく候一所に心を止めぬ故に千の手が一つも缺けず用に立ち候。

觀音とて身一つに手の手が如何てあらんや不動智が開け候は其身に手が千ありても皆用に立つぞと人に示さん爲に作りたる形にて候譬へば一本の木に向て內に赤葉一つを見て居れば餘の葉見えぬなり葉

一つに目を掛けずして一本の木に何となく打向見れば數々の葉殘らず見え候葉一つに心止めず候はゞ夫れに心を取らるゝにて候一所に心を止めずと云ふ所を得心したる人は即ち千手千眼の觀音にて候然を一向の凡夫は只一筋に身一つに千手手の眼か何にあらんやと破り誹るなり能く得心しての上にて尊び信じ候佛法は物によそへ物に表し道理を表はさず事にて候諸道ともヶ様にて候神道なと別して其道理にて候ありのまゝに思事凡夫に打やぶるは尙惡敷候其中に道理ある事に候此道彼道様々に候得共極る所は一心の落着にて候物初心の住地より能く修行して不動智の位に至れば立歸候て元の住地の初心の位へ落つる仔細御坐候。

劍術にて申べく候始めは身も手も太刀の構も何も知らぬ者なれば身にも心の止まる事なく一つ截てば、つひと合せる計りにて何の心もなし然る所に様々の事を習ひ手に持つ太刀の取様心の立所に様々の事

を習ひぬれば色々の處に心止まり人を截たんとすればとやかくして却て人に截たれ殊の外不自由也如斯不自由なる事を日を重ね月を重ね稽古すれば年を經て身の搆へ太刀の取り様も皆心に無くなりて初の何にも知らぬ何心もなき時の様に成り申候之れ始より同様になる心得にて候一から十まで算へまゐれば一と十とは隣に成るなり調子なども一の初の低き一越より算へ候へば上無の高調子に行き候はば一の下と一の上と隣に成候。

十二調子圖

ずつと高きとずつと低きとは似たる物に成申候佛法もずつとたけ候得ば佛をも法をも知らぬ凡夫に等しきものに成候て物知りと雖何も知らぬ人の様に人を見なす程にかざりもなくなる物にて候故に始の

住地の無明煩惱と後の不動智と一つに成るは智慧働きの分は失せ果てゝ元の心元の念の位に落着申候愚智の凡夫は一向に智慧がなき故に顔に出ぬなり、ずつとたけたる智慧は早や智慧がいらぬにより一切出ざるなり生物智になり智慧が顔に出て申候てはをかしく候。

理修行事修行

理は右申如く至り至りては何も取りあへず只一心の捨様にて候然れども事の修行と申すは劍術の上にて申さば身搆三個九個の樣々の習の事にて候理を知りても事を自由に働らかさねば成らず候身持太刀持よく候とも理の極所暗くては成まじく事と理との二つは車の兩輪の如くたる可く候一心によく治めて手足身の稽古致す可し。

間不容髮

間髮を容れずとは劍術にたとへて申さば間とは物を二重合せて其間へは髮筋も入れずと申す義にて候透間もなく候と申事にて候例へば

手をぱつと打候得ば其儘はつしと音出て申候打手より音の出て候間へは髪筋も入る間なく候手を打て後に音が思案して出づるものにてはなく候此たとへにて候人の截たる太刀に心が止り候得ば間が出來候其間に手前の働が拔け申候向の截太刀と我働との間へは髪筋も入れざる程なれば人の太刀は我太刀たる可候禪宗の問答も此心あり佛法にては止りて物に心の殘る事を嫌ひ申候故に止るを煩惱と申候。立て切りたる早川へ手玉を流す樣に波にのりてぽつ／＼と流して少しも止まらぬ心を尊び候。

石火機

石火機と申すは是れも前の心持にて候石をはたと打つに打つや否なや光り出で候是も心の止るべき間なき事を申候斯樣に申候とも又早やきと計り心得候はあしく候心を物に止め間敷きと申が專一に候早やきにも心遲きにも心の止らぬ所を申候兎角止る心は敵に奪るゝ物

にて候又早くせんとてきつと思まうけ候へば共に思ひをける心に心を取られ候。

西行家集の内に

世をいとふ人としきけばかりの宿に
心止なと思ふばかりぞ

と申す歌は昔遊女の詠みし歌なり此歌を劍術の極意となして我々獨心得られ候はゞ然可候心止なと思ふばかりと云處へ落着なる可候禪宗にていかん是佛と答へ候聲の未だ終らざる內に一枝の梅花となるとも庭前の柏樹となりとも云べし云事の吉凶を撰ぶにてはなくして止らぬ心は色にも香にも寫らぬなり此寫らぬ心の體を神とも佛とも云ひ學ぶなり禪心とも至極とも申候思案事して後に言ひ出し候得ば金言妙句にても住地の煩惱となり候石火の光と申すも電光の機と申すもぴかりとするには電光の際に働くを申候例へば又右衞門と呼び

かくるにオーと答ふる心を不動智と申候又右衞門と呼び掛けられて何用にてかあるらんと思案して後に何用にて候などゝ云ふ心は住地煩惱にて候然らば又右衞門と申す者心得樣々にて止りて物に動かされ迷はされたる心を無明住地煩惱とて凡夫にて候又右衞門と呼ばれオーと答ふるを諸佛の智慧と申候然らば佛と衆生とになり神と人とになり候。

此心の明なるを神とも佛とも申候神道歌道儒道とて道多く候得共皆一心の明なるを申候然れども斯樣に書付申候事も只詞にて心を講義したる分けにて候此心人に我身に有りて晝夜好き事惡しき事と物業に依り家に放なれ國を亡し其身の程々に從て善惡ともに心の業に候へ共此心いかなる物ぞと悟りあきらむ人なし世の中に心を講義する人は有べけれ共明らめ候人は稀にもある可らず候と見及申候偶々明らめ知り候ても又行候事なり難候此心を能く說くとて心を明らめたるにては有まじく候水の事を能く講義しても口は濕れず火を能く說くも口あつからず候眞の火を融らては知り申さず候講釋したるまでには知れ申さず候此一心の明らめ樣は深く工夫の上にて出て申すべく候。

心置所

心の置所いつくに置くぞ敵の身の傚に心を置けば敵の身の傚に心を取られ敵の太刀に心を取られ人の構へ我構何れにも置處に取らるゝなり兎角心の置處なしと云は或人の曰我心を兎角氣所へやると云ふにも早や止るに依りて心を臍の下に押し込みて氣所へやらぬ樣にして敵の働によつて轉化せよと云ふ心さもあるべき事なれ共佛法向上の段より見れば臍下に押して氣處へ遣らぬと云ふは又一段低し向上にあらず夫れは修行稽古の時の位なり敬の字の位なり又孟子が放心をも止よと云ひたる位なり立ち昇て向上の段にてはなし敬の字の心

持なり放心の事は別に書進し候御覽ある可く候臍下に押込て置かんとすれば押込心に心を取らる兎角に此心の置所なきなり或人の云扨ては身の內に何所にか心を置く可きぞ答云左手に心を置けば右手の用が缺け目に心を置けば耳の用が缺けるなり何所になりとも一所に心を置けば氣の所は皆用を缺くるなり然るときは心を何所に置くべきかと云ふに何所にも置くな何所に置くか又は我身一杯に行て全體に延びはびこり大心になるなり足手指耳目口鼻毛一筋の下まて行渡りて心の至らずと云ふ所なし故に一身の內何所なりとも入る所々に力味もなく働を即千手觀音不動明王の位にも我身がなつたぞ一所に止る心を偏と云ふを劍術に限らず嫌申候心を何所に置くと思心なければ全體に入はまつてあるぞ敵の働に依り當位に心を用て跡を捨て止むべからず心を身內に捨て置けば全所へは行かぬものなり一所に止めぬ工夫之れ修行なり。

心を何所にも置なと云が眼なり肝要なり可秘々々。

本心妄心

妄心は要心にて候本心とは一所に止めぬと申なり止ねば身一杯に廣かり有なり妄心は何ぞ思詰めて一所に固くなる心にて候本心は一所に固く居申により妄心となり本心を取り失ふなり故に本心を失へば諸心の用が缺け申候是にて萬端合點參る事に候例へば本心は水の如く又止り固まりたる妄心は氷の如し氷と水とは一つなれども氷になりては手も足も洗はれ申さず其氷とけてから萬事自由なりさる程に妄心に能く解かして水になし水になして手も顏も洗ふべし。

有心無心

有心の心無心の心と申事に候有心の心と申すは則右申妄心と同事にて候有心とは有る心と書申候何事にても一方は思詰めたる所有は分別思案が生ずる程に有心の心と申候無心の心とは右本心と同事にて

候止まる所なければ心に何もなし何もなければ無心の心にて候是無心の心になりて水の滿たる樣に一身に心を捨置ば何にても用の向ふ時出て用を叶る也止まる心は働かぬぞ何にか心を止むれば見れ共見えず聞け共聞えず食へ共其味を知らず候何にても其思事に心はある物にて候本心に至るまでの橋には其事々に働心を捨元の我になるが修行稽古にて候是も心を止めぬにて候常に心にかくれば後には何となく其位に至るなり急に其心に行かんとすれば最早夫れに心が止まりて一圓に至らぬぞ。

歌に

思はしと思ふも物を思ふなり
思はしとたに思はしや君

水上打葫蘆子

水上に葫蘆子を打つ擦着すれば則轉す葫蘆子を擦着するとは手を以

て押す事なり葫蘆子を水に投て押せばヒヨト脇へ退き押せば脇へ退き何してもー所に止らぬものなり本心に至りたるは此水上葫蘆子の一所に止らぬが如くなり。

應無所住而生其心

此文に訓讀すれば應に住する所なくして而も其心を生ぜねば手も足も動かぬなり又心を生じてすれば其する事に心が止らぬなり然る間此文は止事なくして心を生ず可しとありて其事をしながら心の止らざるを諸道の名人と申候佛法にては心の止る所から執着の心念起り輪廻も是より起り候此止る心を生死のさつなと申候尤紅葉を見ても花紅葉と見る心が生じながら其所に止らぬ事を肝要と仕候。

玆圓歌に

柴の戸に匂はん花はさもあれよ
詠めてけりなうらめしの身や

花は無心に匂ひぬるを我は花に止めてけるよと我身の色にそみ執着したる心を恨めしとなり見るともへだつとも一所に心を止めぬを至極とするなり敬の字を主一無適と注を下して心を一所に取り定て餘所へ散さぬ樣にして後より拔き截るとも截る方へ心をやらぬを敬と云ふなり尤肝要なり殊に國主などの御意を承る事敬の字の心眼たるべし佛法にも敬の字の心あり一心不亂と說き玉ふも敬の字の心なり敬白の鐘を鳴らすとて三つならして後手を合して敬を白するを唱上候此敬白の心即主一無適一心不亂と同義にて候然れども佛法にては敬の字の心は至極の所にてはなく候我心を捕へ亂れぬ樣に止るは未修行稽古の位にて候此の稽古の年月積りぬれば自由なる位に行く事に候右の應無所住而生其心位は向上至極の位にて候敬の字の心を餘所へやるまいやれば亂るると思ひて少しも油斷なく引つめ置く位にて候是當座心を散さぬ一段の事なり常の如く有ては不自由なる義あ

り例へば雀の子を取られじと猫に繩を付けはなさぬ位にて候我心を猫のつながれたる如くにしては用が心の儘になるまじく候猫に能々しつけをさして置て繩をはなしても走行したき所へやり候て雀子を一所に居て取らぬ樣にするか應無所住而生其心の文の心に叶たるにて候劍術の上より申し候へば太刀を截つ形容など止め其手を忘て打て人を截れ人に心を置く人も空に心を有止められまいぞ鎌倉の大覺禪師大唐の亂に捕られ斬られんとする時禪師の頌に曰珍重大元三尺劍電光影裏截春風と仰らる是時太刀を捨て走りたるとあり大覺の心は太刀をヒラリと振り上げたるは電の如く電のピカリとする間何の心と何の念もないぞ截太刀にも心はないぞ截る人も空截太刀も空截たるる我も空なれば人も人にあらず截太刀も太刀にあらず截たるる我も我にあらず只電のピカリとする內に春の空吹く風を截りたる如く一切止らぬ心なり風を截りたらば手にも太刀にも覺あるまいぞケ

様に心を忘れて萬事をするが上手の位にて候舞は手に扇を取り足を踏其手足を好くせんと扇を好く舞さんと思候を忘れ切らぬは手とは申されず候未手足に心が止らば業は面白かる間敷何手も心を捨切らずしては爲す所作皆々惡敷候。

不見放心心要放

不見放心と申事の御入候求放心とは孟子が申されたることにて離れたる心を尋求て我身へ返せと申心にて候例へば猫犬鷄などを放して餘所へ行けば我家へ返す如く心は一身の主人なり其心惡敷道に行き止るを後て尋求て返さぬぞと云ふ義なり邵康節と申者は心は放つ可しと申候是は又からりと替りたる様に聞申候ヶ様に申したる心持は心を捕へ詰て置く時はつながれたる猫の如くなりて働かれぬぞ物に心の止らしめぬ様に好くつかい放して何所へなりともおつ放し捨て置けと云義なり好く物に心がしみたがりするに依てしまず止まらず

我身へ求め返せと申は是未初心の位にて候蓮は泥にしまぬ物にて候程に泥の中より咲出後逸なるものにて候能く研たる水晶の玉は泥に入てもしまぬ物にて候ヶ様に心を自由にして何所に放してもしまぬ所までの修行肝要に候稽古の中は孟子が敬の字の心を主とし後邵康節が心は要放と云ひたる心考べし。

前後際斷

前後際斷と申候事の候際は間と申事に候斷は截ると申事に候前後の間に間を截て爲せと申義にて心を止めぬ事にて候也。

右は澤庵和尚之製り柳生但馬守に授者也。

武德教科　劍道團隊教範　終

大正元年十一月十日印刷
大正元年十一月十四日發行

劍道團隊教範

定價金二十五錢

不許複製

著作權所有

著作者　可野榮治

發行者　東京市日本橋區本銀町三丁目二番地　福岡元治郎

發行者　大阪市南區安堂寺橋通三丁目五十七番地　中村寅吉

印刷者　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地　藤本兼吉

印刷所　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地　株式會社秀英舍第一工場

發行所
東京市日本橋區本銀町三丁目二番地
大阪市南區安堂寺橋通三丁目五十七番地
鍾美堂書店
（振替貯金口座東京四八二〇地）
（振替貯金口座大阪四五七番）

FI4G-47

終